

令和 3 年 第 2 回

大崎町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 3 年 6 月 8 日

閉会 令和 3 年 6 月 22 日

大 崎 町 議 会

令和3年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和3年6月 8日(火)から

15日間

令和3年6月22日(火)まで

| 月 日 | 曜 日 | 時刻 | 本会議 | 委員会 | 摘 要 |
|------|-----|----|-----|-----|------------------------|
| 6月8日 | 火 | 10 | 第1日 | | 会 期 の 決 定 議 案 等 上 程 |
| 9日 | 水 | | | 委員会 | 付託案件の審査 |
| 10日 | 木 | | | 委員会 | 付託案件の審査 |
| 11日 | 金 | | | | 予 備 |
| 12日 | 土 | | | | 休 会 |
| 13日 | 日 | | | | 休 会 |
| 14日 | 月 | | | | 予 備 |
| 15日 | 火 | 10 | 第2日 | | 一 般 質 問 議 案 等 上 程 |
| 16日 | 水 | | | | 予 備 |
| 17日 | 木 | | | | 予 備 |
| 18日 | 金 | | | | 予 備 |
| 19日 | 土 | | | | 休 会 |
| 20日 | 日 | | | | 休 会 |
| 21日 | 月 | | | | 予 備 |
| 22日 | 火 | 10 | 第3日 | | 付託案件の審査報告 議 案 等 上 程 |

令和3年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月8日）（火）

| | |
|--|----|
| 1. 開 会 | 5 |
| 2. 開 議 | 5 |
| 3. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 4. 日程第2 会期の決定 | 5 |
| 5. 日程第3 行政報告 | 5 |
| 東町長報告 | 5 |
| 6. 日程第4 報告第2号 令和2年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 7 |
| 東町長提案理由説明 | 7 |
| 上橋総務課長 | 7 |
| 7. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号）） | 9 |
| 東町長提案理由報告 | 9 |
| 上橋総務課長 | 9 |
| 8. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について） | 12 |
| 東町長提案理由説明 | 12 |
| 本松税務課長 | 12 |
| 9. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） | 17 |
| 東町長提案理由説明 | 17 |
| 本松税務課長 | 17 |
| 10. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （固定資産評価審査委員会委員の選任について） | 19 |
| 東町長提案理由説明 | 19 |
| 11. 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （固定資産評価審査委員会委員の選任について） | 20 |
| 東町長提案理由説明 | 20 |
| 12. 日程第10 議案第23号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号） | 21 |

| | |
|--|----|
| 東町長提案理由説明 | 21 |
| 上橋総務課長 | 22 |
| 中山美幸君 | 23 |
| 東町長 | 23 |
| 谷迫保健福祉課長 | 23 |
| 中山美幸君 | 24 |
| 谷迫保健福祉課長 | 24 |
| 中山美幸君 | 24 |
| 谷迫保健福祉課長 | 25 |
| 13. 日程第1 1 議案第2 4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号) | 25 |
| 東町長提案理由説明 | 25 |
| 谷迫保健福祉課長 | 26 |
| 14. 日程第1 2 議案第2 5号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について | 26 |
| 東町長提案理由説明 | 26 |
| 谷迫保健福祉課長 | 26 |
| 15. 日程第1 3 議案第2 6号 大崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について | 28 |
| 東町長提案理由説明 | 28 |
| 時見建設課長 | 28 |
| 中山美幸君 | 28 |
| 東町長 | 29 |
| 時見建設課長 | 29 |
| 中山美幸君 | 29 |
| 時見建設課長 | 29 |
| 16. 日程第1 4 議案第2 7号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について | 30 |
| 東町長提案理由説明 | 30 |
| 上橋総務課長 | 30 |
| 17. 日程第1 5 議案第2 8号 大崎町と志布志市との間における曾於南部地 区水利施設管理強化事業の事務の受託について | 31 |
| 18. 日程第1 6 議案第2 9号 大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区 水利施設管理強化事業の事務の受託について | 32 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 東町長提案理由説明 | 32 |
| 竹本耕地課長 | 32 |
| 19. 日程第17 議案第30号 第3次大崎町総合計画について | 34 |
| 東町長提案理由説明 | 34 |
| 中野企画調整課長 | 35 |
| 20. 休 憩 | 36 |
| 21. 散 会 | 36 |
| 第2号(6月15日)(火) | |
| 1. 開 議 | 43 |
| 2. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 43 |
| 3. 日程第2 一般質問 | 43 |
| 児玉孝徳君 | 43 |
| 東町長 | 43 |
| 児玉孝徳君 | 44 |
| 東町長 | 44 |
| 児玉孝徳君 | 45 |
| 東町長 | 45 |
| 児玉孝徳君 | 45 |
| 東町長 | 46 |
| 児玉孝徳君 | 47 |
| 東町長 | 47 |
| 竹本耕地課長 | 47 |
| 児玉孝徳君 | 48 |
| 東町長 | 48 |
| 児玉孝徳君 | 48 |
| 東町長 | 48 |
| 児玉孝徳君 | 49 |
| 東町長 | 49 |
| 児玉孝徳君 | 49 |
| 東町長 | 50 |
| 児玉孝徳君 | 50 |
| 児玉孝徳君 | 50 |
| 東町長 | 51 |

| | |
|----------|----|
| 児玉孝徳君 | 51 |
| 東町長 | 51 |
| 児玉孝徳君 | 51 |
| 東町長 | 51 |
| 児玉孝徳君 | 52 |
| 東町長 | 52 |
| 児玉孝徳君 | 52 |
| 東町長 | 53 |
| 児玉孝徳君 | 53 |
| 東町長 | 54 |
| 児玉孝徳君 | 54 |
| 東町長 | 54 |
| 中野企画調整課長 | 54 |
| 児玉孝徳君 | 54 |
| 東町長 | 55 |
| 藤井教育長 | 55 |
| 児玉孝徳君 | 55 |
| 東町長 | 55 |
| 児玉孝徳君 | 55 |
| 東町長 | 56 |
| 児玉孝徳君 | 56 |
| 東町長 | 56 |
| 児玉孝徳君 | 57 |
| 東町長 | 58 |
| 児玉孝徳君 | 59 |
| 4. 休 憩 | 59 |
| 稲留光晴君 | 59 |
| 東町長 | 59 |
| 稲留光晴君 | 60 |
| 東町長 | 60 |
| 稲留光晴君 | 60 |
| 東町長 | 61 |
| 本松税務課長 | 61 |
| 稲留光晴君 | 62 |

| | |
|----------|----|
| 東町長 | 62 |
| 稲留光晴君 | 63 |
| 東町長 | 63 |
| 稲留光晴君 | 63 |
| 東町長 | 64 |
| 稲留光晴君 | 64 |
| 東町長 | 64 |
| 谷迫保健福祉課長 | 64 |
| 稲留光晴君 | 64 |
| 谷迫保健福祉課長 | 64 |
| 稲留光晴君 | 65 |
| 谷迫保健福祉課長 | 65 |
| 稲留光晴君 | 65 |
| 東町長 | 65 |
| 稲留光晴君 | 65 |
| 東町長 | 65 |
| 稲留光晴君 | 66 |
| 上橋総務課長 | 66 |
| 稲留光晴君 | 66 |
| 上橋総務課長 | 66 |
| 稲留光晴君 | 66 |
| 上橋総務課長 | 66 |
| 稲留光晴君 | 66 |
| 上橋総務課長 | 66 |
| 稲留光晴君 | 67 |
| 東町長 | 67 |
| 稲留光晴君 | 67 |
| 上橋総務課長 | 67 |
| 稲留光晴君 | 67 |
| 東町長 | 68 |
| 稲留光晴君 | 69 |
| 東町長 | 69 |
| 稲留光晴君 | 69 |
| 東町長 | 70 |

| | |
|-----------------|----|
| 稲留光晴君 | 70 |
| 東町長 | 70 |
| 稲留光晴君 | 70 |
| 東町長 | 70 |
| 稲留光晴君 | 71 |
| 藤井教育長 | 71 |
| 稲留光晴君 | 72 |
| 5. 休 憩 | 72 |
| 中山美幸君 | 72 |
| 東町長 | 72 |
| 中山美幸君 | 73 |
| 東町長 | 73 |
| 竹本耕地課長 | 73 |
| 中山美幸君 | 73 |
| 東町長 | 74 |
| 中山美幸君 | 74 |
| 東町長 | 74 |
| 中山美幸君 | 74 |
| 東町長 | 74 |
| 中山美幸君 | 74 |
| 東町長 | 75 |
| 竹本耕地課長 | 75 |
| 中山美幸君 | 75 |
| 東町長 | 75 |
| 中山美幸君 | 76 |
| 東町長 | 76 |
| 中山美幸君 | 76 |
| 東町長 | 77 |
| 中山美幸君 | 77 |
| 東町長 | 78 |
| 中山美幸君 | 78 |
| 東町長 | 78 |
| 中山美幸君 | 79 |
| 東町長 | 79 |

| | |
|--------|----|
| 中山美幸君 | 79 |
| 東町長 | 80 |
| 竹本耕地課長 | 80 |
| 中山美幸君 | 80 |
| 中山美幸君 | 81 |
| 東町長 | 81 |
| 竹本耕地課長 | 81 |
| 中山美幸君 | 81 |
| 時見建設課長 | 82 |
| 中山美幸君 | 82 |
| 時見建設課長 | 82 |
| 中山美幸君 | 82 |
| 時見建設課長 | 82 |
| 中山美幸君 | 82 |
| 東町長 | 82 |
| 中山美幸君 | 82 |
| 東町長 | 83 |
| 中山美幸君 | 83 |
| 東町長 | 84 |
| 中山美幸君 | 84 |
| 東町長 | 85 |
| 中山美幸君 | 85 |
| 東町長 | 85 |
| 中山美幸君 | 85 |
| 東町長 | 86 |
| 中山美幸君 | 86 |
| 6. 休 憩 | 86 |
| 平田慎一君 | 87 |
| 東町長 | 87 |
| 平田慎一君 | 87 |
| 東町長 | 88 |
| 平田慎一君 | 88 |
| 東町長 | 88 |
| 平田慎一君 | 88 |

| | |
|-----------|-----|
| 東町長 | 89 |
| 平田慎一君 | 89 |
| 東町長 | 90 |
| 中村農林振興課長 | 90 |
| 平田慎一君 | 90 |
| 橋口農業委員会会長 | 90 |
| 平田慎一君 | 90 |
| 橋口農業委員会会長 | 91 |
| 相星農委事務局長 | 91 |
| 平田慎一君 | 92 |
| 橋口農業委員会会長 | 92 |
| 相星農委事務局長 | 92 |
| 平田慎一君 | 93 |
| 橋口農業委員会会長 | 93 |
| 相星農委事務局長 | 93 |
| 平田慎一君 | 94 |
| 東町長 | 94 |
| 平田慎一君 | 95 |
| 東町長 | 95 |
| 平田慎一君 | 96 |
| 東町長 | 96 |
| 中村農林振興課長 | 96 |
| 平田慎一君 | 96 |
| 東町長 | 97 |
| 平田慎一君 | 97 |
| 東町長 | 97 |
| 平田慎一君 | 98 |
| 東町長 | 98 |
| 平田慎一君 | 98 |
| 藤井教育長 | 99 |
| 平田慎一君 | 99 |
| 藤井教育長 | 99 |
| 上野教委管理課長 | 99 |
| 平田慎一君 | 100 |

| | |
|---|-----|
| 中野企画調整課長 | 100 |
| 平田慎一君 | 100 |
| 東町長 | 100 |
| 平田慎一君 | 101 |
| 東町長 | 101 |
| 平田慎一君 | 101 |
| 東町長 | 101 |
| 平田慎一君 | 102 |
| 東町長 | 102 |
| 平田慎一君 | 102 |
| 東町長 | 103 |
| 平田慎一君 | 104 |
| 東町長 | 104 |
| 谷迫保健福祉課長 | 104 |
| 7. 休 憩 | 104 |
| 谷迫保健福祉課長 | 104 |
| 平田慎一君 | 105 |
| 東町長 | 105 |
| 平田慎一君 | 105 |
| 藤井教育長 | 105 |
| 平田慎一君 | 105 |
| 藤井教育長 | 106 |
| 平田慎一君 | 106 |
| 8. 休 憩 | 107 |
| 9. 日程第3 議案第31号 2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負契約 の締結について | 107 |
| 東町長提案理由説明 | 107 |
| 上橋総務課長 | 107 |
| 10. 日程第4 議案第32号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事 (下部工1工区) 請負契約の締結について | 109 |
| 東町長提案理由説明 | 109 |
| 上橋総務課長 | 109 |
| 上原正一君 | 109 |
| 時見建設課長 | 110 |

| | |
|---|-----|
| 11. 日程第5 議案第33号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事 (下部工2工区) 請負契約の締結について | 110 |
| 東町長提案理由説明 | 111 |
| 上橋総務課長 | 111 |
| 12. 日程第6 議案第34号 中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結 について | 112 |
| 東町長提案理由説明 | 112 |
| 上橋総務課長 | 112 |
| 13. 日程第7 議案第35号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について | 114 |
| 東町長提案理由説明 | 114 |
| 上橋総務課長 | 114 |
| 中山美幸君 | 115 |
| 上橋総務課長 | 115 |
| 中山美幸君 | 115 |
| 上橋総務課長 | 115 |
| 中山美幸君 | 115 |
| 上橋総務課長 | 115 |
| 中山美幸君 | 116 |
| 上橋総務課長 | 116 |
| 14. 散 会 | 117 |

第3号(6月22日)(火)

| | |
|--|-----|
| 1. 開 議 | 123 |
| 2. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 123 |
| 3. 日程第2 議案第26号 大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について | 123 |
| 稲留文教経済常任委員長 | 123 |
| 4. 日程第3 議案第23号 令和3年度大崎町一般会計補正予算(第2号) | 124 |
| 吉原総務厚生常任委員長報告 | 124 |
| 5. 日程第4 議案第24号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) | 127 |
| 吉原総務厚生常任委員長報告 | 127 |
| 6. 日程第5 議案第30号 第3次大崎町総合計画について | 128 |
| 児玉第3次大崎町総合計画審査特別委員長 | 128 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 7. 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について | 129 |
| 東町長提案理由説明 | 129 |
| 8. 日程第7 議員派遣の件 | 131 |
| 9. 日程第8 閉会中継続審査・調査申出書 | 132 |
| 10. 閉 会 | 132 |

第 1 号

6月8日 (火)

令和3年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月8日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1番，2番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 2号 令和2年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（固定資産評価審査委員会委員の選任について）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
（固定資産評価審査委員会委員の選任について）
- (総) 日程第10 議案第23号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第11 議案第24号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第25号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- (文) 日程第13 議案第26号 大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第27号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第28号 大崎町と志布志市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

日程第16 議案第29号 大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

(特) 日程第17 議案第30号 第3次大崎町総合計画について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 平田 慎一 | 7番 吉原 信雄 |
| 2番 富重 幸博 | 8番 中山 美幸 |
| 3番 稲留 光晴 | 9番 上原 正一 |
| 4番 諸木 悦朗 | 10番 小野 光夫 |
| 5番 宮本 昭一 | 11番 児玉 孝徳 |
| 6番 中倉 広文 | 12番 神崎 文男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|---------------------|
| 町 長 東 靖 弘 | 農林振興課長 中 村 富士夫 |
| 副 町 長 千 歳 史 郎 | 耕 地 課 長 竹 本 忠 行 |
| 教 育 長 藤 井 光 興 | 建 設 課 長 時 見 和 久 |
| 会 計 管 理 者 西 高 和 義 | 農 委 事 務 局 長 相 星 永 悟 |
| 総 務 課 長 上 橋 孝 幸 | 水 道 課 長 高 田 利 郎 |
| 企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一 | 教 委 管 理 課 長 上 野 明 仁 |
| 住 民 環 境 課 長 岡 留 和 幸 | 社 会 教 育 課 長 宮 本 修 一 |
| 保 健 福 祉 課 長 谷 迫 利 弘 | 税 務 課 長 本 松 健 一 郎 |

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

| |
|-----------------------|
| 事 務 局 長 本 高 秀 俊 |
| 次 長 兼 調 査 係 長 福 永 浩 二 |
| 議 事 係 長 上 床 就 路 |
| 庶 務 係 主 幹 西 ゆかり |

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（神崎文男君） これより、令和3年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、平田慎一君、及び
2番、富重幸博君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月22
日まで15日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月22日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 行政報告

- 議長（神崎文男君） 日程第3「行政報告」を行います。
これを許可します。
○町長（東 靖弘君） 令和3年第2回大崎町議会定例会に当たり、諸般の行政報告を
いたします。

まず、はじめに、企画調整課関係でございます。東京オリンピック事前合宿中止
について御報告いたします。本町は、台湾とトリニダードトバゴ共和国のホストタ
ウンに登録されており、東京オリンピックに向けた事前合宿を7月から受け入れる
予定で準備を進めておりました。

まず、台湾でございますが、台湾及び日本国内の新型コロナウイルスの感染状況
を懸念され、合宿を中止したい旨の連絡がございました。

次に、トリニダードトバゴ共和国とは、新型コロナウイルスの感染状況を含め協
議を重ねておりましたが、万が一の感染リスクや医療体制等を考慮すると、本町と
して受入れが厳しいとの判断に至り、事前合宿の中止を相手国にお伝えしたところ
でございます。

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の活用による陸上競技の聖地づくりの大きな推進力となることを期待しておりましたが、現状ではやむを得ないとなりましたことを御報告いたします。

次に、建設課関係でございます。東九州自動車道志布志ICから鹿屋串良JCT間、19.2キロメートルは、昨年の7月豪雨災害の影響により工事の進捗に遅れが生じておりましたが、このたび関係各位の御努力により、令和3年7月17日土曜日に開通できる見込みとなりましたので御報告いたします。

最後に、保健福祉課関係でございます。新型コロナウイルスに対するワクチン接種について御報告いたします。本町におきましても、ワクチンの供給量に応じて国が示しております優先順位に基づきワクチン接種を行っております。まず、6月1日現在でワクチン接種を2回受けられた方々の進捗状況でございますが、3月下旬から接種が始まった医療従事者の接種者数は141名で、接種率は80%となっております。また、5月6日から接種が始まった高齢者施設等の入所者及び従事者の接種者数は130名で、接種率は23%となっております。

次に、接種券の配送状況でございますが、接種券は65歳以上の方に対しまして、3回に分けて発送しております。1回目は、よりリスクの高い75歳以上の方を4月27日に、2回目は、69歳から74歳の方を5月18日に郵送いたしました。3回目となる65歳から68歳の方を5月31日に郵送予定でございましたが、大崎郵便局内でコロナウイルス感染者が確認されたことを受け、大崎郵便局での発送業務が困難となったため、急遽6月1日から、自治公民館や宅配事業者の御協力を得て発送いたしました。なお、64歳以下の方につきましては、65歳以上の方の進捗状況を見ながら案内周知をしていく予定でございます。

次に、予約受付についてでございますが、インターネットでの受付を5月1日から、電話での受付を5月6日から開始しております。69歳以上の方を対象とした6月1日現在の受付状況でございますが、発送総数は3,790人に対しまして、2,966人の申し込みを受け付けており、申し込み率は78.3%でございます。

次に、ワクチンの供給状況でございますが、6月中には65歳以上の方全員が2回接種できる量が確保される見込みでございます。

続きまして、接種方法でございますが、本町におきましては、個別接種から開始いたしまして、その後、個別接種と集団接種の併用という形で進めていく計画でございます。町内の医療機関では、5月17日から個別接種を開始しておりますが、集団接種につきましては、1回目を中央公民館で6月26日、27日、及び7月11日の三日間実施し、野方改善センターで7月4日に実施する計画でございます。

次に、曾於医師会立有明病院の閉院について御報告いたします。5月26日付の

文書で、曾於医師会立有明病院は本年9月31日をもって閉院し、曾於医師会立病院へ吸収合併する旨の報告がありました。有明病院は、平成9年12月1日に、国立療養所志布志病院から経営移譲を受けて運営をしてきておりますが、医療ニーズの変化、在宅医療の増加や人口減少などにより入院・外来患者ともに減少傾向にあることと、50年以上経過している建物や施設設備の老朽化等の現状を鑑みて経営状況は厳しい状況が続いてきています。医師会においても、病棟縮小や外来診療のみとした場合の経営のシミュレーションなど、継続の可能性を模索してきたようですが、結果、今後の医療提供を継続することは困難ということになったようでございます。職員については、医師会立病院をはじめ、他の共同利用施設への異動を含め、本人の意向に沿うように丁寧に対応すること、患者については、本人や家族の意向を伺いながら今後のことを進めていくということでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 報告第2号 令和2年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（神崎文男君） 日程第4、報告第2号「令和2年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 本案は、新型コロナウイルス感染症対策事業など14の事業に係るものでございます。これらは、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）で議決をいただいております繰越明許費のほか、令和3年3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費について、地方自治法施行令146条第2項の規定により、令和2年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたしますので、2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第2号は、ただいま町長から説明がございましたとおり、令和2年度内に事業が完了しないことから、令和3年度に繰り越すことを報告するものでございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、翌年度繰越額は1,078万7,000円でございます。本事業は、公共施設に係るトイレ自動水洗化事業でございますが、災害復旧事業等の影響に伴い、

人手不足や資材の調達等に期間を要するため、翌年度に繰り越すものでございます。項3 戸籍住民基本台帳費、戸籍法の一部を改正する法律に向けた戸籍情報システム改修作業、及び、次の戸籍附票システム改修作業でございますが、翌年度繰越額はそれぞれ149万6,000円と492万8,000円でございます。本事業は、受託業者の所在地が緊急事態宣言地域にあったため、本町への移動が困難になり、改修作業に遅れが生じているため繰り越すものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、翌年度繰越額は3,869万1,000円でございます。本事業は、国の第3次補正予算関連事業であり、準備から実施まで期間を要することから繰り越すものでございます。項2 清掃費、災害等廃棄物処理事業の翌年度繰越額は220万7,000円でございます。本事業は、7月豪雨災害に伴う被災住宅の自主解体補助でございますが、災害復旧事業等の影響に伴い、解体を行う事業者の人で不足等により事業が遅れているため繰り越すものでございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業でございますが、翌年度繰越額は1,986万7,000円でございます。本事業は、国の第3次補正予算関連事業であり、準備から実施まで期間を要するため繰り越すものでございます。次の、新型コロナウイルス感染症対策事業の翌年度繰越額は203万5,000円でございます。本事業は、菱田農村環境改善センターのトイレ洋式化事業でございますが、こちらにつきましても災害復旧事業等の影響に伴い、人手不足や資材の調達等に期間を要するため繰り越すものでございます。次の農地耕作条件改善事業でございますが、翌年度繰越額は1,281万円でございます。本事業は国の補助金を活用した事業でございますが、農地等の災害復旧事業の影響により事業の進捗に遅れが生じているため、繰り越すものでございます。

款6 商工費、項1 商工費、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、翌年度繰越額は3,663万円でございます。本事業は、くにの松原キャンプ場内のトイレ洋式化工事及びプレミアム商品券発行事業でございます。いずれも、国の地方創生臨時交付金を有効活用するために、繰り越して実施するものでございます。

款9 教育費、項2 小学校費及び項3 中学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、翌年度繰越額はそれぞれ520万円と120万円でございます。いずれも、国の第3次補正予算に伴う事業でございますが、切れ目なく感染予防対策を講じるため、繰り越して実施するものでございます。次の項5 保健体育費の新型コロナウイルス感染症対策事業の翌年度繰越額は293万7,000円でございます。本事業は、総合体育館のトイレの洋式化及びトレーニング室の換気扇設置に伴う工事費でございますが、災害復旧事業等の影響もあり、施工に期間を要するこ

とから翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費及び項2公共土木施設災害復旧費は、いずれも昨年の7月豪雨による災害復旧事業でございますが、翌年度繰越額はそれぞれ1億4,764万7,000円と2億4,114万4,000円でございます。国の災害査定に期間を要したことや、災害件数も多く、人手不足等により事業の進捗に遅れが生じているため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号））

○議長（神崎文男君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額から4,006万円を減額し、歳入歳出予算の総額を146億3,831万6,000円にするものでございます。

補正の主なものは、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。今回の補正は、事務事業実施に係る国・県支出金や地方債などの特定財源の確定に伴う財源変更が主なものでございますので、それ以外の主な部分について御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の15ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費223万円の減は、通知カード・個人番号カード関連事務交付金の実績に基づく減でございます。

17ページをお願いいたします。款4衛生費、項2清掃費、目1し尿塵芥処理費405万7,000円の減は、昨年の7月豪雨により被災した住宅に係る自主解体補助金を、実績見込みにより減額するものでございます。

18ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項2林業費、目1林業振興

費は、森林環境譲与税を活用した事業の執行実績に伴う事業費の調整が主なものでございます。

款6 商工費、目2 商工業振興費2,400万8,000円の減は、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整でございますが、このうち、主なものは、節7 報償費、ふるさと納税謝礼7,799万6,000円の減と、節11 役務費のうち、事務に係る手数料1億6,030万円の減、節12 委託料、ふるさと納税PR業務委託料5,556万8,000円の減のほか、節24 積立金2億7,192万6,000円は、寄附金の確定に伴うふるさと応援基金積立金の増でございます。なお、令和2年度のふるさと納税の実績でございますが、寄附件数は35万189件、金額は49億8,101万4,000円でございます。目4 新型コロナウイルス感染症対策事業費880万3,000円の減の主なものは、実績に伴い、節18 負担金、補助及び交付金の説明欄にございます2つの補助金を減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。款7 土木費、項5 住宅費、目3 特定優良賃貸住宅管理費117万3,000円は、事業費の確定に伴う地域優良賃貸住宅基金積立金の増でございます。

これで歳出の説明を終わりました、次に歳入について御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税から、次の10ページの一番下でございます款12 交通安全対策特別交付金までは、各種譲与税や交付金の額が確定したことに伴い補正をするものでございます。

11ページをお願いいたします。款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目4 土木使用料103万9,000円は、シャルム文化通りの入居等に伴う住宅使用料の増でございます。

款15 国庫支出金から款16 県支出金までは、それぞれ説明欄に記載してございます負担金や補助金などを、事業費の確定や国・県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございますが、そのうち、款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 災害復旧費国庫負担金7,248万8,000円は、公共土木施設災害復旧費負担金でございますが、昨年の7月豪雨災害が激甚災害に指定され、国庫負担金の嵩上げがなされたことから増額するものでございます。

次に、13ページをお願いいたしまして、下のほうになりますが、款18 寄附金、目1 一般寄附金2,298万6,000円の減は、ふるさと納税寄附金を実績に伴い減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。款19 繰入金、目1 財政調整基金繰入金5,2

65万円の減と、目7減債基金繰入金1億円の減は、財源の調整でございます。

款22町債は、合計で4,984万7,000円の減でございますが、説明欄にございます各事業の実績等に伴い地方債の借入額が決定したことにより、それぞれ増減するものでございます。

以上で、歳入の説明をおわります。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。(1)変更でございますが、款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正でございます。これは、ワクチン接種体制の確保を図るための事業でございますが、事業費の確定見込みにより、補正後の額に減額するものでございます。

次に、項2清掃費は、7月豪雨で被災した住宅を解体する際の廃棄物処理費を助成するための災害等廃棄物処理事業でございますが、確定見込みにより、補正後の額に減額するものでございます。

次に、款10災害復旧費は、農林水産業施設と公共土木施設に係る災害復旧費でございますが、それぞれ復旧工事費等の増減が見込まれることから、補正後の額に補正するものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。(1)変更でございますが、これは起債の目的欄の現年発生補助災害復旧事業及び減収補填債の限度額を、事業費の確定等に基づく同意見込みにより、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大崎町一般会計補正予算（第9号）」は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（神崎文男君） 日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法等の一部改正に伴いまして、町税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の負担調整措置等と個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の特例等が主なものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（本松健一郎君） それでは、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の主な内容は、先ほど町長の方からありましたとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う上位法の地方税法の一部の改正をもとに、固定資産税、土地の部になりますが、負担調整措置と軽自動車税に係る環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減の適用期間9か月延長をする改正、及び、内閣が制定する地方税法施行令の一部を改正する政令により、法律で定めていない一部を補う事項等を整備するものでございます。

お配りの条例案の11ページの次にあります新旧対照表（第1条）による改正について説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。条例第 2 4 条第 2 項は、内閣が制定する地方税法施行令の一部を改正する政令により、個人町民税の非課税の範囲について、扶養親族の解釈のところで「年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」と、より具体的に明記され、その内容を準用し整備を行うものでございます。本町の状況を申し上げますと、昨年のデータになりますが、令和 2 年 6 月 1 日現在、人口 1 万 2, 8 9 7 名で、世帯数 6, 7 4 7 世帯、このうち、非課税世帯で判断をされた世帯につきましては、2, 9 2 3 世帯、率にして 4 3. 3 2 % でございます。今の現状で申し上げますと、令和 3 年 4 月 1 日現在が 6, 7 0 1 世帯でございますので、単純にこの世帯で率で掛けますと、2, 9 0 0 世帯ほどが非課税世帯で判定される見込みというところでございます。今現在 6 月 1 日で確定をしたところですが、今、分析作業中でございますので、概算で説明させていただきます。1 6 歳未満の人数につきましては、1, 4 9 8 名でございます。

続きまして、その次から 4 ページまでの第 3 4 条の 7、寄付金税額控除ですが、上位法の所得税法第 7 8 条等の一部改正に伴い、寄附金控除について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することが詳細に明記されたことで整備を行うものでございます。町内の今現在、法人等におきまして、寄附金実績は、今現在確認はされておられません。ないということでございます。

続きまして、4 ページの下段をご覧ください。第 3 6 条の 3 の 2 から、7 ページの第 5 3 条の 9 第 4 項までは、上位法の地方税法第 3 1 7 条の 3 の 2 から第 3 2 8 条の 9 までの一部改正をもとに、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に經由すべきものが、電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適性に受けられることができる措置を講じていることと、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができるとする措置をもとに整備を行うものでございます。これも昨年のデータでございます。電子データで給与報告でいただいている分が、全体数が 4, 7 3 6 件中、2, 5 4 3 名分でございます。今年度の申告時期に、これが 4 0 0 名ほど増えまして 2, 9 4 3 件ということで増えております。青色申告につきましては、一昨年の分でございますと 4 0 3 件中 1 0 2 件が電子申告でございましたが、今回は 2 3 9 件ということで、1 3 0 件ほど増えている状況でございます。

続きまして、7 ページの下段から 8 ページをご覧いただきたいと思っております。第 8 1 条の 4、環境性能割の税率は、上位法の地方税法第 4 5 1 条の一部改正をもとに条文の整備を行うものでございます。本町の実績を申し上げますと、令和 2 年 4 月

1日から令和3年3月31日までの1年間、乗り換え等で車の登録台数が1,029台、これに環境性能割で課税が掛けられた分が、うち99台でございます。税額にしまして181万9,600円ということで実績が出ているようでございます。その次の第142条の入湯税関係につきましては、名称の変更による改正でございます。

8ページ中ほどの附則第3条の4は、先ほど御説明させていただきました本則第24条第2項と同様、内閣が制定する地方税法施行令の一部を改正する政令により、個人町民税の非課税の範囲について、扶養親族の解釈のところで「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」と、より具体的に明記されたことにより整備するものでございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。附則第5条の2の2の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございますが、上位法の地方税法附則第4条の4の一部改正の適用期間が、令和9年度までと延長されたことによりまして、個人の県民税及び町民税を延長することに伴い条文の整備を行うものでございます。特定一般用医薬品等購入費につきましては、昨年度の説明でもいたしましたセルフメディケーション税制の制定によるものでございまして、本町では今のところは実績がございません。通常の医療費の控除でいきますと、一昨年が382件、今回、今年度の申告では383件ということで実績が出ているようでございます。

次の附則第8条の2第3項から、11ページ同条第18項までの附則第15条第2項第1項等の条例で定める割合は、というところでございますが、上位法の地方税法附則第15条関係の一部改正による条ずれ等が原因でございまして、項番を整備するものでございます。

続きまして、11ページの中ほどの附則第8条の4の、平成30年7月豪雨に係る固定資産の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてでございます。平成30年7月豪雨により免失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成30年度分の固定資産税について、住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けた者のうち、家屋または構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部または一部について、令和3年度または令和4年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地と見なして固定資産税の課税標準の特例等の地方税法の規定を適用することから、条文等の整備を行うものでございます。この平成30年7月豪雨につきましては、本町については今のところ適用はございません。

続きまして、13ページの下段から、附則第9条の土地に対して課する令和3年

度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から、19ページの上段、附則第13条の2、特別土地保有税の課税の特例まででございますが、上位法の地方税法附則第17条関係の一部改正により、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担について調整措置を講じることから、それぞれの用途に合わせ条文の整備をするものでございます。ご存じのとおり、令和3年度につきましては、負担調整措置によりまして前年度の税額の据え置きということで対応しております。

続きまして、19ページの附則第13条の2の第2項、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、23ページの附則第14条の1、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例まででございますが、上位法の地方税法附則第29条及び第30条関係の一部改正によりまして、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの期間、取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって、譲与のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期間を令和3年12月31日まで延長することから、条文の整備を行うものでございます。環境性能割が始まりましたのが、令和元年10月1日から、法改正に伴いまして始まっているわけですが、4段階の税率が設定されております。非課税車両1%、2%、3%ということになっておりますが、これがそれぞれ1%ずつ軽減されるのが、今年の12月31日まで延長されたということでございます。ですので、おのずと1%のところは非課税枠に入ると、2%の車両が1%になり、3%課税のところは2%になるということでございます。

続きまして、23ページの附則第18条の「東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は」については、上位法の地方税法附則第56条関係の一部改正によりまして、固定資産税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期間を令和8年度まで延長することから条文の整備を行うものでございます。本町においては、こちらのほうは該当はございません。

続きまして、24ページの附則第22条第2項新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、については、上位法の地方税法附則第61条関係の一部改正によりまして新型コロナウイルス感染症等の影響で住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期間を令和17年度分の個人の県民税及び町民税まで延長する措置を講じることから条文の整備を行うものでございます。一昨年の申告の実績から申し上げますと、209件が住宅取得控除の件数でございましたが、今年度におきましては216件ということで、件数は増えております。

続きまして、条例案の24ページの中ほどから、新旧対照表（2条）による改正

について御説明をさせていただきます。

24ページの第48条第9項、法人の町民税の申告納付から、26ページの第50条第4項、法人の町民税に係る不足額の納付手続までについてでございますが、地方税法第321条関係の一部改正に伴いまして、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の通知について、特定特別徴収義務者の申出がある場合には、当該通知に代えて電磁的方法により通知事項を提供しなければならないこととし、当該提供が行われた場合は、当該通知が行われたものと見なす措置を講ずることになることから条文の整備を行うものでございます。現在、法人関係でいきますと、電子申告で、508件のうち、405件が電子申告されているようで、率にしまして約8割ということでございます。

26ページの第52条第3項、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金から、28ページの附則第3条の3第2項、納期限の延長に係る延滞金の特例までについてでございますが、地方税法321条の4及び同法附則第8条等の一部改正に伴いまして、地方税共通納税システム等の対象税目の拡大等により所要の措置を講ずることから条文の整備を行うものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わります。次に、今回改正による施行期日等について御説明いたしますので、条例案9ページの上段をご覧くださいと思います。附則の第1条でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行し、第1項第1号以降は、それぞれの経過措置等でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（神崎文男君） 日程第7、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容としましては、軽減措置に係る軽減判定基礎控除額の見直しと、世帯内に給与所得者が2名以上いる世帯の救済措置等に係る課税限度額の見直しでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（本松健一郎君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成30年度地方税法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、個人所得課税の見直しにより、令和3年度から給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円が振り替えられることから、国民健康保険税の負担水準に与える影響に不利益が生じないように、国民健康保険税の応益割、いわゆる均等割と平等割ですが、こちらのほうに軽減措置の判定基準となる金額を改正する必要があることから国民健康保険税条例の条文を整備するものでございます。

条例案の次にあります新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。アンダーラインの部分でございます。

1 ページをご覧ください。第23条第1項は、7割軽減判定基準においての一部改正で、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を、現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、2名以上の世帯で一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算する内容で判定基準を改めるものでございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。第23条第2項は、5割軽減判定基準においての一部改正でございます。軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を、現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、2名以上の世帯で被保険者1人につき、算定する基礎額28万5,000円を加えて、世帯の一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算する内容で判定基準を改めるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。第23条第3項は、2割軽減判定基準においての一部改正でございます。軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を、現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、2名以上の世帯で被保険者1人につき、算定する基礎額52万円を加えて、世帯の一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算する内容で判定基準を改めるものでございます。

6ページをご覧くださいと思います。附則第2条の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例は、上位法の所得税法の一部改正に伴い条文を整備するものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、今回改正による施行期日等について御説明いたしますので、条例案の下のほうをご覧くださいと思います。附則の第1項でございますが、この条例は、令和3年1月1日から施行し、第2項は、改正前、改正後それぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（固定資産評価審査委員会委員の選任について）

○議長（神崎文男君） 日程第8、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和3年3月31日に任期を満了しております固定資産評価審査委員会委員につきまして、令和3年4月1日に、引き続き同委員に再任することを専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第4号の濱口博氏の住所は、大崎町菱田2652番地5、正坂集落で、昭和23年7月27日生まれの72歳でございます。氏は、平成23年3月に株式会社ジャパンファームを退職され、その後、菱田小学校評議員や菱田公民館の役員を歴任されるなど、本町の青少年育成や地域発展に御尽力いただいております。平成24年4月からは、3期9年、固定資産評価審査委員会委員も務めていただいております。経験も豊富であるため適任者であると考えております。人格識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御承認

くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について）」、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（固定資産評価審査委員会委員の選任について）

○議長（神崎文男君） 日程第9、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、承認第4号と同様、令和3年3月31日に任期を満了しております固定資産評価審査委員会委員につきまして、令和3年4月1日に、引き続き同委員に再任することと専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

承認第5号の今宮信雄氏の住所は、大崎町持留911番地4中持留集落で、昭和

27年11月19日生まれの68歳でございます。昭和50年7月1日に大崎町の職員に採用された後、高齢者対策課長、社会教育課長、住民課長、教育委員会管理課長、議会事務局長を歴任し、平成25年3月に定年退職され、令和元年7月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、長年培われた公務員としての知識や経験があり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。人格識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について）」、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会委員の選任について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第23号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第10、議案第23号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ1,926万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億1,726万6,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、大崎町畜産施設整備支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費などでございます。歳入は、国庫支出金、諸収入の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出の主なものにつきまして御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10企画費210万円は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業でございますが、仮宿下自治公民館が交付決定を受けたことから補正をお願いするものでございます。

款3民生費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものでございます。節1報酬から節8旅費につきましては、会計年度任用職員の人件費及び職員の時間外勤務手当でございます。

次の8ページをお願いいたします。節18負担金、補助及び交付金は、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金1,030万円と、当該事務に係る総合行政システムの改修負担金15万6,000円でございます。

款5農林水産業費、目9畜産業費320万円は、畜産農家の規模拡大に伴う施設整備等を支援する大崎町畜産施設整備支援事業補助金を申請見込みにより補正するものでございます。

次に、款7土木費でございます。現在、町営住宅として管理しております旭ヶ丘町営住宅でございますが、このたび、入居要件を緩和し利用促進を図るため、普通財産に移管し管理することとしております。今回、新たに目6賃貸住宅管理費を設け、関連経費を目2町営住宅管理費から組み替えるとともに、節10需用費で住宅の空き部屋に係る修繕料189万円をお願いするものでございます。

款8消防費、目2非常備消防費73万2,000円は、7名の消防団員の退団に伴う消防団員退団慰労金補助金でございます。

9ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費の11万4,000円と、次の項3中学校費の1万9,000円は、学校環境衛生基準の改正による空気環境検査の検査項目の追加に伴う検査手数料の増でございます。

以上で、歳出の説明をおわります。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

款14 使用料及び手数料、目4 土木使用料67万5,000円の減は、旭ヶ丘町営住宅の用途変更に伴い、住宅使用料を減額するものでございます。

款15 国庫支出金、目2 民生費国庫補助金1,111万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を図るための事業交付金と事務費交付金でございます。

款17 財産収入、目1 財産貸付収入112万円は、旭ヶ丘町営住宅を普通財産に移管することに伴い、建物貸付料を増額するものでございます。

款20 繰越金、目1 繰越金560万円は、財源の調整によるものでございます。

款21 諸収入、目1 雑入210万円は、コミュニティ助成事業に係る助成金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○8番（中山美幸君） 何点かお伺いしようと思いましたが、今、課長のほうで答弁をいただきましたので、1点だけ質問させていただきます。民生費のところでございますが、款3で、新しく今回提出されました子育て世帯生活支援特別給付金、これについて若干お伺いしますが、これの基準日が令和3年3月31日だったというふうに理解しております。本町に住所があった部分だというふうに理解しておりますが、その後、転勤等、異動等により、それ以降に移動された場合、重複の受給だとか、受給漏れだとか、そういったものの対応に対する措置はどのように成されているかということが、まず1点。

次が、この交付要項の中で、令和3年1月以降、コロナによって生活困窮に陥った場合、非課税世帯と見なされるような困窮になった場合の措置の仕方。これは、本町ではどういった措置をしているのか。その把握の仕方についてお示しをいただきたい。

○町長（東 靖弘君） ただいま2点ほど御質問をいただきましたので、それぞれ担当課長のほうからの答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

まず、基準日以降に移動があったものの対応ということでよろしいでしょうか。基準日が3月31日でございますので、その後、移動の方についても、資格としては本町で資格がございますので、追跡して支給していくことになろうかと思っております。それ以降の転入の場合については、転入元と、また照会をいたしまして二重の交付がないように対応するということとなります。

それから、生活困窮に至ったところの判断なんですけれども、これについては申請主義でございまして、令和3年の1月から3月の間に収入が激減した場合については、本人の申請で、任意の一月分の収入をもとに12か月分、つまり1年分の収入を出して、その分を判断して住民税の非課税に準ずる所得になるかというのを判断して、支給をするか、しないかの判断をいたします。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 令和3年の1月から3月までのコロナに対する給与等の減額もろもろあった場合の生活困窮に陥っている状況が見受けられる場合、それは申請方式と、今、課長申されましたけども、これは、ほかの市町村でも申請方式と、行政のほうから連絡を差し上げて、そういったものをする方法というようなを取っているところもあるようですね。本町はなぜ申請方式を取っているのか。これは、どういうふうにしてこの制度が、国のこの支給の制度があるよということを、そういった方々、住民の方々にどういうふうな説明をするのか。そして、これは5月末をもって支給がされてないといけないというような目標値もあったと思います。国のほうも、かなり遅れていると思いますが、いろんな大臣等の通達等も遅れてきていると思いますけども、しかし、本筋では5月31日までに交付を終了しないといけないというようなことが私は前提としてあったと思います。そこら辺の考え方からしますと、非常に困っている方々は、自主申告ですよというのは、これはきついんじゃないかなと思います。そういった広報活動といいたいまいしょうか、そういった住民に対する通知はどのようになされるつもりですか、お伺いします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

この子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、町が給付する分と県が給付する分とございます。まず、ひとり親世帯に対しては、現在、児童扶養手当を受給している人に対して支給が完了しております。それ以外の、その他の世帯の分については、本町が実施者になるわけですけども、この分については、まだ時期が今後ということですので、今後、周知広報なりに、ホームページ等で周知していつて、令和3年度の住民税が確定する6月になって、非課税の世帯についてはこちらから勧奨の通知を行います。その後、生活困窮者については、国の要項においても申請主義ということで載っておりますので、それに準じて対応していこうと考えております。

以上です。

○8番（中山美幸君） どうしても、やはり申請主義をとということをおっしゃっているんですね。私、それはまずいんじゃないかなと思いますよ。コロナで非常に苦勞していらっしゃる方は多いんですよ。その中で、自分で申請してくださいというのは

どうなんですか。やはり、行政としては、サービス業ですよ、そこら辺をもっとPRして、PRといいましょうか、住民の方々に連絡をしていただいて、そういった困っている方がいらっしゃったら申請してくださいね、届けてくださいねというような方法まで持っていくことが私は住民サービスじゃないのかなというふうに理解しているんですけども、もうちょっと、そこら辺を考えていただきたいなというふうに申し上げたいと思います。

それと、今、ホームページ等でという話がありましたけども、コロナ関連の接種の申し込みについても非常に時間がかかっているじゃないですか、電話にしても。私が聞いたところでは、三日間、親子で電話をしましたが電話は通じませんでしたと、4日目にやっと通じましたと、そういった申請の仕方、これだって一緒ですよ。もうちょっと住民に寄り添った考え方というのを示していただけませんか、いかがですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 御指摘ありがとうございます。

今後また、周知についても十分実施してまいります。ありがとうございます。

以上です。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第11 議案第24号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第11、議案第24号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,549万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,592万6,000円とするものでございます。

補正の主なものは、令和2年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款6 諸支出金、目2 償還金、節2 2 償還金、利子及び割引料4,549万3,000円の増額は、令和2年度分の介護給付費確定によります精算に伴う介護給付費負担金や、地域支援事業交付金等の国及び県からの超過交付分を返還するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

款7 繰越金、目1 繰越金4,549万3,000円の増額は、令和2年度分の介護給付費等の確定に伴って生じた償還金の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第12 議案第25号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第12、議案第25号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、地方税法における延滞金等の割合等の見直し等に伴い、用語の見直しが行われたことから整理を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、上位法になります所得税法等の改正と同時に地方税法の改正も行われたことによりまして、地方税における延滞金等の割合等の見直しが行われたところでございます。具体的には、国

税の改正に合わせて特例基準割合の引き下げが行われ、特例基準割合の用語自体も見直しが行われました。本条例においても延滞金の割合を、その特例を含め、地方税法における延滞金と同様に定めておりますことから、文言の整理による改正でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の2枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししてございます。附則第4項は延滞金の割合の特例の規定となりますが、アンダーラインにございます現行のところの「特例基準割合」を、改正案のところでございます「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、必要な文言の整理を行うものでございます。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第25号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 26 号 大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第 13、議案第 26 号「大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、平成 20 年 3 月に鹿児島県から無償譲渡を受けました旭ヶ丘町営住宅を普通財産賃貸住宅として管理することに伴いまして、町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○建設課長（時見和久君） 御説明いたします。

ただいま町長の提案理由の説明でもございましたとおり、平成 20 年 3 月に鹿児島県から無償譲渡を受けました旭ヶ丘町営住宅を普通財産貸付住宅として管理することに伴いまして、条例の一部の改正をお願いするものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。2 枚目の新旧対照表をご覧ください。

大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の別表から「旭ヶ丘町営住宅」を削除するものでございます。

改正理由といたしまして、旭ヶ丘住宅は、昭和 53 年に建設され、43 年が経過しております。住宅は、現在、12 戸のうち 2 世帯のみの入居となっておりますことから、普通財産貸付住宅に変更し、入居者の資格要件を緩和し活用を図りたいと考えております。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8 番（中山美幸君） ちょっとお伺いしますが、現在、建設課のほうで管理をされておりまして、住宅としてみているものを普通財産のほうに移行されるということの説明がございました。これを普通財産のほうに移行してすることのメリットはどういったものがあるのか。

それとですね、先ほどの予算書の中で、課長のほうで土木費の賃貸住宅管理費、

これについても、これ関連がございますのでお伺いしておきますが、金額は上がっているんですね。これ、新しい目で設けてございまして、組み替えをしたということなんですが、町営住宅管理費、それから目6の賃貸住宅管理費、これについての予算、これの差がかなり大きくなっています。これはどういった意味合いがあるのか。今から改修をして、住民の方々が使えるような方法を取っていくということなのか。そういったところについてお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 2点ほどの御質問がありました。それぞれ担当課長のほうで答弁させていただきます。

○建設課長（時見和久君） それでは、まず、町営住宅から普通財産に移行した場合のメリットということになりますけれども、今現在、町営住宅の入居条件としまして、配偶者があり、また、その入る方々の年齢が35歳未満というような条件がございしますことから、入居したいという方がいろいろ来られるんですけれども、その中には独り世帯とかそういう方なんかもいらっしゃるんですけれども、空いているけど入居することができないということが今現在でもありますので、これを普通財産にすることでそういう条件がなくなるということで、また、今現在、そのまま残して、誰も住んでいないと、12戸ある中で2戸しか入っていないということで、それよりも12戸すべて入ってもらって活用を図りたいということでもあります。

それと、先ほどの目が1つ増えて、金額がということなんですけれども、これにつきましては、修繕費につきましては、長く入居されてないことから、中を確認したところ、大分清掃が必要ということで、修繕費の中にクリーニング代とか、入り口のドアが開かなくなっていることから、その修繕とかを組んでおります。その件で金額がちょっと増えているということになります。

以上です。

○8番（中山美幸君） そうした場合に、この住宅を管財のほうに移管された場合に、現在は2万5,000円という料金設定がしてございますようですが、そうした場合の料金の設定、そういったものはどのようにされるつもりなのか。いろんな住民の方々が入って来られるような状況をつくりたいという思惑もあろうかと思えますけれども、そこら辺の料金の設定の仕方、そういったものについて、再度お示しをいただきたいと思います。

○建設課長（時見和久君） 今現在の料金については、2万5,000円となっております。今後、普通財産になることで、今、想定しているところで1万6,000円に改定を考えております。

○議長（神崎文男君） ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第14 議案第27号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

○議長（神崎文男君） 日程第14、議案第27号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、本町におきましても、署名規制、押印及び対面窓口の見直しを行った結果、町民サービス及び行政サービスの効果的及び効率的な提供に資するため、大崎町固定資産評価審査委員会条例のほか、合計4つの条例について押印を廃止することとし、それぞれの条例について所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本町では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、令和2年10月から、内閣府が示す地方公共団体における押印見直しマニュアルにのっとり署名押印についての見直しを行ってまいりました。その中で、条例の本則中または様式に押印を求める規定がある条例について検討した結果、今回上程する4つの条例について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、今回の改正点につきまして御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第1条は、大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。表の右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。第4条第4項は、審査申出人が固定資産評価審査委員会へ申立を行う際に申出書に押印を求める規定でございますが、行政サービスの観点から、これを廃止するもので、第4項の廃止に伴い、第5項、第6項をそれぞれ第4項、第5項へ繰り上げるものでございます。

次に、第8条第5項でございますが、これは委員会が関係者に求める口頭審議に代えて提出を求める口述書について、提出者への押印を求める規定を廃止するもの

でございます。

なお、第7条第3項、次の2ページをお願いいたしまして、第8条第8項、第9条第2項及び第12条第2項につきましては、審査の手続で必要となる書類に署名及び押印を求めておりましたが、押印を廃止し、署名のみとするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。第2条の大崎町職員のサービスの宣誓に関する条例、第3条の大崎町火入れに関する条例及び、4ページの第4条大崎町立学校職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、それぞれの様式において申請人及び宣誓者の押印を求めていたものを廃止するものでございます。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第27号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第28号 大崎町と志布志市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

日程第16 議案第29号 大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について

○議長（神崎文男君） 日程第15、議案第28号「大崎町と志布志市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」、日程第16、議案第29号「大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」以上、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 議案第28号と議案第29号は、関連がございますので一括して御説明いたします。

本案は、大崎町と志布志市並びに大崎町と鹿屋市との間で規約を定め、曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の一部を大崎町が受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○耕地課長（竹本忠行君） それでは、御説明いたします。議案第28号及び議案第29号について御説明を申し上げます。

まず、議案第28号について御説明いたします。本案は、国営造成事業及び県営造成事業で整備されました曾於南部地区を対象としまして実施いたします水利施設管理強化事業の事務の委託について、志布志市との協議により新たに規約を定めるものでございます。

本地区は、平成29年4月から国営造成施設管理体制整備促進事業を導入し、大崎町が志布志市と鹿屋市から事務委託を受けて代表事務を行っております。この国営造成施設管理体制整備促進事業のうち、強化支援費について、令和3年度に、国により新たに創設された水利施設管理強化事業に移行することとなったことにより、その代表事務について新たに協議を行い、規約を定める必要があるところでございます。この水利施設管理強化事業の代表事務につきましては、引き続き大崎町本町が行いたいと考えておりますが、この場合、地方自治法に定めるところにより当該業務の受委託について、それぞれの市、町の議会の議決を得て契約を締結する必要があります。そこで、当該事務委託に係る取り決めといたしまして、規約を制定するものであります。

関連土地改良区といたしましては、曾於南部土地改良区となります。受益面積は4,000ヘクタール、受益農家数は5,668戸で、施設といたしましては幹線導水路、揚水機場、管理棟、ファームポンド15箇所、調整池1箇所となっております。事業の目的としましては、水利施設管理強化事業で国庫を導入し施設の役割に

応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的な機能の適正な発揮を図ることとしております。

規約について御説明いたします。次のページの規約をご覧ください。

まず、第1条、目的としまして、曾於南部地区水利施設管理強化事業に関する事務の一部を、地方自治法の定めるところにより志布志市が大崎町に委託し、大崎町はこれを受託する内容のものでございます。第2条は、委託事務について規定したものでございます。第3条、第4条は、それぞれの経費の負担方法及び予算の繰越等について規定したものでございます。

附則といたしまして、この規約は、議決の日から施行し、令和3年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、議案第29号でございますが、ただいま議案第28号で御説明いたしました相手方の志布志市が鹿屋市に変わるもので、事業目的、委託業務事務等につきましては同じ内容でございます。

なお、志布志市においては議案第28号と、鹿屋市においては議案第29号と同じ内容の案件を、本6月定例会に上程しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。まず、議案第28号「大崎町と志布志市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号「大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号及び議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第28号「大崎町と志布志市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「大崎町と志布志市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」は可決されました。

次に、議案第29号「大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第29号「大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」は可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第30号 第3次大崎町総合計画について

○議長（神崎文男君） 日程第17、議案第30号「第3次大崎町総合計画について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、第2次大崎町総合計画が令和2年度をもって期間満了となったことを受けまして、大崎町総合計画策定条例第4条に基づき、持続可能な大崎町を実現していくための新たな指針として、基本構想等を定めようとするものであります。

当計画は、SDGs目標年である2030年の大崎町の姿を目指すことから、計画期間は令和3年度から令和11年度までの9年間としております。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、第3次大崎町総合計画案について御説明いたします。

まず、総合計画案を策定するまでの経緯について御説明いたします。昨年の4月から策定方法の検討・協議に入りまして、住民の皆様への意見聴取のため、中学生、企業、住民に対するアンケートを実施してまいりました。さらに、公募した委員による持続可能なまちづくり会議を開催し、2030年に目指すべき大崎町の将来像を御提言いただいております。また、行政内部における計画案策定の実務といたしまして、若手職員による提案、係長級以上の職員によるプロジェクト提案、課長級による計画案の検討・作成を行いました。そして、審議会による御審議、それから3月議会会期中の議員の皆様への説明、また、その際に出された御意見を反映させた計画案を、再度その後の審議会にお諮りし、4月に審議会としての意見書が付いた答申案をいただいたところでございます。そして、今回の計画案の上程となっております。

それでは、計画案の構成について簡単に御説明いたします。計画案の3ページをご覧くださいと思います。

町長の提案理由でもございましたとおり、2030年を目標年次とした持続可能な大崎町を実現していくための新たな指針としておりまして、2030年の大崎町の姿、まちづくりの基本理念、優先的に達成すべき重点目標からなる基本構想と横断的な取組である重点プロジェクト、各課の個別施策からなる基本計画の2つの層から成り立っております。基本構想につきましては、持続可能なまちづくり条例を基本理念に据えること、人口減少に対応した計画づくりとすることとしておりまして、2030年の大崎町の姿を「まち・ひと・しごと世界の未来をつくる循環のまち」として描いております。

基本計画につきましては、前期計画を2024年度までの4年間、後期計画を2025年度から2029年度までの5年間としておりまして、前期計画期間の最終年度には、進捗状況や社会情勢等を考慮いたしまして必要な見直しを行うものとしております。

重点目標を、「仕事・経済」「人口減少対策」「教育・子育て」「まちづくり」の4つの分野に設定し、それぞれを達成するための横断的な取組を重点プロジェクトとして位置付け、重要業績評価指標を設定し、今後の進捗管理を行うこととしております。なお、本来、行政が担っております義務的な事業等については、今回の計画案には記載されてございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、議長を除く11人の委員で構成する第3次大崎町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、11人の委員で構成する第3次大崎町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午前11時49分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、児玉孝徳君、副委員長に、7番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時51分

第 2 号

6 月 1 5 日 (火)

令和3年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月15日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第31号 2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負契約の締結
について
- 日程第4 議案第32号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）
請負契約の締結について
- 日程第5 議案第33号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）
請負契約の締結について
- 日程第6 議案第34号 中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結につい
て
- 日程第7 議案第35号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 平田 慎一 | 7番 吉原 信雄 |
| 2番 富重 幸博 | 8番 中山 美幸 |
| 3番 稲留 光晴 | 9番 上原 正一 |
| 4番 諸木 悦朗 | 10番 小野 光夫 |
| 5番 宮本 昭一 | 11番 児玉 孝徳 |
| 6番 中倉 広文 | 12番 神崎 文男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 町 長 東 靖 弘 | 農林振興課長 中 村 富士夫 |
| 副 町 長 千 歳 史 郎 | 耕地 課 長 竹 本 忠 行 |
| 教 育 長 藤 井 光 興 | 建 設 課 長 時 見 和 久 |
| 会 計 管 理 者 西 高 和 義 | 農委事務局長 相 星 永 悟 |
| 総 務 課 長 上 橋 孝 幸 | 水 道 課 長 高 田 利 郎 |

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 企画調整課長 | 中野伸一 | 教委管理課長 | 上野明仁 |
| 住民環境課長 | 岡留和幸 | 社会教育課長 | 宮本修一 |
| 保健福祉課長 | 谷迫利弘 | 税務課長 | 本松健一郎 |

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

| | |
|---------|-------|
| 事務局長 | 本高秀俊 |
| 次長兼調査係長 | 福永浩二 |
| 議事係長 | 上床就路 |
| 庶務係主幹 | 西 ゆかり |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、稲留光晴君、及び4番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、11番、児玉孝徳君の質問を許可します。

○11番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。

鹿児島県は5月11日に、平年と比べて19日早く、また1956年の5月1日に次いで、これまでで2番目に早く梅雨入りしました。大規模な災害が世界各地で続発する中、防災行政への関心が高まっています。災害発生直後の緊急援助、その後続く復旧・復興支援が重要であることはいうまでもありません。被害をできるだけ予防・軽減するため、いつ起こるかかわからない災害に備えて、自治体が防災対策を強化し、住民の災害対応能力を高めることが求められています。

そこで、今回は、防災行政について。まず、例年より早い梅雨入りで降水量が増えていますが、このことによる危険箇所などの災害対策や避難対策などは十分かを1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 例年より早く梅雨入りし、降水量も増えているが、対策は十分かという御質問でございます。

町内における危険箇所の把握及び点検につきましては、毎年、消防幹部会を通じまして地元消防団の方々に巡回していただき、危険箇所の報告をお願いしているところであり、その他地域住民等からの情報提供も含め、おおむね把握できているものと認識しております。

また、報告や連絡があった危険箇所につきましては、町内関係各課や国・県などの関係機関へつなぎ、早急な対応が必要かつ可能な危険箇所については対策を講じるとともに、国などの協力が不可欠な危険箇所につきましては、関係機関へ対策を要望しているところでございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 危険箇所は把握していて、関係機関とも対策を講じていると
いうことですが、では、昨年の豪雨で町内多くの地域が被災しましたが、その中で
も被害の大きかった持留地区の復旧の進捗状況をお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 昨年7月の豪雨で被災した持留地区の災害復旧の進捗状況と、
今後の豪雨の災害対策をどう進めるかとの御質問でございますが、公共土木及び農
林業施設別に進捗状況を御報告いたします。

まず、建設課が所管する災害箇所につきましては、道路5件、河川4件の9件で
ございますが、今現在、道路2件が完成しております。その他の箇所につきましても、
早期完成に向け、鋭意工事を進めております。

また、県関係の道路・河川災害につきましても、7月までにはすべて工事発注を
終え、早期完成に努めるところでございます。

次に、耕地課が所管する災害箇所につきましては、農地6件、道路・水路等の施
設6件の計12件でございます。このうち、農地6件と道路・水路等の施設4件の
計10件を発注し、現在、農地5件、道路・水路等の施設1件が完成しております。
残りの農地1件、道路・水路等の施設3件と、今年度工事発注を予定しております
道路・水路等の施設2件につきましても、8月までにはすべて発注し、年度内の早
期完成に向け鋭意進めております。

次に、農林振興課が所管する災害箇所につきまして御報告いたします。令和2年
度県営治山事業で持留東地内、住宅が県道の歩道まで押し流された現場を、令和3
年2月に持留五反田地内持留小学校までの山林の崩落土砂が流出した現場を、3月
に着工しております。また、同事業で、岡別府早馬地内ガソリンスタンド周囲の山
林の崩落現場を今月からの着工を予定しております。県単治山施設修繕事業で、永
吉小野迫地内档ヶ山の後藤漬物斜面の治山施設崩壊現場を7月以降の施工を予定し
ているところでございます。

今後の豪雨の災害対策をどう進めるかについてでございますが、ソフト面では、
治山関連の小冊子「山地災害に備える」を、危険地区の集落や町内の全小中学校の
教職員へ配付し、対象住民や児童・生徒への周知と情報共有に努めております。ま
た、災害発生時における申請方法などを広報紙へ掲載し、チラシを集落発送や自治
公民館長研修会時に配布し、周知を図っております。

ハード面では、昨年度の被害を受け、河床の浚渫や堤防強化、排水対策、公共治
山事業を活用した土砂災害対策など、県へ要望してまいりました。本年度も、引き
続き強く要望してまいりますとともに、国・県一体となって防災・減災事業を計画
的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 早急の復旧のほうを要望しておきます。

昨年の被害の原因の1つとして、排水が詰まって水のはけ口がなくて、崖崩れが起きたという話を伺いました。今後、排水が詰まらないような対策、また、詰まっても早急な復旧ができ、災害が起きないような体制ができないか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 昨年の7月の持留地区の豪雨災害につきましても、線状降水帯による影響を受けて、非常に大きな災害が発生をしております。したがって、山の土砂が崩れて排水路に落ちてきたり、あるいは農道の排水路であったり、あるいは県道の排水路であったりとかそういったところでかなり排水溝に堆積しているという実態は目の当たりにしておりますので、早急に、できることについては一生懸命取り組んできたつもりでありますので、豪雨のときにはそういったことを注視しながら、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 取り組んでいくということですが、実はですね5月26日に、プロパンガス協会の総会があったんですよ。例年300人ぐらい集まって、県内一斉に集まって、総会で、知事とかいろんな国会議員が来る会なんですけど、今年度はですねコロナの影響で、代表理事20人ぐらいで、あとは書面議決ということで開催したんですけど、その報告書の中にですね事故報告がありました、最後のほうなんですけど。この中にですね、大崎町、大雨による貯蔵施設の破壊及び容器の流出、崖崩れ、漏えいなし、50キロボンベ8本、20キロボンベ10本、10キロボンベ3本、5キロボンベ2本流出しているというのがあって、合計23本ですね。これは貯蔵施設が崖崩れで壊れたということで流出して、また、その販売事業所にもすぐお伺いしたんですけど、すべて回収したということで聞いておりましたので、これはわかっていたんですけど。その1日前の7月6日に、大雨による容器の噴出、崖崩れで埋没、漏えい不明、50キロボンベ1本未回収となっていました。びっくりしました。5月26日時点です。ちょうど、私はその総会で議長をしていたものですから、後ほど専務理事にお伺いしたら、まだ回収できてないということで、実は昨日も電話してですね、回収まだできていないんですかと聞いたんですけど、そしたら、「まだ回収したという報告は受けていません」ということで、県のほうにも届けてありますということだったものですから確認していただいたんですよ。そしたら、県の消防防災課から、「まだ回収したという連絡はありません」ということでした。

これは非常に危険なことですね。土砂に埋まっていて、いつ漏れるかわからない、漏えい不明ということでした。それでですねその業者はどこなのかということで聞いたんです。私のほうにも報告がなかったものですから、そうしたらですね東串良の業者でした。ですから、私、曾於地区のほうなものですから、曾於地区には報告

がなく、大崎町にもなかったみたいです。県のほうには届出がちゃんとしてありました。業者の担当に直接電話して伺ったらですね、4月に回収しましたということでした。県の管轄のところで、県のほうには重機で掘り起こして、十分気を付けて掘り起こしてくださいと何回もお願いをされていたということです。ですが、発見することができなかつたみたいです。そこの消費者宅ですね、空き家だったんですかね、東京在住の方ということで、地元の業者に自分でお願いして掘り起こしてもらって、それが4月に掘り起こされたみたいです。3メートルぐらい埋まっていたということで、そのボンベも業者のほうにあったということで、その事業所の方はそこに取りに行き、県にも連絡したと、その担当の方はおっしゃったんですけど、そこはちょっとわからないところですね。

実は、数年前にですね高隈地区が災害に遭って、傾斜とかすごく崩れてですね、あそこに傾斜にガスボンベが何十本も置いてあるところが何箇所かあったみたいです。そこはですね志布志市の業者が納入したものですから、私のところにもですね連絡がありました。ボンベが流されて大隅港に浮かんでいると、数十本浮かんでいると。双眼鏡で見て発見した、でも流木とかがれきがあつて近寄れないけど、一応ボンベは全部使用中のもので、配管から外れたらガスが全部抜けてしまうから多分空になっているから、危険はないということでした。その後、がれきとか流木とか取り除かれた後に回収したみたいですけど、ボンベは水に浮くんですけど、多分開いていたから中に水が入ってきて、何本か沈んだらしいです。それも、潜水を頼んで回収したんですけど、二、三本はもう底の泥に埋まって回収できていないという状況であります。しかし、ガスが入っていない、水が入ったということはガスは確実に入っていませんので、ここは危険ではないと思います。

しかしですね、今回のような崖崩れで埋没して、ガスが漏れるか、漏れないかわからないような状態のところはですね地雷と一緒にすよね、いつガスが漏れるかわからない。そこを知らない人が重機で掘って、ドンと爆発する。こういった危険なことがあるわけですから、二次災害につながります。

今回は県の施設ということで、大崎町の管轄ではなくて知らなかったと思いますけど、こういったおそれのある危険箇所をしっかりとしたですね未然防止対策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今、そういった実態を初めてお伺いしたところであります。危険物でありますので、やはり所在がはっきりしているということは一番安全を確保する上では大切だと思っております。

持留地区で住宅が流される、空き家が土砂で県道に押し出されるという被害が昨年7月に発生しておりますが、こういった崖下に家があるところについては十分そ

ういった可能性がありますので、我々も、また、そういったことも十分注意しながら周知もやっていきたいと思っておりますし、また、消防団等においても、いつも災害等についての打ち合わせをしておりますので、こういうことも発生が起り得るといったこともまたお知らせしていつて、そういった周知といたしまして対応は考えていきたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 今後ですねそういった事故が起きないように、しっかりと対策をしていただきたいと思います。

次に、多くの田んぼも被害に遭っていますね。災害が起きたのはしょうがないとして、やっと土砂などを取り除き、田植えの準備をして、さあ植えましょうというときに、「土管とかが壊れて水が来ないので作れない」と言われた。もっと早く言ってもらえたら、とのことを聞きました。復旧が遅れたのは仕方ないとしても、連絡をもっと早くするべきじゃなかったんですか、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 昨年の7月の豪雨の際に、仮宿の水利のところであり岡別府の下にあります隧道が、中が崩落して水が行かなくなったこと、また、一昨年は水ノ谷に、大雨で隧道の中が崩落して水が行かなかったこととか、そういったことがあります。ただいま御意見されたものにつきましては、多分、水が来なかったというのが、豪雨のときに持留川水系でそういったことが起きておりますので、そういったところの水利組合とどういう協議をしたのか、あるいは多面的機能の面での中での話をどういうふうにしてきたのかということにはちょっとわかりませんので、そういったところは担当課長のほうに答弁させていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） ただいまの御質問でございますが、早く、現地のほうへ報告するべきではないかということでございますけれども、現状をお話いたしますと、昨年の11月・12月におきまして災害査定というものを、国の補助を受けるために受検させていただきまして、明けまして1月から入札を準備したわけでございますけれども、なかなか災害件数というのがやはり、50数件ございまして、その災害部分についての入札を行うわけでございますけれども、本町の業者数も限られておるところでございますけれども、入札をいたしまして、持留につきましては頭首工部分でございますけれども、1月の入札につきましてはやはりちょっと不調でございまして、入札ができなかったと。

それから、その結果等につきましては、地元の水利組合の組合長さんを通しまして、そういった説明をさせていただいて、また、次の入札につきまして準備を進めておりますというようなお話につきましては、こちらのほうではさせていただいたと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） それがですね、米をつくっている方には伝わっていないところがあるんですよ。だから、そこはですね皆さんに集まっていただくとか、個別にそういった案内を配布するとか、そういったこともできたと思うんです。

作れなくて補償があるかもしれないんですけど、そればかりではないと思います。作っている方はですね、販売するだけじゃなくて、子どもに送ったり、親戚にあげたり、それなりにされていると思います。また、自分のところの米が一番おいしいと考えていらっしゃると思います。早く知らせていただければ、それなりの対策があつて、知り合いから分けてもらうとか、作られていないところの田んぼを借りて作るとか、いろんな対策があつたと思います。今後ですね、こういったことのないようにしっかりと対策をお願いします。

では、今後、復旧計画を作成する際には、現状復旧ではなく、同じような災害が起きても大丈夫な設計にし、快適なまちづくりを考える必要があります。今回は、大崎と野方の主要道路が長い間、通行止めとなりました。今後、同様な災害で通行止めとなったときのために、大型車もスムーズに離合できるような迂回路の整備も進める必要があると思います。その辺を踏まえたところの対策はどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 持留地区の災害が発生した段階では、岡別府の坂も同時に発生しておりますので、やはり野方方向に進行するとなってくると岡別府のグリーンロードから西持留のほうに行つて、そこから黒石串良線の、工事中止しておりますが、そこから野方のほうに上がっていくという迂回路の表示はしていると思っております。あとは、右側のほうをどういう形で行くかということでもありますので、今回は岡別府の坂の入口から右のほうへの迂回路はあるんですけれども、また下りて行つたら災害現場に行くということでありましたので、やはり迂回路が遠くなっていくということがあります。

どうしても災害現場は危険性があるので、無理して通ることもしていただきたくありませんので、迂回路等については的確に表示してまいります。

○11番（児玉孝徳君） それでは、今後、そういったところもしっかり対策をしていただきと思います。

それでは、5月20日より、新しい避難情報の運用が始まりました。まず、なぜ変更されたのか、その理由と、変更点の周知と対策ができているのかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 新しい避難情報の運用の運用が始まったが、変更に伴う対策はできているかとのお尋ねです。

警戒レベル4が避難指示に一本化されたことに伴い、町が住民の方に対し避難指示を出すタイミングは、これまでの避難勧告のタイミングで出すこととなります。

また、警戒レベル3につきましても、避難準備・高齢者等避難開始が、高齢者等避難に変更されました。これまでの避難準備から、対象者をより明確にし、高齢者や介助が必要な方に早めの避難を促すためのものです。その他のほうも、危険を感じたら自主的な避難を始める段階となります。なお、警戒レベル5につきましても、これまでの災害発生情報から、災害発生にかかわらず命の危険が迫っていることを知らせる緊急安全確保に変更されました。高齢者等避難や避難指示などの避難情報の発令については、命を守るということを最優先し、早めの行動を促すために早期発令を心がけ、空振りを恐れずに情報収集等に努めてまいりたいと思います。

なお、このことにつきましては、既に町のホームページ等ではお知らせはしておりますが、6月発行の広報おおさきや集落発送等で住民の方に対してお知らせをしてまいります。

以上でございます。

- 11番（児玉孝徳君） 大型の強い台風が近づいたり、大雨によって河川が決壊しそうになったりした際にはですね避難指示を発令する必要があります。災害が発生しそうなタイミングで初動対応をどうするかは、今後の方向性を大きく決めることになりかねない、極めて重要な決断の1つです。

警戒レベル4までに必ず避難ということになっていますが、実際に河川が決壊する、土砂災害が起きるか、よくわからない状況のときは、避難指示を出して、町民を避難させてもよいものかどうかですが、町長が言われましたとおり、空振りを恐れずに早めに出すことが重要です。空振りを避難の素振りだという考えが大事だとする専門家がいます。高校生の野球選手はですね実戦で活躍するために、甲子園に行くため、毎日素振りを何百回も行います。そのために、空振りではなく、素振りだという考えです。空振りの避難は無駄ではない、大切な素振りと考えるよう周知すべきだと思います。いかがですか。

- 町長（東 靖弘君） これまで、やはり災害が発生する段階で、河川が氾濫していくんじゃないかとか、あるいは豪雨で土砂災害が発生するんじゃないかとか、そういったところで発令するというところを改正前の勧告という形で考えてやっておりましたので、ただ、来なかったらどうしようかとかいうところを恐れていたことも事実でありますし、しかしながら、現在の改正された現行の制度でもありますが、やはり、空振りでも、本当に命の安全性ということは守られるわけですから、これからも、議員がおっしゃるように、空振りであるかもしれないけど、発令はやっぱりそういう方向でやっていって、命の安全・安心を守っていくように取り組んでまいりたいと思います。

- 11番（児玉孝徳君） 是非、安全なうちに避難情報を出していただきたいと思いま

す。

では、身近な期限が迫っていると地域を限定して、例えばですね例えば自治公民館ごとや、ある程度の地域ごとに避難指示を出すことが重要なのではと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お尋ねの、区域を絞って避難情報を出せないかとのことでございます。避難情報につきましては、現在、野方地区や菱田地区など、大字ごとに発令しております。議員さんがおっしゃるとおり、危険度合いや避難を促すための避難情報は非常に重要なことですので、災害の種類や規模などの状況を見きわめる必要がありますが、川が氾濫するおそれがありますとか、土砂崩れのおそれがありますなど、必要に応じてきめ細やかな情報提供に心がけていきたいと思えます。

○11番（児玉孝徳君） 今後、是非ですねそういった感じで避難を呼びかけていただきたいと思えます。

避難と聞くと、どうしてもですね家や職場から避難所まで逃げるというようなイメージがありますが、場合によっては、家の中から出ずに待機するというのも行動避難の1つであるという認識を持つことも重要です。

そこで、避難のタイミングや、どこに避難すればいいのかとか、避難の際の準備品、これをどうすればいいのか、なかなか、いざというときには考えつかないものです。そこで、国土交通省が避難行動の一助となるよう提案するマイタイムラインというのを町長は御存じだと思います。

議長、ここで資料の配付をお願いしたいのですが、よろしいですか。

○議長（神崎文男君） はい。許可します。

（資料配付）

○11番（児玉孝徳君） それでは、マイタイムラインとはですね、今配った分は、鹿児島市がつくっている分です。大雨や台風の接近によって川の水位が上昇したり、土砂災害の危険性が高まったときに、自分自身が取る防災行動を時系列的に整理し、取りまとめる行動計画表で、今配付した資料のとおり、既に鹿児島市で取り入れてありますが、風水害発生時に、自分自身の行動のチェックリスト、また判断のサポートツールとして役立ちますので、自宅の家族構成や生活環境に合った、避難に必要な情報、判断、行動を把握してマイタイムラインを作成し、自分の逃げ方をですねここに書き込む欄があります、ここにですね、右のほうにも例が載っていますので、ここに書いていただいて、常日頃より考えておくことが大変重要です。本町でも採用して、かねてより町民の方に作成しておいてもらうのが大切だと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） いざというときに慌てることがないように、そういったのがマイタイムラインの骨子になっていると理解をしております。

マイタイムラインは、住民一人一人の防災行動計画でありますので、台風等の影響による大雨によって河川の水位が上昇するときや土砂災害の危険性が高まったときなど、いつ、何をするのかを自分自身が取れる標準的な防災行動を、時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるものであると思います。

あらかじめ平時に取りまとめておくことで、急な判断が迫られる災害時に、自分自身の行動のチェックリスト、また判断のサポート手段として役立つものと思います。マイタイムラインを検討作成していく中では、自宅周辺の水害や土砂災害等のリスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することがよいのかを自ら考え、さらには家族などと一緒に日常的に考えるよい機会になるとと思いますので、今年度作成予定の総合防災マップの中に盛り込んでいきたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 是非、取り入れてください。

次に、要配慮者の避難や、避難所での対策について、まず、障がいをお持ちの方や高齢の方など、いわゆる要配慮者の把握はできているのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 要配慮者の把握につきましては、自治公民館を通じまして、御本人の同意がある方については緊急連絡先や支援者等を記載した災害時要援護者登録申請書兼登録台帳を提出していただいておりますので、その登録台帳に基づき、保健福祉課で避難行動要支援者名簿を策定しておりますので把握はできているところでございます。

○11番（児玉孝徳君） 把握はできているということですが、では、要配慮者ですね避難についてお尋ねいたします。避難の方法、手段を細かく検討し、計画されているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 避難行動支援者の方は、災害時には迅速・的確な避難行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要であると考えます。本町でも、民生委員や警察、消防署、消防団などに対しまして、必要に応じて要支援者名簿の情報提供できる体制を取っているところでございますが、災害発生時の避難につきましては、行政や消防、警察などの支援、公助だけでなく、自分の命は自分で守るという自助、そして自治公民館や地域、隣人などと協力し合う御近所の力も必要不可欠であると思います。

避難についても、避難所に行くことだけが避難ではありません。避難とは、難を避けることです。自宅で安全が確保できる場合は在宅避難や、親戚や知人宅など安全な場所へ避難する縁故避難など、分散避難についても事前に検討していただき

いと思います。

また、全国の自治体で避難行動要支援者名簿の作成は進んでいるものの、いまだ災害により多くの高齢者等が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題はあると思います。要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、今後、災害時における要支援者に関する個別の避難計画の策定に向け検討していきたいと考えております。

- 11番（児玉孝徳君） そういった避難を援助しないといけないという方につきましてはですね、この人は、どここの誰と誰がどのようにして避難するか、先ほど示しましたマイタイムラインとかにも記載していただいて、実効性の高い計画を立てるように要望しておきます。

次に、避難所での過ごし方、体調管理についてですが、昨年、避難された後ですね具合が悪くなった、首や腕が上がらなくなったという方がいらっしゃいます。要支援者の方はですね、その後の生活にも影響が出てくるかもしれません。その辺の対策も考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） コロナ禍の中で、避難所での感染防止対策として、昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、パーティションや段ボールベッド、体温計等を購入いたしましたので、ある程度、備蓄品は整備できたものを考えております。

しかしながら、災害に対する備えが万全かという点、正直、そうとも申し上げられません。今後も、もしものときに備え、総合的かつ計画的な資機材の整備や、食料や水といった備蓄品などの整備に努めてまいりたいと思います。

なお、避難所での体調管理につきましては、擦り傷や怪我などの簡易的な措置等であれば、町の保健室等で対応は可能と思われませんが、保健師等が措置できる範囲には限界がありますので、最終的には消防署へ救急の要請や医療機関での対応になるかと思われまます。なお、体調不良者が出た場合につきましては、開設している避難所で一般避難所と分ける部屋が準備できる場合と、別途、避難所を新たに開設する方法がありますので、状況に応じて対応していきたいと考えております。

- 11番（児玉孝徳君） ある程度の対策はできているということですが、状況に応じて対応するという返事でした。行政が行うことは、災害への備えを行う、警報や避難の指示、そして災害が発生したら応急活動、その後、復旧・復興となります。それぞれの段階で適切な行動を取ることで、住民を災害から守ることができると思います。今後も、適切な対応を要望しておきます。

最後に、本町にも空き家が多くあります。空き家が、台風や風水害などで被災した場合にどうしたらいいのかということをお聞かせいただきました。例えばです

ね、「隣の家の洗濯物が干してあるおろしのところのトタン屋根が飛んだんだけど、バタンバタンするけど、人ん家やからちょっと触れない」とかですね、「庭木が家のほうに倒れてきて、勝手に切れないんだけど、どうしたらいいのか」ということでした。こういった場合の対策があるのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 空き家が被災した場合の対応策についての御質問でございます。あくまでも個人の資産である以上、現在のところ、決め手となる対応策を本町としては持ち合わせていないところでございます。

ただし、被災した住宅が道路等に倒壊し通行の支障となる場合には、管理者による撤去も考えられますが、個人資産の取扱いは非常に難しい現状でございます。なお、一般的な空き家等対策といたしましては、住民の皆様からの情報、相談をもとに、実態調査、所有者等の特定を行い、適正な管理を促す助言指導を行うこととなっております。

御質問の、被災した空き家への対応につきましても、それぞれの状況により実態が異なることから、その都度の判断とならざるをえないと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 隣の方を知っているようなところは親戚とかいろんなところでですね連絡を取って対策もできると思うんですけど、そういうのもわからないところもあると思います。そういったところはですね、町のほうでも、是非検討して対策をしていただくよう要望しておきます。

次の質問は、少子化問題についてですが、昨年12月から今年1月にかけて、多くの国で出生数が急減しました。いまや、人口14億の中国でも少子化が問題となっております。一人っ子政策から二人っ子政策になって、それでも人口減少が続き、最近では3人までの政策が始まっています。

国内でも、昨年生まれた赤ちゃんの数が約84万人となり、過去最少を更新しました。また、最近の急激な少子化の原因の1つに、新型コロナウイルス感染症があります。新型コロナ患者が多い病院に行って出産することに不安を感じる方が多かったり、収入が減少して不安を感じたりしたからだと言われています。また、2010年の半ばくらいですかね、お一人様ブームが始まったとされていますが、新型コロナウイルスで多くの人々が1人の時間をいかに楽しむかを考えるようになったことで、第2次ブームが到来したと言われています。お一人様の増加は少子化という難題につながっています。日本は既に超高齢化社会となっており、2040年の高齢者の人口は3,900万人に達する、そして2040年の独身者の人口は4,600万人となり、総人口の約5割が独身になるという試算をする方もいます。

そこで、本町も、第3次大崎町総合計画でも示されています少子化をくい止めるため、安心して子育てができるまちにならないといけません。子育てしやすいまち

とは、自治体の子育て支援サービスの充実、病院や公園など、生活環境、教育環境が整っているかどうかだと思います。

そこで、子どもを安心して育てられる環境が本町では整っているのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 子どもを安心して育てられる環境が整っているかの質問でございます。

現在、国において制度化されているものとしたしまして、出産まで無料で受けられる14回の妊婦健診をはじめ、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの手当に関します制度や、幼児教育・保育の無償化など様々な事業を実施しております。

また、本町が実施しております施策といたしましては、子育て施策として出産祝い品を配付いたします赤ちゃんギフト支給事業をはじめ、ブックスタート事業、チャイルドシート無料貸出、子ども医療費の18歳までの無料化、不妊治療費の助成、学校給食費の助成、中学校入学時3万円の助成、リサイクル未来創生奨学金、地域子育て支援センターの設置、子育て世代包括支援センターの設置などがございます。このようなことから、本町の子育て環境はおおむね整っているのではないかなと認識しております。

○11番（児玉孝徳君） 今、町長からありましたリサイクル未来創生奨学金ですが、これ、大変いい制度だと思います。しかしですね、その制度自体を知らない方が多くいらっしゃいます。もっと周知しないと、と言われました。制度の周知はどのようにされていますか。

○町長（東 靖弘君） この制度を発案したのは、教育委員会と連携しながら考えてまいりましたので、その制度の周知等につきましては、中学校の児童とか、あるいは保護者への説明会とかやっておりますので、具体的なことにつきましては企画調整課の中野課長のほうで答弁をさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） リサイクル未来創生奨学金の周知についての御質問でございます。中学校とかを通じての周知もそうなのですが、今のところ、広報紙を通じての周知が一番メインでありまして、あとは既に利用されている方の口コミであるとか、そのような方からの周知が主ではないかなと思っております。御指摘の、まだまだ周知が足りないということについては、今後の反省材料として受け止めたと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） この奨学金を使われるのはですね、多分、大学に入るときだと思っんですよ。中学校で周知してもですねそのことをよく覚えていらっしゃる方

は別として、高校3年生とかそういった方に周知をしないといけないと思います。

これはですね奨学金を借りて、卒業後10年以内に大崎町に戻ってきた場合は、元金及び利子の返済額について助成するという制度です。大変ありがたい制度です。大崎町の人口も、帰って来る子どもが多ければ増えると思います。

そこでですね広報紙などで周知しているということですが、「広報紙は見ない」と言われました、尋ねられた方から。そこでですね高校3年生の家庭に、この資料を配付する、送付するということはできませんか。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。先ほどの中で、高校生を中学生と間違っ
て説明しておりましたので、その分は撤回をさせていただきたいと思います。

周知につきましては、教育委員会の管理課のほうでの答弁とさせていただきます。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

リサイクル奨学金の制度の保護者への理解、啓発というところだと思いますけど、それにつきましては、教育委員会では11月の中旬に、管内の公立高校7校、鹿屋高校や志布志高校、曾於高校、串良商業、鹿屋工業高校、鹿屋農業、鹿屋女子高校、7校ですね。それから、私立の高校、尚志館高校と鹿屋中央高校にお願いして、大崎在住の高校3年生の生徒と保護者に、リサイクル奨学金の内容と説明会の案内を配布しています。そしてまた、広報おおさき11月号で、同じようにリサイクル奨学金の内容と説明会の案内をして、12月の初めに公民館のホールで説明会を行っている状況です。その他、またホームページにも掲載しております。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） 今後ですねそういった周知のほうを十分に行っていただきたい
と思います。

ではですね以前質問したんですけど、子ども支援員を要望したんですけど、その後、協議するとかですねそういうことがありましたか。検討されたんですか。

○町長（東 靖弘君） 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合
的支援、相談を提供できるワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを令和元年度に開設したところ
でございます。また、この包括支援センターの活用と合わせて、町の保健師や在宅の助産師が訪問して、住民の
いろんな相談に対応してございまして、子育て環境がよりよくなるように努めているところでござい
ます。

以上のことから、子育て支援員の配置につきましては、保健師及び助産師が支援員の役割を担って
もらっているところでございますので、今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 今や、全国、多くの自治体が独自の子育て支援策を行って
います。例えば、中学校卒業時には応援金として10万円から20万円を交付すると

か、園児から中学校までを対象に無料の学習塾があり、定年を迎えた教師や学生などがボランティアで教育を教えてくれる取組を行っているとか、妊娠したら祝い金が貰える妊娠祝い金などです。妊娠したら、妊娠健診に何度も足を運ばなければいけないということや、出産費用で、赤ちゃんが誕生するまでに約60万円ものお金が必要とされています。出産一時金として42万円ほどは返ってきますが、ベビー用品などの準備も考えると、子どもが生まれる前からお金は結構かかります。出産一時金など、国や健康保険から貰えるお金とは別に、出産祝い金が貰えるところとして、近隣では、曾於市が第3子以降の出生時に10万円の祝い金を支給、志布志市でも子どもを出産したときに、第1子、第2子に5万円、第3子以降には10万円支給されています。

そこで、本町でも出産祝い金を送ることができないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 子育てしやすいまちになるため、出産祝い金の支給はできないかとの御質問でございます。

平成27年6月及び同年12月の定例会において、同趣旨の一般質問に答弁しております。平成27年6月定例会の際に、曾於市、志布志市で支給実績があり、本町でも出産祝い金制度の創設ができないか慎重に協議を重ね、前向きに検討していくと答弁させていただいたところでございます。その後、本町の出産動向を注視しておりましたが、現在では年間50人から60人程度の出生者数となっており、年々減少している傾向にありますことから、その必要性は認識しているところでございます。

このようなことから、御質問の件につきましては、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 前向きな答弁をいただいたと思います。是非実現していただきますよう、強く要望しておきます。

次の質問です。3歳児から、保育園、幼稚園は無償化が始まります。ゼロ歳から2歳児は所得割課税額で保育料が決まり、本町でも10段階ぐらい分かれていると思いますが、非課税世帯はゼロ円でしょうが、所得割課税額の多いところでは4万円以上になるのではないかと思います。どの程度が本町の平均になるのかわかりませんが、1万円半ばから2万円ぐらいですかね。しかし、生まれてから2歳ぐらいまではですね自分の手元で育てたいとする親もいます。保育料の出費があれば、なおさらです。

そこで、在宅育児に1万円ぐらいの現金給付ができないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 在宅育児に現金給付の考えはないかとの御質問でございます。

国の施策であります児童手当等や、先ほど答弁いたしましたとおり、子どもを安

心して育てられる環境が一定程度整っていることから、在宅育児の現金給付につきましては慎重に検討していかなければならないものと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 是非、検討していただくよう要望しておきます。

最後にですね、少子化対策のため、保護者の負担を減らす目的として、昨年、同僚議員がですね給食費の無償化について質問されました。私や、他の同僚議員も、以前、無償化の要望をして、無償化ができなければ、せめて半額の補助を、と要望しました。そのときはですね、町長のほうが快く補助を検討されて、段階を踏んで、今では2,000円の補助があります。

人口を増やすには、夫婦2人に3人子どもがいれば増えるわけです。しかし、子育て費用も3倍、給食費も3倍かかるわけです。そこで、給食費が無料なら負担も減り、子育てしやすくなると思います。昨年の同僚議員の無償化の思いに大賛成です。是非、実現していただきたいと思います。

今日、いろいろ提案しましたが、1つの対策をですね講じたから十分ではなく、考えられる少子化対策はできるだけやっていくことが、本町の未来のためであります。できることはすべてやる、それが大変重要であります。今日は多くの傍聴の方がいらっしゃっています。皆さん、近くに子どもや孫が住んでいたらうれしい、ありがたいと考えていらっしゃると思います。子どもにですね「戻っこんか」と言っても、返ってくる答えはですね「仕事がねえでや」ということだと思えます。しかし、来月にはですね志布志まで高速がつながります。志布志都城高規格道路も、志布志から都城の横市までつながっています。都城、国分、鹿屋、通勤圏内です。鹿児島市もですね1時間半ぐらいで行けます。都会の方はですね1時間以上、2時間ぐらいかけて通勤されています。大崎町は土地代も安いし、物価も安いです。町長、本町が真剣にですね少子化対策に取り組むと考えられるすべての対策を実現できたら、今でもですねいろんな対策はされております、しかし、今日提案したことをですね今後実現していただいたら、きっと、ここにいらっしゃる傍聴者の方々がですね「戻っこんか」と言ったときにですね、「うんにゃ、仕事がねえでや」と言われた、「うんにゃ高速もつながって、仕事のある鹿屋、鹿児島まで通いがいいが。そっちで満員電車で揺られて、毎日過ごすよりも、土地も安くで買わないし、家をつくつとなちつとどは加勢をすつとよ」というふうになると思います。そこを踏まえてですね、あとは子育てしやすいまちになるために、今日提案したことをですね、本当、すべて実現していただきたいと思えます。ほかにもですね言いたいことはいっぱいあるんですけど、そんなに言ってもあれなんですけど、例えば、結婚したら結婚祝い金とかですねいろんなことは考えられます。だからですね、今後十分にそういうのを考えていただいて人口を増やす施策を実現していただきたいと強く、強

く要望しておきます。いかがですか

○町長（東 靖弘君） 先ほど、リサイクル奨学金制度のことについて御質問もあって、それに答弁もさせていただいたんですけれども、高校を卒業して、あるいは大学を卒業して、帰ってくるにしても職場がないというようなことがあると。その中で、今、高速道路の整備等による利便性をお話されたところではありますが、確かに、卒業していったときに働きたい職場が少ないというのは、この大隅地区の大きな課題であると思います。

今回、リサイクル奨学金制度を平成30年に創設いたしましたのは、やはり資源循環ということで、リサイクルも循環ですけど、人も生まれ育ったところに戻ってきて、活躍するということが頭に入れてこの制度をつくってきたところでもあります。その中で、子どもたちが大学等を卒業して戻ってきたら、5年間、4年間で月額5万円ですから240万円、利子等も含めて、簡単に言えば全額リサイクルから積み立てた基金とか、あるいはふるさと納税の基金を使ってその基金を造っておりますので、240万円全額支援しますよという制度をつくりました。これは非常に反響が良くて、多くの方々が利用しておりますので、将来的にはこのまちが持続可能性はまだあると思っております。人々が、若い人たちが帰ってきて、このまちで活躍するという目的でつくっておりますので、そういったことから仕事をつくるということが大きな課題であります。

その中で、やはり本町に定住して、志布志市とか鹿屋市とか都城市とか、そういったところに勤めていっても、同じように対象となりますよというところがリサイクル奨学金制度の非常に利点であるし、そこをまた、議員の皆さん方にも議論していただいて、可決していただいておりますので、若者が住めるような環境をつくっていくことを、今、そういう段階で一生懸命取り組んでいるところであります。

ただいま、いろいろと、給食の無償化とか在宅育児手当とか、あるいはそのほかの出生祝い金制度とか、そういった御質問があったところであります。すべてやるということが、本当に少子化対策、あるいはこのまちに住んでもらって、このまちに住みたいという環境をつくるということが大きな魅力でもありますけれども、一方では、執行部としては財源をどこから持ってくるのか、財源をどう確保するのかということがあります。この制度をつくったときに、じゃあ時限立法で4年間だけやりますよとか、10年間だけやりますよということはできませんので、あくまでも恒久的な財源確保ということがありますから、そういったことを念頭に置きながら1つ1つやっているというのが状況であります。

議員さんがおっしゃることも十分わかります。そしてまた、その1つ、1つ、財源をどこから持ってくるのか、そういったことを我々は考えていかなければなりま

せんで、やはり、前向きに検討することとか、あるいは検討させていただきとかという答弁でやっておりますが、非常にありがたい質問でありますので、こういったことから少しずつ進めていっているということも御理解いただきたいし、やはり少子化対策はやるべきだと思っておりますので、いろいろと考えていきたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 今回ですね第3次大崎町総合計画案も示されております。この計画どおりにいくようにですね、なるべくそういった施策も今後進めていただきたいというふうに強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、コロナ対策のために10分ぐらい休憩を取りたいと思います。始まりを11時10分からといたしますのでよろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の稲留です。通告書に基づき、質問をいたします。

まず、はじめに、国保税についてであります。令和5年までに、現在4方式から資産割をなくして、所得割、均等割、平等割の3方式の計算になるとしています。資産割をなくした場合、この分の減収分を振り分けることとなります。

それでは、現時点で国保税に占める資産割額、実績は幾らかを問いまして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 国民健康保険税の資産割の金額についての御質問でございます。

はじめに、国民健康保険は、保険税と保険給付費との相対的な対価関係を基本にしつつ、被用者、社会保険取得者以外の住民に対する医療保険を確保する制度であり、極めて重要な位置を占める地域保険でございます。国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額であり、それぞれの内訳は、4方式による所得割、資産割、被保険者数均等割、世帯別平等割の構成からなり、厚生労働省及び国民健康保険中央会において、保険税率の算定は所得割と資産割で構成する応能割と均等割と平等割で構成する応益割が50対50のバランス的なガイドラインで設定されているところであります。

このようなことを踏まえまして、令和3年度国民健康保険税の本賦課処理を6月1日に実施いたしまして、現年度調定額2億9,216万5,000円のうち、資産

割医療費分税率29.40%で3,227万8,000円になり、全体調定額の11.05%に当たります。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から資産割額3,227万8,000円ということで、11.05%ということで回答をいただきました。

当然、先ほども申しましたようにですね資産割をなくすわけですから、これを所得割、均等割、平等割、先ほど町長がおっしゃいました、各所得割、均等割、資産割、平等割も医療分、介護分、高齢者支援分ということで利用率が決められているという状況ですので、ちょっとその辺を加味しながら、資産割をなくした場合、この3,227万8,000円をないということで、この分を先ほどの3つの方式に分けなければいけない。そういうことで3方式で、再度、資産割を加味した分をシミュレーションをするとどうなりますかという、次の質問に移りたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 保険税の3方式算定シミュレーションについての御質問でございます。

本町の令和3年度国民健康保険税については、先ほど申し上げたとおりでございますので、このデータをもとに応能割と応益割のバランス等を考慮した上で、応能割の所得の調整の中で説明させていただきますので御了承くださいますようお願いいたします。

令和3年度国民健康保険税の現年度調定額分のうち、資産割の医療費分が3,227万8,000円ですので、単純にこれを応能の所得割に合算し、資産割なしで所得割の税率を算定すると、現行の7.3%から8.6%まで引き上げなければ、今年度保険税調定額の2億9,216万5,000円にならない試算になるようでございます。

このようなことから、3方式でのシミュレーションを所得割8.6%で、均等割2万700円及び平等割1万9,300円は現行のままの内容で比較させていただきます。被保険者の内容は、65歳未満の二世帯で総所得金額が150万円と仮定し、均等割2万700円及び平等割1万9,300円の2割軽減等も考慮した上で、現行の税率より年間1万4,000円の引き上げとなり、国民健康保険税の納期が年8期ですので、1期当たり1,800円の負担増となるようでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長おっしゃいました、所得割の医療分のみ7.3%から8.6%ということでございます。均等割と平等割はそのままということでございますが、被保険者の国保税額は所得割率でですね、医療分が約5割ぐらゐを占めているというふうに考えております。

資産割をなくした場合、その減収分を当然所得割に持ってくるということで、今、町長おっしゃいました。私はですね、大崎町内で1円も固定資産がないわけですから資産割は計算の中に入っておりません。この中で、こうしますと、当然、所得割の医療分だけ、1.3%ですね、アップということで、今、150万円の方が月額1,800円ということなんですが。当然、職種ですね、例えば畜産農家を挙げますと、牛の売買の変動、あとは野菜農家にすれば天候、災害によって、所得割の医療分ですと、その年度の国保税の納付額の変動が非常に大きくなるのではないかと考えるんですよ。資産割がなくなった分だけ、毎年、所得の大きな変動は出てくると思います。そうすると、やはり、国保税としての納付額が不足をするというふうに考えるんですが、ここ辺ではシミュレーションとして説明をしていただければありがたいですが。

○町長（東 靖弘君） 具体的な根拠をとということになりますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○税務課長（本松健一郎君） シミュレーションをとということで御質問ですが、大まか今の現状を申し上げてからシミュレーションの話をしたと思います。

今現在、今年度は一応、先ほど町長の答弁にありました、6月1日付で今年度の本賦課処理を行いまして、全体世帯数、これは国保加入世帯です、2,380世帯、うち、資産のない世帯が952世帯、全体の40%に当たります。残り、資産のある世帯が1,428世帯、6割です。一応、資産のない方々の世帯数は毎年増えている現状がございます。

国保の4方式についても、従来からずっといろんな課題がございました。先ほど議員のほうからお話がありましてとおり、町外に固定資産を持っている方、この方々は資産割の対象で計算がされておりません。ですので、いけば、町内に固定資産を持っている方々は計算の対象、町外に資産がある方々は対象外ということで、ここでひとつの公平さがなくなっているという御指摘は、従来ずっとあった話でございます。

それに、もう1つ、固定資産の資産を持っている方々から、従来ずっと御指摘のありました、固定資産税は固定資産税で税を取る、ましてや国保の資格のある方については資産割で2回取ると。いけば、二重取りという御意見がずっとございました。

こういう話を踏まえまして、平成30年度6月議会の一般質問で議員さんのほうから御質問があったときに、町長の答弁でありました、県が一応責任を負って3方式に統一するというので、そのタイムリミットが令和5年ということで、もう4年度で方向性を決めないといけないということがございます。ですので、財政的な

ところで、先ほども申し上げたとおり調定額は決まっております。これは、需要供給のバランスでこれだけ必要ですよという歳出の予算は決まっておりますので、この計画に基づいて収入のほうの計算をする話になります。そうした場合に、先ほど申し上げたとおり、資産割だけで申し上げると約11%がその予算の中に入っていると。こうしたときに、ガイドラインの設定の50対50という枠がございますので、それを崩さずにいった場合、資産割の分を所得割のほうに持っていかないといけないというところで説明をさせていただいているところでございます。

一応、所得割のほうが増えたときに、自営業者の農家の方々の負担が増えるというところで話があったわけですが、一応、農家の方々については資産割の計算が所得割のほうに移るということでございますので、極端な上がりというところはないかと思っています。毎年、やはり所得は変わります。ましてや、畜産農家の和牛の生産農家につきましては、所得税のほうは非課税ということで、保険税だけが当たり前に計算がしてある実情がございますので、それにつきまして、農家の方々に畜産農家についてはそういう負担の増というところでは私どもは考えていないところがございます。ただ、ほかの農家の方々につきましては、先ほど申し上げたとおり、固定資産のほうは、やはり、そこに建物ないし農地があったり、いろんな状況があるかと思えます。その分の課税額が所得割のほうにスルーをすると。そうしたときにどれぐらいの上げ幅でいくか、逆に、それが逆転して課税額が下がる方も出てくる可能性もございます。その辺も加味しまして、3方式のシミュレーションは先ほど町長が説明いたしました。基本的なところでいった場合、1期当たりの上げ分が1,800円程度というところで説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 基本的なということですね、令和5年度までに決めるということで、4年度にはもう方向を出さなきゃいけないということでした。

3方式にした場合に、先ほど町長がおっしゃいました、所得割の医療分のみ8.6%でいくよというふうに計算すれば、当然、国保料を納められていらっしゃる方は自分で計算ができるわけですが、所得によっては変動される方、そうじゃない方ということで先ほどありましたけども。今、町長がおっしゃったのは、あくまでも、先ほどの所得割の医療分のみ、このパーセンテージ、資産税割が減少した分を増やすためには8.6%までと、こういう所得の資産割率だけ、所得割の医療分だけアップということで、3方式になったらこれでやるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御質問の件でありますけれども、やはりシミュレーションによって金額を示していくということですので、現段階はそういうふうにお考え

いただいていると思います。

国民健康保険で、県のほうが保険者になりましたけれども、平成30年からスタートする段階で、県内においても4方式のところ、あるいは3方式のところというのが、どちらかというところ半々ぐらいの状況で、今後、将来に向けて県が、いつの時点かわかりませんが、所得割とか、あるいは平等割とか税率をどこかの時点では一定していただろうと思いますが、現段階では、制度導入の平成30年の時点では3方式にしていきなさいよということになっております。そういったことから、本町においても、令和4年度で方向性を決めて、令和5年度は3方式に持っていくという方向性を示していかなければならないと思っているところでございます。

御質問の件、シミュレーションに基づいて説明しておりますので、そう考えていただければと思います。

- 3番（稲留光晴君） 当然、国保税というのは応能負担というのが原則というふうな考えでおりますが。やはり、この中で、私はいつも言うんですが、とにかく住民の負担を増やさない方針でやっていただきたいというふうに考えるわけですね。

そうしますと、先ほどの答弁では値上げになるわけですが、当然、低所得の方々はその軽減措置というのはあるわけですが、月々のこういう値上がりに対しては、資産割をなくしたから致し方ないというふうな考えで、ちょっと納得できない、負担が増えるということに関してはですねと思うんですが、いかがですか。

- 町長（東 靖弘君） 税はやはり、安くといいたいでしょうか、御希望は税額の負担の軽減をということでの御質問になっているかと思っております。我々も実際的な指数以上に課税していくことはないわけでありまして、ちゃんとそういった数字といいたいでしょうか、具体的な根拠に基づいてやっていくというふうに計算をしていくということが今のシミュレーションの結果でありますけれども、実施段階で具体的にどうなるかということになりますけど。本当に稲留さんのお気持ちもわかりますけれども、一応こういった積算基礎に基づいて進めていくと御理解いただきたいと思います。

- 3番（稲留光晴君） 国保税も法改正があつてですね、年々、最高賦課限度額が100万円に近い状況なんですね。ですから、近々100万円を超えるんじゃないかという声も出ております。そういった意味では、前も私もお尋ねをしました、負担を増やさないでくれということであれば、みんなの負担にならないようにやるというふうな町長の御答弁を、前、聞きましたけれども、法律にのっとって試算をしているということでございますので。

では、次の、国民健康保険基金ということで積んでおりますが、条例が変わりまして、今、1億6,000万円ほどになっておりますかね。この基金条例は基金の

全部または一部を処分することができるとしているんですが、国民健康保険法の規定により国民健康保険事業費納付金に充てるとき、保健事業に要する費用に充てるときということで、これだけに一部または全部を処分することができるとなっていますね。2番目の保健事業に要する費用に充てるときということでですね、この保健事業の内容というか、ちょっとお示しをしていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 大崎町国民健康保険基金は何を基準にしているかとの御質問でございます。

この基金につきましては、本年3月の定例会におきまして、当該条例の改正を行ったところでございます。改正前の当該基金の設置目的といたしまして、国民健康保険の保険給付に要する費用に不足を生じたときに保険給付費に充当するためとしておりました。平成30年度から、市町村と県が国民健康保険事業の共同保険者となり、県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととされたところでございます。

このことによりまして、保険給付費は全額、県からの普通交付金で賄われるようになりましたことから、設置目的が現状と合わなくなってまいりましたので改正をお願いしたところでございます。

したがって、現行の基金の設置目的は、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため設置するとなっておりますことから、この基金は県に納付しております国民健康保険事業費納付金と保健事業の費用に充当しているというところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） ちょっと私の質問も的外れな部分がありましたが。2つの納付金に充てられる、あと保健事業に要する費用とありますが、この保健事業の内容というのをお尋ねしたいんですが。

○町長（東 靖弘君） それにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） ただいまお尋ねの、保健事業とは何かというお尋ねでございますが、保健事業については幾つかありますが、一番大きいものは特定健診が一番大きいところです。そのほかに特定保健指導、レセプト点検、医療費通知などが保健事業の中に入っているところでございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） ありがとうございます。先ほどのちょっと繰り返しになるんですが、この基金のほうは当然積み立てているわけですよね。年々、収入から経費を引いた繰越が出れば積み立てているということではないんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） この基金条例にもありますように、決算剰余金のうち、

5%以上を基金に積み立てるということになっておりますので、剰余金が出た場合については相当する金額、5%以上をこの基金に積み立てているところでございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 5%以上ということであれば、もうちょっと積み上げてもいいというようなふうにも取れるんですが、あくまでも5%というので決めているんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

5%とは決めておりませんで、それを超える額ですので、その分について、翌年度に繰越をする分と基金に積み立てる分と考えておるところでございます。

○3番（稲留光晴君） 繰越ができるということは、十分、従来までの国保税の被保険者の支払い及び県のほうに納める納付金についても十分プラスが出ていると、繰越しがあるということですね。その5%を積み上げて、今1億6,000万円ほどありますが、緊急なときにこれを取り崩して使うと、全部また一部ということであるんですが、今の状況は黒字ということで、繰越しが出れば黒字ですよ、赤字になってはいけません、その中でやはり、繰返しになりますが、3方式になって負担も増えていくわけですね。町長、その辺ではどうしてお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 基金の目的にありますように、こういった2つの事業に特定して費用を充当するというので、多分、お尋ねは税負担軽減のために充てられないかということであろうかと思えますけど、その分については少し難しいと思えます。

○3番（稲留光晴君） 了解をいたしております。

やはり、国保の3方式になりまして、所得割の医療分ということで、とにかく医療費の削減に当然取り組んで、現状もいただいておりますよね。ですから、やはり保険者努力支援制度及び医療費削減にですね今後も取り組んでいただくということでお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の、会計年度任用職員についてでございますが、この制度は令和2年4月より始まりました。4月1日現在の任用職員ですね、もちろんパートタイムのみということになっておりますが、始まった当時、私のほうは57名と把握をしているんですが、あと、昨年4月1日時点では正確な人数は何名になっておりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

会計年度任用職員の人数は、令和3年4月1日付で65名いるところでございます。このうち、令和2年度から継続して任用された人数は52名でございます。

参考までに、令和元年度から2年度に継続して任用された人数は43名となっております。

おります。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 昨年は63名で、今年の4月1日は再任は43名ですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、令和2年4月1日現在の会計年度任用職員の人数ですけれども、大崎町役場全体で61名でございます。また、令和3年4月1日現在の会計年度任用職員の人数については65名というところになっております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 失礼しました。そうしますと、昨年、任用職員の方が再度、今年には再任をされたということでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 先ほど町長の答弁でもありましたけれども、令和2年度から継続して令和3年度に任用された会計年度任用職員の人数は52名でございます。

また、参考までに、令和元年度から令和2年度に継続して任用された会計年度任用職員の人数は43名でございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） ということは減っているということですよ。継続が減っているということでしょうか。減っている方は、事情により辞められたということでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 令和元年度から令和2年度に継続された方は43名です。

令和2年度から令和3年度に継続された方は52名ということになっておりますので、人数的には9名増えているということになるかと思えます。

そしてまた、退職の理由についてです。年度に応じて退職される方の人数というのは当然変わってまいります。ただ、一人一人の退職理由について、私ども承知はしておりませんが、自己都合で辞められる方、あるいは別の仕事が決まって辞められる方、それぞれかと思えます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） やはり、経験のある人材の確保というか、行政としては大変重要なことだと思うんですね。正規職員の数が減らされている状況で、会計年度任用職員というのは、私は思うんですが、本人の皆さん方は毎年毎年働きたいと、任用していただいて、引き続き働きたいというお考えだと思うんですが、その辺は募集するに当たって、募集された方からのそういうお話というのはありますか、1年だけとかいうんじゃなくて、引き続き、1年ごとに更新をしてもらえんのかなとかというそういう話というのは出ないですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 制度の基本としては1年雇用ということが原則になってお

りますが、ただ、毎年、前もって来年度どうしましょうかという、まず案内をします
ので、その中で、来年度も引き続き役場で働きたいという御希望のある方はそれ
ぞれ申し込みを出していただいて、そして申し込みがあった方については面接等の
試験を経て、我々のほうで採否を決定するという流れになっております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） わかりました。

それでは、当然、会計年度任用職員というのは待遇改善というのが目的になって
おりますけれども、改善されている点では年収の比較ということ、基本給と期末手
当が出ておりますけど、そこ辺の会計年度任用職員と前の臨時職員との比較を示し
ていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 会計年度任用職員の待遇につきましては、改善されたと認識し
ております。令和2年4月1日から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す
る法律が施行され、本町でも法に関連する条例、規則を、同日から施行いたしました。
この結果、一般的な事務補助職の場合、年収でございますが、条例規則の施行
前でおおむね111万6,000円だったものが、施行後でおおむね140万4,0
00円となりました。年収としては28万8,000円の増額となっております。
増額の要因としては、常勤職員の給与をもとに、職務の級及び号給を設け、時間給
の単価を引き上げたこと、並びに年2回期末手当を支給したことによるものでござ
います。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 28万円増額ということですが、基本給と期末手当を含めての
金額ですよ。当然、基本給は、前の臨時職員よりは上がっていますよね。

○総務課長（上橋孝幸君） この制度が始まる前は、臨時職員賃金という形でお支払い
をしておりました。当時の時給が1時間当たり800円だったかと思います。会計
年度任用職員に制度が改正されてから、1年目が898円ということで、議員さん
がおっしゃられる基本給というものについても上がってはおります。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 是非ともですね、やはり、先ほど申しました、毎年更新しても
らって働きたいというふうに考えておりますので、また、その方向で人事等を
進めていただきたいと思います。

それでは、最後のですが、SDGs（持続可能な開発目標）についてです。大崎
町は、これから取り組もうとするということで3つの大きな柱があるんですが、1
つ目は、プラスチック容器やプラスチック包装を利用している企業と連携して、商
品の形を変えますと。それから、2つ目は、より多くの人たちにSDGsの取組と

重要性について知ってもらいます。3つ目は、これからSDGsに取り組もうとする人を育成しますという、大きな柱がありますから、ちょっと、これに基づいて質問をさせていただきたいと思うんですが。

まず、行政の業務内容を含め、進捗状況の説明をお願いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 御承知のとおり、SDGs（持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるため、すべての国連加盟国193国が2030年を目標年次とした行動計画でございます。

環境・社会・経済の3側面の横断的な課題を解決するために、貧困、教育、ジェンダー、エネルギーなど17の大きな目標が設定されており、それぞれの課題を解決するために多様な関係主体によるパートナーシップなどが必要とされております。

本町においては、これまで20年以上にわたり取り組んできた資源リサイクルの取組、また、この取組から発生した環境・社会・経済の3側面の活動が評価され、2018年のジャパンSDGsアワード受賞、そして2019年にはSDGs未来都市に選定されました。そして、3月の第1回定例会において、複数の議員からSDGs関連の御質問をいただき、答弁させていただいたところでございます。

さて、御質問の、行政の業務進捗状況についてでございます。本町はSDGsの目標年次である2030年のあるべき姿の実現に向け、大きく分けて2つの目標を掲げてまいりました。1つ目は、SDGs版大崎町総合戦略の策定ですが、こちらについては、議員も御承知のとおり、2020年3月に大崎町総合戦略を策定しております。しかしながら、さらなる取組を推進するには、さらに大きな枠組で取り組む必要があることから、本議会において上程させていただきました第3次大崎町総合計画の策定を進めてまいりました。この計画は、2030年を目標年次としたSDGs未来都市の実現に向けた、町の総合的な指針となっております。

2つ目の目標は、世界の人口1万人地域で応用可能な循環型地域経営モデル確立としており、持続可能な世界の達成に向け、大崎町がこれまで培ってきたリサイクルを基盤に、経済・社会・環境の3側面から、プラスチックをはじめとする大量の消費財を生み出す産業構造が抱える課題の解決に向けて取り組むこととしております。

また、これらの計画に掲げた将来像の実現に向けて、行政として取り組んでまいりましたが、これまでどおりの行政による取組だけでは、人材、知識ともに限りがあるとの判断から、官民が連携した中間支援組織を設立することとなった次第です。そして、本町の取組に賛同された南日本放送、鹿児島相互信用金庫、株式会社そらのまち、合作株式会社とともに、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会を設立いたしました。事務所は、今後の発展性、拡張性を考慮し、ジャパンアスリート

トレーニングセンター大隅の2階に設置しております。この協議会は、企画調整課職員1名と、合作株式会社7名が事務局として、企業との連携による脱プラスチック教育視察研修などのプロジェクトを行っておりますが、行政側の業務といたしましては、本町職員が事務局長として、主に行政との調整業務、協議会の会議資料作成、各理事との調整を中心に行っております。

本協議会の設立により、これまで行政だけで対応していた視察研修や各企業との企画が、従来よりも質・量とも進んでいるところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、説明をしていただきました。

続いてですね、これもあれなんですけど、これから取り組もうということで、今、進んでいるという状況の中で、推進協議会の進捗というのはどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど一般社団法人大崎町SDGs推進協議会を設立した旨の答弁をいたしました。推進協議会は、4月から本格的に稼働しており、企業との連携による脱プラスチック教育視察研修などのプロジェクトを進めておりますが、既に複数の企業との連携が始まっております。また、修学旅行や企業からの視察研修や取材依頼等も多く寄せられている状況でございます。

環境関連視察や修学旅行などにつきましては、これまでは主に住民環境課職員が対応しておりましたが、年々、視察研修者の増加に伴い、通常業務との兼ね合いが難しい状況となっております。現在は、推進協議会が窓口となる体制ができつつあり、コロナ禍を踏まえたオンラインツアーの構築など、本町の新しい魅力発信の手法も始まっております。

また、この推進協議会の活動は、企業版ふるさと納税を財源として計画しておりますが、既に複数の企業から申し込みが寄せられております。推進協議会を構成している各社の主な役割でございますが、まず、南日本放送は、テレビ番組等を通じた本協議会の活動紹介などの情報発信、鹿児島相互信用金庫は、顧客網を通じての本協議会の紹介や町内事業者の事業承継への協力など、株式会社そらのまちは、保育園経営におけるSDGs教育の経験を生かしての本町小中学校教育への支援、合作株式会社は、協議会事務局業務のほか、企業版ふるさと納税の営業、各プロジェクトの推進などを担っております。

以上、申し上げましたとおり、設立当初ではございますが、進捗状況といたしましては、おおむね順調に推移しているところでございます。

○3番（稲留光晴君） 了解をいたしました。今ありました企業版ふるさと納税の件でございまして、何社からかそういう問い合わせといたしますか、納税したいというお話はございますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 既に、そういった状況で申し込みもあって、動いているところでございます。

○3番（稲留光晴君） 具体的に、申し込みがあったとかそういうのはございますか。

○町長（東 靖弘君） SDGs推進協議会の取組が、全国の日本経済新聞に掲載をされまして、それで都市部の方々が大崎町の動向というのを十分把握されて、企業の方々もSDGs、経済、社会、それから環境といったことが、今、企業もそういう方向で走ることが決められておりますので、非常に関心を持っていただいております。既に1社の申し込みは決定しております。

それから、今、協議中のものが数社あるということで、具体的に説明はできないところですが、企業版ふるさと納税については、かなり手応えを感じているという状況でございます。

○3番（稲留光晴君） 了承いたしました。

それでは、やはり、これから取組もうとすることによってですね、より多くの人たちにこのSDGsの取組と重要性について知ってもらいますということなんです。2つ目の、住民への周知及び協力は具体的にどうされているかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁において、推進協議会の進捗状況について御説明いたしました。南日本放送のテレビ番組や新聞等の報道で本町の取組が紹介され、既に御存じの方もいらっしゃると思います。

一方、町内への周知につきましては、高齢者サロンにて、企画調整課職員が本町の取組を紹介する機会を持たせていただいたこともございますが、まだまだ、これからという状況でございます。

脱プラスチックの取組、また、これらの周知による情報提供のために、国内外から御覧いただけるホームページは、先日作成されております。しかしながら、御高齢の方が多い町内の皆様への周知を考えた場合、やはり、紙媒体による情報提供が有効であると思われまますので、広報紙に推進協議会の枠を設け、随時進捗状況をお知らせしてまいりたいと考えております。

また、住民の協力についてでございますが、企業、学校などさまざまな方々が視察研修に来られた際に、各自治会での分別回収の様子を御覧になる方が多くございます。第一木曜日から第四木曜日までの回収日に応じて、それぞれの衛生自治会の皆様への御対応をお願いをしており、協力を得ているところでございます。

また、SDGsの取組を担う人材育成については、教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） これからSDGsに取り組もうとする人を育成しますという質問の中を、先に町長から答えられました。こういうことをですね、教育現場にどう反映させるかということについてですね、環境問題には本町は先進ということで取り組はずっと進めているところですが、教育現場と、小学生、中学生に関して、やはりこういう取り組もうとする人たち、これから若い人たちに取り組んでもらおうということでは、教育現場ではいかがでしょうか。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

大崎町教育委員会は、「おおらか、さわやか、さわやかな大崎の教育」を推進しております。その中で、令和3年度の力点の1つとして、SDGsの目標達成を目指した学校教育の推進、支援体制の充実を掲げました。これは、今年、町が設立した推進協議会を受けております。また、2017年3月に改定された学習指導要領の経緯において持続可能な社会の担い手を育成していくことが期待されていることを踏まえ、本年度から設定したものです。

そこで、学校現場におけるSDGsを反映させる具体策として、3つの視点で紹介いたします。1つ目は、各教科等における授業への反映です。SDGsのゴールの1つに、「質の高い教育をみんなに」があることは御承知のことと思います。それぞれのゴールにはターゲットがあり、教育に関するターゲットの1つとして、持続可能な開発のための教育、別名ESDが示されています。このESDは2017年のユネスコ総会で採択されているものであり、ユネスコを指導機関として国際的に取り組まれているものであります。また、2017年の国連総会決議では、このESDがすべてのSDGsの実現の鍵であることが確認されております。

先ほど紹介しました学習指導要領において、ESDは基本となる理念としており、各教科等においても関連する内容が盛り込まれています。つまり、SDGsの17のゴールと関連する内容を、可能な限り教育活動に取り入れて実施していくこととなります。例えば大崎中学校では、既にSDGsに関する教育活動を洗い出し、整理して意図的に進めております。

また、先月5月31日には、企画調整課の肝いりで、大崎中学校において、元南極観測隊で環境学博士の大岩根尚氏を招いて、教職員を対象とした地球温暖化に関する御講演をいただき、教職員の研修を進めております。

2つ目は、総合的な学習の時間における大崎学の設定です。大崎町の歴史、環境、産業を教材に、学習内容を各学校が設定して、SDGsの環境面や文化面にかかわるゴールと関連した活動を実施していくこととなります。特に環境については、すべての学校において取り扱うようにしております。

3つ目は、人権教育の充実です。SDGsは、地球上の誰1人取り残さないこと

を大切な考え方として上げております。世界規模の人権問題だけでなく、隣に座っている友達の心情に思いをめぐらし、向き合える人づくりを、道徳教育を中心としながら進めているところです。10月28日には、大崎小学校において、大隅地区の研究協力校として2年間研究した道徳科の内容や授業を公開する予定です。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 今、教育長のほうから具体的にお話をさせていただきました。これからちょっと教育現場のですね、また詳しい中身等を私のほうも学習していきたいというふうに考えております。

SDGs、引き続きですね推進をされるよう、また、企業版ふるさと納税もですね多額の寄附金が出ることを希望して、私のすべての質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後は1時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） さきの通告のとおり、7月豪雨の災害復旧状況について質問いたします。

多くの被害が発生し、それから1年が過ぎようとしております。多くの住民の方々より、復旧状況はどうなっているのとの問い合わせの相談があります。また、同僚議員も先ほど質問しましたが、復旧時期などを明確にさせるために、まず、現状はどうかをお伺いし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 7月豪雨災害復旧の進捗状況についての御質問でございますが、見玉議員からの御質問に対する答弁と重複するところもございますが、御了承いただきたいと思っております。

公共土木及び農林業施設別に進捗状況を御報告いたします。

まず、建設課所管分につきましては、道路災害13件、河川災害5件、橋梁災害2件の計20件でございますが、現在の進捗状況につきましては、橋梁災害を除くすべての災害が発注され、持留尾之鼻線などの道路災害7件、高尾川の河川災害1件の計8件が完成しており、その他につきましても、本格的な出水期を前に早期完成に向け、鋭意進めております。

また、橋梁災害につきましては、田中橋、飯隈橋の下部工の入札を終えまして、

令和4年3月末の完成を予定しております。

次に、耕地課所管分につきましては、農地22件、道路・水路等の施設30件の計52件でございますが、うち農地21件、道路・水路等の施設22件の計43件を発注し、農地14件、道路・水路等の施設9件の計23件が完成しております。また、本年度発注いたします農地1件と道路・水路等の施設8件につきましても、8月までにはすべて発注し、年度内完成に向け、鋭意進めております。

次に、農林振興課所管分につきましては、令和2年度県営治山事業で、持留東地内住宅が県道の歩道まで押し流された現場を、令和3年2月に持留五反田地区持留小学校まで山林の崩落土砂が流出した現場を、3月に着工しております。また、同事業で、岡別府早馬地内ガソリンスタンド周囲の山林の崩落現場を今月からの着工予定としております。県単治山施設修繕事業で、永吉小野迫地内档ヶ山の後藤漬物斜面の治山施設崩壊現場を7月以降の施工を予定しているところです。なお、持留地区の避難所としておりました持留地区農業構造改善センターの裏山が崩落しておりましたが、早期の復旧を図るため、本年度測量設計の業務委託契約を締結したところでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 町長から、ただいま詳細についてお示しをいただきました。同僚議員が午前中、1番目で質問いたしましたので、案件についてはですねいろいろと理解しておりますが、その中で水田地区においてですね耕作ができない土地はどれぐらいあるのか。そして、それに対応する地権者、それは何件程度の地権者がいらっしゃるのか。まず、その2点についてお示しをいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 7月豪雨災害による水利確保ができない状態の水田はどの程度かという御質問でございます。

岡別府橋から丸福水産付近までの用水路であります隧道が、一部土砂で塞がったことにより、档ヶ山橋周辺から吹切橋周辺にかけての左岸の水田が29.8ヘクタール、持留地区は猿喰橋の上流の取水口付近等のパイプ崩落により、猿喰橋から持留橋周辺にかけての両方の水田10.6ヘクタールと認識しております。

なお、地権者につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） 地権者につきまして御報告いたします。

持留地区用水関係につきましては、地権者、組合数含めまして66名いらっしゃいます。それから、仮宿地区の水利組合関係につきましては、組合員数を含め219名というふうに報告を受けております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 合計で285件ですかね。その場合にですよ、これは、この地

権者の方々、そうした方々が自主消費、自家消費のための耕作をなさっている方、これは何件程度ですか。

○町長（東 靖弘君） 7月豪雨災害により作付できない水田のうち、自家消費用耕作水田はどの程度かという御質問でございます。

水路災害により影響を受けた水田は、仮宿地区で29.8ヘクタール、持留地区が10.6ヘクタールであります。そのうち、令和2年の仮宿地区での主食用米の作付面積は17.8ヘクタールで、令和3年は主食用米2.0ヘクタール、飼料用稲1.8ヘクタールの作付がされております。このことから、今年は面積で14.0ヘクタール、43名の方が作付できない状況であります。

また、自家消費用耕作水田はどの程度かという御質問ですが、作付面積の少ない水田が自家消費用と思われまますので、仮に個人の作付面積が20アール未満の耕作者の方を自家消費用といたしますと、26名の3.0ヘクタールであります。持留地区の令和2年の主食用米の作付面積は5.1ヘクタールであり、令和3年は主食用米0.2ヘクタール、飼料用稲0.2ヘクタールの作付がありますので、今年度は4.7ヘクタールで22名の方が作付できない状況であります。

同じく、自家消費用耕作水田を20アール未満の水田で考えれば、9名で1.1ヘクタールになります。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 今、町長の答弁によりますと、仮宿、持留合わせて約35名の方々が自家消費のための作付をなさっていると。この方々は、今回の昨年の豪雨によって作付ができなくて、自分のお家でといいましようか、自家消費するためのお米というのは、町長、どういうふうにして調達されているだろうと思えますか。

○町長（東 靖弘君） 通常であれば、農地を貸していたりすると、その中で対価ですから小作料といいましようか、賃借料での収入を得て購入をされる。あるいは、そうでない個人間であったら、米を数俵いただくとかいう形での自家消費の姿もあるのかなと思えます。

○8番（中山美幸君） そうですね。賃貸で契約されている農家のところは、やはり現物支給をしていただいたり、もしくは金額で精算されたりしていたと思いますが、今回作付ができなかった自家消費と思われる35名の方々、こういった方々はどうやって自分たちの主食であるお米、それをどうやって調達されていると思えますか。

○町長（東 靖弘君） どうやってということでもありますけれども、水田を貸したことによって得る米が入ってこないということになると、あとは金銭での購入ということになるのかなと思えます。

○8番（中山美幸君） わかりきったことをなぜ聞くんだと思われるかもしれません。

非常にですね耕作をされている方、特に、先ほども申しますように自家消費のお米を作っていたりの方々については非常に大変な思いをされているのが現状です。

冒頭申しましたように、住民の方々からもいろいろと相談を受けたり、家のほうに来られて相談されたり、どうなっているんだと。じゃあ、いつ頃復旧して、いつから作付ができるんだよというようなことも聞かれます。先ほど、町長が本年度中ということをおっしゃいましたが、本年度中というのは3月31日まででありまして、仮にですね3月31日ぎりぎりですることができるようになりましたといったにしても、それまでの代かきだとかいろいろな準備をすることによって、また遅れる可能性も出てきますが。3月31日、本年度中じゃなくて、発注されて、契約して、完了の検査までに大体じゃなくて大方といえましょうか、大体でしか答えられないんじゃないけれども、どこを目標になさっていますか。

○町長（東 靖弘君） ただいま、工事を発注しての工期の問題でありますので、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） 具体的な工期についてということでございます。本年度中というふうに申し上げておりますけれども、具体的に申し上げますと、頭首工部分につきましては12月末をめどに工期を発注しているところでございます。

それから、一部田んぼにつきましても、12月末が最終的な工期でございまして、残りの農地、施設等につきましては、早いところにおきますと7月、8月、9月ということでございまして、最終的な工期というところで12月末というところを工期としてみておりますので、早ければ年内、もしくは1月明けには工事も検査まで行けるかというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） あまり時間がかかってしまいますと、今度は耕作放棄地というような考え方も私は出てくるのかなというふうに思うんですね。山側については、もう水もかからんし、面倒くさいよなというようなことも私は出てくるのかなというふうに考えます。

そういった、1年間つukれない方々のための何か政策といえましょうか、そういったことは現状で考えられたことはなかったんですか。

○町長（東 靖弘君） 災害を受けたことによる補償というような御質問であります。実際、そこまで考えが及ばなかったということが正直な意見であります。

これまで、令和2年あるいはその前年ということで大規模災害を受けておりました、災害復旧に対して、地元の水利組合等とも協議をしながら、説明をしながら工事発注と災害復旧をするということを前面において地元への説明会等も担当のほうでも進めてきておりましたので、そういったことは一生懸命やっておりましたけれ

ども、冒頭、質問がありましたように、米を自家消費する、あるいは米を購入する方たちへの災害を受けたことによる補償というところまでは、本当に考えが及んでおりませんでした。

○8番（中山美幸君）　そこまでは考えていなかったということなので、これも、後もって提案を申し上げますが、先ほど同僚議員の質問の中にですね、私も同じような相談を受けております、どこがどうなって、どのような回復状況なのか、いつできるのか、だから工事のですね完成状況を聞いたわけです。そして、冒頭、明確にさせるために、ということをお願いしたのはそこなんですよ。

同僚議員も質問しましたけども、そういった住民と行政との連絡が非常に悪かった。日曜日の朝市の後に、私はまた現地に行ってみましたところ、転作の準備をされている農家の方がいらっしゃいました。持留永吉です。そうしたらですね、「中山さん、何も聞かせんがよ、何もいっかせんど、どげんなっちょっとかわからんがよ」というような話を夫婦でされました。非常に残念だなと思いました。一生懸命やっていたらいいことはですね、パイプが破損したときも、耕地課の職員等々ですね調査をされているのを私は見えています。現場に一緒に行っておりますので拝見しておりますが、そういった、やはり、住民とのコミュニケーションの取り方。先ほどの答弁の中では、水利組合長を通じて云々、集落で云々ということをお話をされていたんですが、そこら辺の、もうちょっとですね、いつも私は申し上げますが、住民サイドに軸足を置いた対応の仕方、これをもう少し考えていただきたいというふうに思います。我々、自分たちの仕事のほうに軸足を置くんじゃなくて、住民サイドが何に困っているのか、どうしたら納得していただけるのか、私はこれはですねお互いの意思の疎通があれば、住民の方々もいろんな話もされるでしょうし、そういった苦情も少なくなると、苦情というより意見ですね、少なくなると思いますので、そこは、町長、是非改めていただきたい。私だけじゃないということです。冒頭質問しました同僚議員も、同じことを申し上げておりますので、十分、そこは注意をしていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君）　伝わなければならないことが伝わってなかったということが一番大きな反省点だろうと思っています。それなりに努力をして周知には努めてまいりましたけれども、それが全地権者に伝わっていないということでもありますので、この点については十分反省をして、そういった情報漏れがないように対応を取ってまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君）　住民の方々に誠意を尽くしていただきたいというふうに思います。

本町でいろんなものを発注される場合には、我々個人、個人が本来ならば発注し

なきやいけないわけですよ。それを我々個人、個人が発注できないから、行政の方々に代表として、この工事は大崎町町長が発注をしましたということになるわけじゃないですか。本来ならば、これは私たち個人、個人が発注しているのと一緒になんです。そこは十分理解していただきたい。そして、代表として発注されるのであれば、もう少し、地権者の方々、そういった被害を受けているの方々、関係の方々には十分な周知をお願いしたいなというふうに思いますので、是非、そこらは努力をしていただきたいということ。

それから、水路の破損、それからパイプ等の破損ですね、それについて何らかの、水田がですね土砂で埋まっていない水田もかなりあったんです。ただ、水利がないだけで作付ができないといったところ、そういったところも下流にはあるようです。私も現地を見てみました。そしたら、この水さえ流れてきてたら作付けできたよという方々もいらっしゃいました。そういった途中での対策ということは考えられなかったのか。パイプの送水についても、流れる部分はあったように私は伺っておりますが、そこら辺の途中からポンプアップして流すとかですよ、そういったことは考えられませんでしたか。

○町長（東 靖弘君） 今回、今年の豪雨災害でそういった通水ができていないという状況は、実際、自分も現地を調査してみて、そういったところはある程度は状況をつかんだところであります。

本当に水をポンプアップして送れたら水田が可能であるかもしれないということも思いましたし、土側溝でありますので用水路の管理とかいうことの在り方、対応の仕方、そういったことがもうちょっとできてなければならぬのかなと思ったところでありました。

パイプが破損したり、あるいは送水ができなかったりということで、ちょっと話は変わりますけれども、やはり、今回災害を受けた地域等においてはほ場整備とかそういったところが全くなされていない地区でありますので、土水路で流すときに、水が相当ほかのところにも流れてしまうということも心配されるわけでありまして。そういったことも見て、そういった基盤整備の必要性とか、あるいは用水路の整備の必要性とか、そういったところは十分に認識したところであります。

おっしゃるように、破損部分があったところがあれば水利組合とかありますので、担当のほうがそこと協議をして取り組んでいくべきものであらうと思います。

○8番（中山美幸君） 12月までには、ほぼ全域完成するということでございますので、次年度の作付ということは期待ができますので、そこら辺も十分に考えていただきたい。

先ほど町長のほうから、水路の件についてお話がございました。水ノ谷、持留、

仮宿と、3箇所等のその水路の破損があつて云々と、作付ができなかった土地があるということだったんですが。なかなか、そのお見舞いとか補償といひますか、先ほど言ひましたけど、町長はそこまで気付かなかつたということをおしやつたんで、そういったものをですね今後考える余地が私はあるかと思ひんですよ。高齢化が伴つて、40%もなるような高齢化の中で作付を、自分の食べるためにつくられている農家、賃貸で貸している農家とは若干違ふような気がしますが、そういったところのそういった被害が出た場合の補償じゃなくて、お見舞いといひましようか、そういった感じのことを、町長、もう少し考えていただけませんか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど答弁しましたように、そういうところに思ひが至つてなかつたというお話をさせていただきました。昨年は7月に豪雨災害があつた段階では転作関係についてはそれなりの飼料用稲等に対する助成とかはできておまして、今年が作付できなかったことに対する、耕作者が作付できないことによつてのお見舞いとかそういったものを考えるべきではないかということでもあります。

実際、賃貸借契約の中でどれぐらいの家族構成で、どれぐらいの自家飯米を求めていらつしやつたか、そういったところも調べてみないとわからないことでもありますし、それから、作物を通常つくつていて被害を受けたら、農業共済組合とか、あるいは法人の方々にとっては補償制度が別にありますので、そういったものも対応しうるかなと思ひますが、今年は全く作付できないという状況のことでもありますので、これから発生するもの等について、どうあるべきか、どう対応すべきか、そういったところについては担当課を交へながら協議してまいりたいと思ひます。

○8番（中山美幸君） 今、町長のほうから、今後協議をしていきたいということでございます。例えばですね家族の構成状況だとか、どの程度の消費を家族とされるということは大方わかると思ひんですよね。そうしますと、その部分について、全額とはいひません、多少なりともそういった方々に支援をしていただくということは1つの私ひ方法じゃないのかなというふうに考えますので、町長、今、考えていくということでございますが、担当課を含めてですね、いつぐらいまでにそれは、町長、検討していただけますか。

○町長（東 靖弘君） 時期は特定できませんけど、私が思っているのも、これは見舞金であっても補償ということになりますので、やはり、我々の行政の段階では、法人であれば地域振興公社に貸したりとか、あるいは、その他では農地法の3条の許可を受けて農業委員会で賃貸借契約を結ぶこととか、やっぱりそういったことも根拠になつていくだろうと思ひます。やはり全く、相対しながらお互ひの申出だけでというところを、やはりある程度は改善していくべきことが必要かなと思ひます。全くそういう許可を得ない中でのやりとり、そういった方々も結構いらつしやつると

思いますので、そういったところの法のもとでの権利関係の提携もやはり促していきながら、根拠法はこうだから、こうだというような基礎資料とかそういったものをつくるのに必要なことではないのかなと思います。

いつまでにといい、そこを明確にしないということではありますが、まず、実際、そういった方々の権利状況とかも調べていくことも必要があると思いますので、時期を特定してということは、今はできませんけど、調べていくことは調べていきたいと思います。

○8番（中山美幸君） 今、町長の言われることも十分理解しております。そうだなということではありますが、今、町長の答弁を聞いていますと、それは賃貸契約をされたり、割と大きな水田で耕作をされている方々、だから、私は冒頭申し上げた、住民に軸足を置いてくださいねというのはそこですよ。自分たちの食べる分だけつくっているところ、先ほど町長、答弁いただきました、35世帯でしたか、そういった方々をどういうふうにして救っていくのか。高齢化率40%も超えるようなこの地域で、せつかく自分たちの自家消費の米をつくっていらっしゃる、野菜は自分の畑でつくっていらっしゃる、そういった生活を支えるためにも、ひとつのそういった政策ということは住民に軸足を置いて考えてくださいねということをお頭申し上げたはずですよ。再度、答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 自家飯米で自分たちで10アールとか15アールとかつくっていて、つくれなくなった、そしてまた、米を得ることができなくなってきたという、そのところだと思います。そういったことについて、災害という結果から生まれたことでもありますので、それをどう対応していくかということは前向きに捉えていきたいと思います。

○8番（中山美幸君） 本当にですね、町長、そういった方々のためにも、かなり相談来ています、同僚議員にも来ております、ほかの同僚議員にも来ているという話です。そういったことをですね十分加味していただいて対処方を早急をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたい。

次に、三文字地区の水路、早急な水路の改修だとか、それから、水が多く流れたために救助をするためのボート等の設置はしていただいたことは、これは非常に早かったなど、これは高く評価します。

ところが、工事着工のための、今進められておりますが、そういったときに着工前の調査、どういうふうにしたら、この地域の被害が少なくなるだろうかというような調査をされて工事発注をされているかどうか。

まず、町長は、先日、現場を見られたということは地域住民からもお伺いしました。町長も見に来てたよということもお伺いしております。担当職員がどういうふ

うな調査をして、どのような設計をして、どのような工事発注をしたのかということなんです。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） その点については、担当課長のほうで答弁をすることになりますけれども、現地に行って、担当課長ともどもに現地を調査したことは事実でございます。その中で、去年災害を受けたところにおいて排水路の断面を大きくしていきながら住宅地への侵入を防ぐということで、その対策を現在講じてきているところでもありますので、そういう考えのもとでやってきたかというところの具体的なことについては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（竹本忠行君） 三文字地区の排水の件でございますけれども、昨年度の被害におきまして床上浸水を発した現場でございましたので、ここにつきましての現状といたしましては、もともと土水路でありまして、なかなか管理の行き届いていない側溝でございましたので、そこにつきまして災害が起きまして、また、次の災害、また、次の豪雨等が起こる可能性も非常に考えられると。もともと水はけの悪いところでしたので、ここにつきましては、今の既設の土水路の幅と、それから民家との間がさほどありませんでしたので、ここについては急ぎ広げないといけないということで、今、木柵で排水施設をつくっておりますけれども、本来であればコンクリート造りの側溝を敷設できればよろしいんですけれども、地盤的に非常に軟弱なところでございますので、施工いたしますと、その側溝が沈んでしまうということも非常に危惧される場所でございますので、現状の木柵で施工いたしました、延長としましては大体163メートルほどの延長で、木柵の断面につきましては、深さが90センチ、幅が大体1.3メートルでございます。

もともと水はけの悪いところでございますので、ここ一帯の水については、ここですべてを処理できるレベルではございませんけれども、この排水溝を広げることによって受け口をつくりまして、受ける容量を、以前よりは多くしまして、水の浸水というのを遅らせる機能もやはり持たせておりますので、そのような考えで施工したところでございます。

○8番（中山美幸君） いろいろ調査をされて、現状の浸水を遅らせるというのが大きな目標みたいなんです。ここ四、五日前に大雨が降りました。私はそのときも現場に行ってみました。もう既に溢れていました。上の法面とすれすれの状態になっていました。そういったときに、私は現場をずっと見てきましたけれども、若干、現場を見ていただいたのかなと、真剣に現場を調査していただいたのかなというふうには私は疑問だったんですね。それはなぜかといいますと、今、話がありましたように、議長、資料の配付を希望しますので、お願いいたします。

○議長（神崎文男君） 資料配付を許可します。

(資料配付)

○8番(中山美幸君) まずですね1枚目の1の1、これは吹切橋のほうから見たところですね。現在、先ほど課長から答弁いただきました、松による措置がしてあるところでございますが、その下、吹切橋方向から塞がったヒューム管、これ、私の見解と町長の見解は違うかもしれませんが、町長、これ、何のために塞いでいると思えますか。

○町長(東 靖弘君) そこについては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長(竹本忠行君) この1の2の施工につきましてですが、今、上のほうの反対側にも、やはり同じような水路がありまして、そちらからの水がこちらのほうに一気に押し寄せるといふ現状を、以前の側溝の時点のところで確認しておりますので、そういった、ここの水が非常にまた急激に増えてくるということもありましたので、ここの1の2につきましては、こちらのほうに水が行かないように、ここの、今見えている範囲で処理できるために、ここにつきましては塞いでいる状況でございます。

○8番(中山美幸君) 私もそのように思いました。ところがですね、次のページの写真を見てください。測ってみました。塞がれているところの反対側です。この側溝が500ミリあります、内径50センチですね。そして、その底盤から、その側溝、約2メートルありますけども、1,800から2メートルだったと思います。スケールを入れて測ってみました。そしたら、その側溝の、大きな側溝、2メートル四方ぐらいの側溝の底盤から、その側溝の入り口まで、排水の底盤まで1メートル10センチですね、1,100ございます。ということは、先ほど課長が申されましたように、こちらからの逆流がかなりあったということです。逆流していた側溝に何本ぐらいの他からの水路が流れているかということも私は見てみました。そしたら、約8本から9本、まだ発見できないところも、音だけはするけれども見えないところもあります。そういったのが500ミリの土管がそこにすべて流れてきているわけですね。

それと、三文字から崎園に上がる道路、あそこの側溝もすべてそこに入ってきております。そうした場合に、この側溝自体、側溝といいますか、その2メートル四方ぐらいのところでは実際にその水を排水できるかどうか。私はこれ、疑問なんです。そして、もう1つはくすはら家具の前に同じようなのが1本入っていますね。それにもいろんなところから水路が入ってきております。

そして、その次のページを見てください。今後施工された3の2というところを見てください。せっかく松で広くつくっていただいたんです。ところが、これも500ミリのヒューム管があつて排水できないんですよ、これ。その水をどうやって

排水します。だから、私は現地に行って調査をしたのかということを知りたいんです。現地に行って、これを調査しているのであれば、ここまで私は改修すべきだったのかなというふうに思いますし、今、その上に、3の1、左岸側に4つか5つかありますよね、水門が。この水門の管理は県がやっているんですか、本町がやっているんですか。まず、教えてください。

○建設課長（時見和久君） この国道から上の2つございますけども、この樋門につきましては町で管理しているところです。

○8番（中山美幸君） なぜ、ここに写真を掲載したか。これ、水門の開け閉めをした状況が見られないんですよ、私は。ここにも登ってみました。どの程度動かしたのかなというのも見てみました。ほとんど動いていないですね。大雨のとき、去年の7月豪雨から昨日までといいましょうか、何回動かしましたか。

○建設課長（時見和久君） ここについては上げ下げをいたしておりません。

○8番（中山美幸君） 専門家に聞くのも非常に申しわけないですが、この水門は何のために設置してあるんですか。

○建設課長（時見和久君） 樋門につきましては、持留川からの水の逆流を防ぐためにこれで調整を行うために設置してあるものでございます。

○8番（中山美幸君） そうであればですよ、何らかの形で稼働させたりした形跡がないと私はおかしいのかなというふうに思うんですよ。逆流するのを防止するため、水面が上がったときは内水面氾濫を起こさないために、逆流で起こさないために閉める、そして雨量の少ないときは上げるというような方法が私はされるのかなというふうに理解しているんですね。そういったことが全然なされていない。

この水門があっても、なくてもわからないというようなことしかないです、本当は。すべて大橋から下流を全部見てみました。ほとんど管理がなされていません。草もそのままボウボウ、足跡もないです。入った足跡もない、そういった状況が見受けられて、私は非常に残念でした、これを動かすこともしなかったのかなと。天井川に近い状況ですので、なかなかだろうなと思いましたが。この水門を閉めておいて、ちょっと質問の後半にもなりますが、ポンプアップをしていくという方法、建設省も持っているようですね、大きなポンプを何台か持っていて、肝属川が氾濫しないような状況の場合は貸出もするような話もちょっとお伺いしましたが、そういった契約といいましょうか、そういった申し入れはできないんですか。

○町長（東 靖弘君） 大隅河川国道事務所等は毎年1回協議をしておりますので、そういった必要性があったとき、そういったものに対しての貸出は可能だということにお聞きしております。

○8番（中山美幸君） 去年の洪水のときは、私の胸の辺りまで水が来ていたんですね。

一番深いところといいますか、今の川森鉄工の前あたり。大分引いたときは膝まできましたけども、最初に入ったときは胸まであったんですよ。まだ人命に影響がなかったからよかったですけども、よかったと言っちゃちょっと語弊があるかもしれませんが。やはり、そういったことを考えればですねそういった対策、人に被害が及ばないような対策ということも考えていただきたいなというふうに思います。

先ほどの質問の中にもありました、住民が住みやすいまちといいますか、若者が住むまちといえましょうか、そういったことを考えたときに、やはり水害の多いまち、地盤が悪いよねというようなことがあればですね、やはりこの地域のコミュニティといいますか、コンパクトシティの形成ということを考えてときにも、町長、私はこれは対処すべきだと思うんですよ。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） これまで三文字地区の排水のことにつきましては、大分事業も進めてまいりました。農協通りのところも一時は冠水とかありましたので、そちらのほうも都市下水路を整備するというので大分取り組んでまいりまして、一応改善されてきているだろうと捉えております。

また、昨年、浸水があつて住宅への床上・床下浸水があつた西三文字地区のあちらにつきましても、これまでも豪雨が発生するたびに、たびたび冠水して通行止めにもなっている現状であります。加えて、滞留川が増水してくると、川のほうが高くなるという状況があつて、なかなか排水ができなくなる、そしてまた、さっき、樋門も逆流するのを防ぐためのものであるという説明もあつたところでありますが、どちらかという、慢性的に浸水被害を起こしているという状況であると捉えておりますので、昨年の被害とか、以前の被害とか、そういったことを踏まえて、現在も地域振興局と、あの辺一帯の治水の在り方を協議をしているところでありますので、やはり西三文字地区のあの辺一帯が床上・床下浸水被害等に遭わないような対策を県とともに、県の知恵を借り、あるいは県の事業を導入しながら取り組んでいくということを前提に、今、協議を進めているところでもあります。

○8番（中山美幸君） 是非ですね早急にそれは、町長、対処して下さい。そうでないと、また災害が起きて、また同じようなことが起きるじゃないですか。先ほど言いましたように、ボートを購入されたり、いろんなことをしていらっしゃることは評価しますよ。そして、JA側の排水もきれいになりました。あれもいろいろと私も調査をしました。

次の資料を見て下さい。No. 4ページですね。先ほど私が小さかったよと、排水路に私は入っていました、雨靴を履いて、ちゃんと排水路の中、蓋はかぶっていますけれどもずっと歩いてみました。そうしたらですね問題のヒューム管、これも500ミリ、50センチですよ、さっき言いました。そして、約2メートル四方ぐ

らの側溝についているところ、これはその側溝の底面から50センチしかないんですよ、底面から50センチしか深さがありません。ということは、直径が50センチですから水位が1メートル上がってくると水は流れないということじゃないですか。ほぼ流れない。これはどうしても改善しないと、そこに溜まったままです。へたすると、先ほどの水門と同じで、その水路を通じて逆流してくる。そして、4の2の国道側から角形側溝、これも220号線のほうから、同じところに流れ込んでいるんですよ。これも小さな側溝です。そして、この取付の部分もですねそこに丸で書いてありますね。ヒューム管が7センチ下がっているんですよ。だから、実際の流れる面積というのは43センチですよ。反対側もそうです、同じぐらい下がっています、取付部分。だから、先ほど、どのような調査をされましたかということをお伺いしたのはそこなんです。調査をされてわかっているんだったら、一緒の工事のときに私はこれは改修されただろうなと。そうすることがスムーズな水路の役割を果たしていくなというふうに理解したんですが、いかがですか、町長。

○町長（東 靖弘君） ヒューム管の中に入って調査もしたということですので、それが現実の状況であります。うちの担当者で、そこまで入って調査をした上で、こういう工事をやったかというところは定かでもありませんし、そこまではやっていないだろうと思っております。

そういったところからみまして、非常にこういった現実をお知らせしていただいたということは非常にありがたく思っております。やはり、先ほども申しましたけれども、木柵工をして、この写真でもありますが、木柵工の蓋をしているところにコンクリートの三面張りがあります。上流のほうから何本もの水路を経て、そこに流れてきて、そこを越波して、去年は小さな土側溝に水が入り込んで冠水したということでもあります。それで、こういった対策をまずは講じていこうということでしたところではありますが、やはり、上流の持留川そのものじゃなくて、左岸側の現在木柵工が講じてあるその上流からの大雨による河川の水量をどう受け止めていくかというところが一番大きなポイントとなってくるだろうと思っておりますので、そういったことを含めて、現在、流域治水とかいろんな新しい事業もスタートしておりますから、治水の中で田んぼダムということもありますけれども、やはり、そういったことも含めながら県とも協議をしながら、なるべく浸水被害が発生しないような対策を早く県等とも協議をしてまいります、思いはやはり安全で安心という中で、上流からの水をどう切るか、あるいは流域治水で田んぼダムとか、あるいはため池とかありますので、そういったものが本当につくることが被害の防止になってくるのかということも、専門家の意見を聞きながら取り組んでいきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 県とかですね国との協議をされるのであれば、やはり導水路だ

とか分水路のことも考えていただきたいんですよ。やはり、それが一番かなと私は思います。

緊急でやるんだったらポンプアップして流すという方法もございます。ところが環境的にそれを改善するんであれば、やはり分水路もしくは導水路、そういったものを設置していく、工事をしていくということが私は一番かなというふうに思うんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 水を溜めないということが目的となると思いますので、分水路とかそういったお話もありましたけど、先ほど申しました上流からの水をどう遮断していくか、そういったことも含めながら、あの地域に水が冠水しない対策を講じていくということが今、喫緊の課題であると思います。

そのために、見させていただきましたようなこういったヒューム管等の位置の上げ下げとかいったものが必要であればそういったこともやりますし、国道沿線のところが冠水しないような対策ということも講じていかなければなりませんので、先ほど言った流域治水も含めながら考えてみたいと思います。

○8番（中山美幸君） 是非ですね検討していただきたい。

また、国道220号を横断するというのも、非常に難しい部分も出てくるだろうと思うんです。左岸側をずっと私は下流に下ってみました、海まで。そうしたら、一番下流の出口、あそこら辺、かなり広いところがあるんですね。横瀬橋の下まで導水路もしくは分水路を持っていくと、私は流れるだろうと、きれいに排水できるだろうというふうに考えます。

そして、町長、もう1つお伺いしたいのは、町長、もうご存じかと思いますが、水防法という法律の中で、町長の果たす役割というのはどういうふうに謳われているかというのをご存じだと思いますが、この中で組合みたいなやつ、水防組合ですか、そういったものは本町で考えて、そういった予測だとかいろんな対策を打っていくというような考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 水を防ぐというのは、水防法といえば単純に言えばそういうことなんでしょうけれども、今、ちょっと担当のほうにも伺ったところでもありますけれども、そのことについては、今、全然対応していないような感じでありました。

そこらにつきましては、今後、早急に、どういう法律の趣旨のもとで、どういう事業内容があってとかそういったことについては、対策をどうすべきかとかそういったものについては勉強してまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君） 昭和24年にその法律できていまして、その中の第3条、市町村はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有するというのも謳ってあるんですね、その3条の中に。町長、これを果たすためには、やはりそういったこ

とを考えながら水防組合といいたしうか、そいた関係の方々と一緒になつてそいたことを協議しながら、いろな地域の、西三文字地区ではなくて、様々な地域、持留もそうですけど、高井田もそうですよね、いろな水害が出ておりますので、そいた部分の防止策ということも、庁舎内だけではなくて、そいた方々との協議を加えながら、どういたふうに改善したらいいのかというようなこともですな協議をしていただいて、このまちが住みよいまちでありますように、そしてまた、若者が住んでよかつたなど、町長、いつも言われますけれども、住んでよかつたなど思えるようなまち、そいたものをしていただければ、行政として進めていただければ、もっとすばらしいかなというふうに考えますので、是非、そこら辺は要望申し上げます。町長、ちゃんと頑張ってやっていただけますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 災害を未然に防止するということは本当にやらなければならないことであつて、災害復旧とかに後手、後手でまわっているような状況でありますけれども。やはり、肝心なところは、災害の少ない、災害のない、そいたところで安全・安心な地域を形成するということがあります。

現在、国においても防災・減災国土強靱化5か年対策ということで、5年間で15兆円の予算を確保している状況でありますし、豪雨等から来る災害に対する予算ということになりますので、そいたことも視野に入れながらやっていきたいし、先ほどの流域治水の中でも、新たな事業の中でそいう交付金事業も発生しておりますので、そいたこともいかに活用できるかということも踏まえながら取り組んでいきたいと思ひます。

水防等につきましても、やはり流域の皆さん方と協議したりということはやらなければならないことでもありますので、広く地権者の意見を求めながら対策等については講じてまいりたいと思ひます。

○8番（中山美幸君） 是非ですね、まず、住民に軸足を置いて、住民サイドに軸足を置いて検討をしていただきたいということと、それから、後もつて同僚議員も質問しますが、SDGsとかESDだとかさつき言葉が出てきました。本当にそれを考えるのであれば、もう少し真剣にそいた住民に対するサービスといいたしうか、住民の安全・安心ということも考えていただくように強く要望申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） それでは、ここで暫時休憩いたします、10分程度。次の始まりを14時15分から始めたいと思ひます。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（神崎文男君） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 大崎中学校だより「アクティブ大崎中」皆さん、見られたでしょうか。竹本校長の「論語とそろばん」の中で、「コロナ禍の中、学校の感染予防は万全だろうか、換気や消毒の努力はしている。あと、私たちができることは、不要不急の外出や三密を避けるなどの生活様式をできる限り守ることだけ。しかし、僅かでも子供たちが感染する不安があれば。

○議長（神崎文男君） 質問の項目で言ってください。

○1番（平田慎一君） はい。わかりました。それでは、通告に従いまして質問してまいります。

農林水産業の振興についてですが、中間管理機構の推移と今後の方向性について、平成26年度から始まって取り組まれている農地中間管理機構、いわゆる農地バンクについて、今日までの本町の取組、貸し手と借り手の面積状況及び今後の方向性についてお示しくください。

○町長（東 靖弘君） 農地中間管理事業は、農地利用の効率化及び高度化を図り、農業経営の拡大と生産性の向上に資することを目的に、平成26年度から開始された国の事業でございます。

本町の管理機構の推移ですが、過去3か年の集積面積を申し上げます。平成30年度128.1ヘクタール、令和元年度66.9ヘクタール、令和2年度70.2ヘクタールとなっております。平成26年度からの累計は897.8ヘクタールとなりますので、大崎町の耕地面積3,990ヘクタールに対する集積率としまして22.5%となっております。

今後の方向性につきましては、中間管理機構への集積を進めながら、認定農業者をはじめとする中心経営体への隣接した農地の貸出が行えるように調整し、分散しているほ場の連単化・集約化を推進してまいります。また、農地中間管理機構関連農地整備事業基盤整備予定地域での積極的な中心経営体への団地化を進め、耕作者の作業効率の向上によるコスト削減や収益性の高い作物への転換を図ってまいります。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。令和元年5月24日に交付された後、改正農地中間管理事業の推進に関する法律第26条に記載されておりますが、市町村は農業の中心的役割を果たす農業者と当該区域、これは農水省が省令で定めるところの当該区域となりますが、この関係者と協議の場を設け、結果を取りまと

め、公表するとあります、この法律の中にですね。本町の取組状況、この取りまとめ状況及び結果、協議のプロセス等も含めてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 農地中間管理事業の推進に関する法律の中に記載されております、中心経営体と関係者との協議の場を設け、結果を取りまとめ、公表となっておりますが、現在、機構関連事業、ほ場整備予定地区、益丸地区、有村下地区を中心に協議を行っており、地区ごとに農地の活用や中心経営体の選定を行っております。3月までの状況を取りまとめ、6月中に公表する予定でございます。

○1番（平田慎一君） 3月中に取りまとめて、6月に公表ということでございますが、本町はですね中間管理機構の部分に対しては当初から力を入れている部分もございまして、今の現状として、益丸ほ場整備、これについては90%以上、また、その認可をもらうためにですね本町の職員も東京、大阪、都市部までわざわざ取りに行くような状況がみられていて結果を出している状況ではございます。

中間管理機構からの農地の集積・集約を行わなければならないということなんですけれども、法律上も含めてですね、その取組状況と農地の耕作者の選定状況、これは本町は多分、町でされていると思うんですけども、その部分ですねちょっと御説明いただきたいんですけど。

その前に、集積と集約のちょっと違いを若干御説明すると、農地の集積とは、機構を通して担い手への農地を集積する、いわゆる集めていくということです。集約という部分はですね担い手同士の耕作地の交換等により、そこも含めて農地をくっつける、1つの小さいほ場を大きくしていくという、1枚を大きくしていくという部分が集約という部分になりますが。今、最初に言った選定状況を含めた部分の御説明をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 農地の集積・集約に関しましては、地区ごとに重点となる中心経営体を選定し、分散化した農地がまとまるように集積・集約を行ってまいります。

○1番（平田慎一君） その選定なんですけども、基本的に、ちょっと御説明がなかったもので、多分、人・農地プラン、いわゆる、これも法律上ございますけども、多分、ここに添ってされているというふうに思います。

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、いわゆる地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、これは平成24年から始まっておりますが、平成24年に開始されて、今、ちょっと持っているデータでは平成30年度末現在、全国1,583市町村において1万5,444の区域で作成されているということになっております。この地域の話し合いに基づくものにする観点から、いわゆるアンケートの実施、これは実は実際、24年からされている部分については国がですね、また改定をされているん

ですけど、地域の話し合いに基づくものとは言い難い現状があるのではないかと
いうことで、今回、法改正というか、内容をちょっと変えて、アンケートの実施及び
アンケートに関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を図
るものという形になっております。

この中で、地域の話し合いを活性化して、将来にわたって地域の農地を誰が担っ
ていくのか、そして、誰に農地を集積・集約化していくのかというのを話し合うの
が、多分、この人・農地プランの根本だと思いますが、現状として、どのような仕
組みと選定と結果と方向性になっているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 人・農地プランは農業者の話し合いに基づき、地域農業におけ
る中心経営体や地域ごとの農業の在り方などを明確化するものと認識しております。

本町では、耕作者へのアンケート調査を実施し、それをもとに、75歳未満・以
上の年齢別の図面を作成し、話し合いを行っております。平成30年度に6地区、
令和元年度に1地区、令和2年度に17地区の実質化を行っており、町内の全24
地区で実質化が図られたところであります。

昨年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、農政座談会内での話し合いと
いう形で簡略化したため、話し合いは十分ではありませんでした。今後は、コロナウ
イルス感染症の状況を確認し、地区ごとの中心経営体で協議を行う予定であります。

○1番（平田慎一君） 今後、協議を行う予定であるということで、今、言われており
ますが、実はですね何でこの部分を私が質問するのかということ、実は機能していな
いということなんです、この集積・集約に関する部分は特にですね

なぜかといったら、実際、それだけの仕事のキャパができる人がいるのか、いな
いのかはよくわかりませんが、農地の中間管理機構の集積、どの農家さんに渡すか
というのがですね、多分、担当課が個人的に決めている部分であると思うんですよ。
話し合いの中ではなくて、地域の方々を呼んで、じゃあこの人をという形じゃなく
て、行政側が、じゃあこの人、この人がたくさんしているから、だったらくっつけ
ようかとか、そういう判断基準であるんじゃないかなというふうに思います。

なぜ、そこを私が言うかといったら、私も認定農業者です。当初、この中間管理
機構ができたときに、「あなた方はこの畑、田んぼをされますか」というアンケー
トを多分出したんです。私もやりたいとか、じゃあ何町歩ぐらいやりたいですか
と、1件も来ないですね。周りの方々に聞いても、「いや、来たことないよ」と、
農業法人なんかは来てますけれども、やっぱりそういう現状があるというのを認識
されているのかなという。だから、公平感、不公平感、本当に町として考えてい
るのかなと、現状としてですね。やっぱりその辺は十二分に考えていただきたいとい
うふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） その点の御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今、議員から御指摘ありましたけれども、なかなか話し合いが、先ほどの町長の答弁の中でも十分でないということで、当然、認定農業者、担い手農家ということで話し合いの中で、その中で地域の中心となる方々に集積を図っていくというのが本来の筋でありましようけれども、なかなか、それが達成できていないというような状況があらうかと思っておりますので、今後は、また話し合い活動を、先ほど申しましたように、いろいろな方の御意見をいただきながら、なるべく地域の方々の担い手の中心となる方々に農地が集積できるような形で実施してまいりたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね広く、やっぱり認定農業者を含む農業後継者、そういう方々との話し合い、地域での話し合いというのをですね、やっぱり外部の方も入れてですね、行政だけで判断するんじゃないくて、やっていって、公平性を担保していただきたいというふうに思います。中間管理事業のほうは以上であれするんですが、次に、耕作放棄地の現状と課題について質問してまいります。

高齢化や後継者不足で耕作放棄地等が進む中、非農地認定も年々増えている現状であると思っております。これについて、本町の耕作放棄地の現状及び非農地申請の現状を農業委員会のほうに御質問させていただきたいと思っております。

○農業委員会会長（橋口貞夫君） 農業委員会の橋口でございます。それでは、お答えいたします。

令和3年3月末現在で、本町における農地面積の合計は3,990ヘクタールでございます。そのうち、耕作放棄地の現状でございますが、再生利用が可能な農地につきましては、田が37ヘクタール、畑が47ヘクタールで、合計84ヘクタールでございます。逆に、再生利用が困難と見込まれる農地につきましては、田畑合計で76ヘクタールでございます。

なお、非農地判断済とした農地につきましては、132ヘクタールでございます。

課題といたしましては、再生利用が困難な農地につきましては、農業委員会総会におきまして非農地判断の議決を行ってまいりますが、再生利用が可能な農地につきましては、小規模農地や、出入口など条件的に厳しい農地が多く見られ、また、高齢化による離農や経営規模縮小もあり、耕作者を探すのに苦慮している状況でございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。現状として、本町はですね耕作放棄地は、近隣に比べたら、まだ若干少ない部分で済んでいるのかなという部分は感じて

おります。それに併せてですね、本町の非農地の除外、もう農地ではありませんという部分のですね除外申請、これは中間管理機構の部分も絡めてでしょうけど、判断して、どんどん削っていつている部分、これがあるので、耕作放棄地の数というのが圧縮されている部分もあるのかなというふうに思います。

耕作放棄地とはですね、以前、耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地と農林業センサスではいわれております、定義づけられています。つまり、耕作放棄地とは耕作が行われていない、近いうちに耕作栽培の予定もない、放置されている農地のことといえ、耕作の意思はあるが、何らか理由で耕作を行っていない、放棄している土地は休耕地といわれています。また、ここの分類としては、農地法ですけれども、遊休農地とか荒廃農地とかという文面もあるんですけれども、耕作放棄地が増えることでどのような要因が発生するかといえば、大まかにですね御説明させていただくと、1つは雑草や害虫が発生する、これは農地を放置することによって雑草が生えたり、害虫が発生したりする問題があります。十分な管理が行われず、周囲の迷惑になったり、景観の悪化や周囲の農地への悪影響、特に本町では竹林、「竹がせってくる」とよく農家さんは言われますけど、やっぱりこの竹がせってきて、同じように耕作放棄地化していつてしまうという、手間がかかってしまうという現状が、問題があります。2つ目に、災害時の危険性、これは農地には洪水などの災害を防ぐ機能がありますが、耕作放棄地となったら、管理されなくなると農地が持つ様々な機能、これが失われます。防災の観点からも、耕作放棄地の発生防止や解消に努めることが求められると思います。3つ目に、これは廃棄物の不法投棄の原因となる、特に本町は多いと思いますが、耕作放棄地への廃棄物の不法投棄は景観を損ない、自然界への悪影響が懸念されるなど、様々な悪影響が懸念されます。また、これは農地への再生にもすごい労力を要することになる、負荷がかかっているという部分でも問題になると思います。4つ目に、これは後ほどの質問にも関係してきますが、野生動物の行動圏となってしまう。中山間部、特に本町ではサルも含めてですかね、シカ、イノシシなど野生動物が耕作放棄地をえさ場にするようになり、問題となっております。耕作放棄地を拠点とすることで、人間と野生動物の距離が縮まり、周囲の農作物被害も起こっています。

耕作放棄地解消に対する本町の取組状況と、その効果をお示しください。

○農業委員会会長（橋口貞夫君） 事務局長に答弁させます。

○農委事務局長（相星永悟君） それでは、お答えいたします。

本町の解消に向けての取組でございますけども、時期的にはちょうど今の時期でございますが、農業委員、それから農地利用最適化推進委員、合同で農地パトロー

ルというのを1か月かけて行っております。その調査のもと得られた情報を、農業委員、最適化推進委員ともに、貸したい、借りたい総点検ということで、1か月、おおむね5件の農家を訪問して、これからの意向を調査するアンケートを行いますけども、昨年度からはコロナの影響でちょっと活動が滞っている状況ではございますが、一応、これでアンケートの集約はさせていただいております。

それから、農地パトロールの集約をもとに、所有者の方におきましては事務局から、今後の意向調査の実施というのをやっておる状況でございます。

それから、随時ではございますけれども、周辺の農家の方から、耕作放棄地に対しての、今、平田議員が言われましたような被害が発生している状況であれば、所有者の方に口頭あるいは文書等でその旨適切な管理をしていただくように連絡はしているところでございます。

効果としましては、会長の答弁にもございましたように、条件的に悪い農地が多く、そこが自作地として再開された農地、あるいは利用権の設定を行って農地として使用に至った農地というのはそんなに多くないのが現状かと思えます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。農業委員会でもですねアンケート等を含めて、これ、ちょっと先ほど聞き忘れた部分で、中間管理機構の部分でですね、農業委員会もこれにちょっと絡んでいる部分がありますので、ちょっとお聞きしておきますが。改正農地中間管理事業の推進に関する法律、これは先ほど言った同26条の第3項にですね、農業委員会に対しても法が定めてあります。当該協議、これは先ほどの人・農地プランの部分に絡んできますけども、当該協議への円滑な実施の協力を行うとありますが、本町農業委員会の取り組み内容、これに対するですね、取り組み内容と現況をちょっと先にお示しください。

○農業委員会会長（橋口貞夫君） 事務局長に答弁させます。

○農委事務局長（相星永悟君） それでは、お答えいたします。

農業委員会といたしましては、農地の保有及び利用状況につきましては、農地システムを介して町側と情報の提供を行っているところでございます。また、農地の所有者の意向につきましても、先ほどの総点検アンケートの結果を協議しております。重複いたしますけれども、コロナ禍の影響で、昨年1年間の活動はちょっと芳しくなかった状況でございます。

協議の場の参加についても、これまでの地域協議会への会合とか中間管理機構関連整備事業等への農業委員の出席、協力は行っていたように、昨年、農業委員の改正がございましたので、農業委員会に関わる業務、いろいろと研修を行いましたけども、その中で是非とも協力は賜りたいということでお話はしているところ

でございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。引き続き、農業委員会のほうも目に見えるような取組というのをしていただきたいなというふうに思います。

また、耕作放棄地の部分でですね、これは農業委員会はよくご存じだと思うんですけども、本町で悪質な耕作放棄地の案件が長年放置してありました。これは、特にハウス施設の案件ですが、賃借料を払わないだけではなく、ハウスを事業者、これは地金屋さんですね、ここに売り払って、基礎の部分はそのまま放置して、耕作放棄地になっている、これは同一人物による案件が複数箇所あります。これはですね、またハウスの使用済みビニールも何年も山積みとして放置してありまして、台風時期には周囲に飛散しているという状況でございます。これはですね、ちょっと私も農業委員にいましたので、そのときに、昨年4月、農業委員会総会においてですね農業委員会法第35条の報告調査の呼出・出頭を本人に求めまして、同年の12月までにはきちんと処理するというところで総会によって御答弁しておりますが、現状として全くされておられません。これにつきまして、耕作地ですね、この畑がですね現状に復元するには、30万円以上かかるという試算が出ている、これは地主さんから聞いておりますけれども、そういう現状がございます。農業委員会はよくご存じだと思うんですが、これ、農業委員会としてどのような指導、対応を行っているのか、また、今後、行っていくのかをちょっとお聞きいたします。

○農業委員会会長（橋口貞夫君） 事務局長に答弁させます。

○農委事務局長（相星永悟君） お答えいたします。

私も4月からまいりまして、このような案件が生じておったというのは初めて、平田議員の指摘でわかりました。その後、議事録等を読みまして、過去の経緯を調べてみましたら、議員がおっしゃりますように、農業委員会の定例委員会に出席されて、御自分の言葉で何月何日まで、自分の力でどうしますと、しっかり言われておられます。ところが、この間お見えになって、そういう話になったわけですけども、私もそれまで期限内に終われば、ことはないんでしょうけども、それが過ぎても終わっている状況ではなかったものですから、ことの経緯を調べまして、職員にも尋ねたところ、日にちを過ぎた後も一応、ちゃんとしてくださいとかそういうアクションを起こしていなかったということでしたので、去る5月に3回訪問して、3回目に会いまして、当人の方とはその旨ちゃんとしていただくようにということでお話は私のほうからさせていただきました。

今後、罰則規定があるかどうかはこれから調べていっての対応になるかと思えますけれども、いきなり罰則を適用してとかというのものなにかと思われまますので、何

回か通って説得して、本人が自ら行動を起こして対処していただけるようになればと考えておりますので、訪問については間髪入れず適当な頻度で行って、本人には説得したいと思います。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） やっぱり何十年も放置してある部分をですねやっとなんと本人にちゃんとするというのを言わした部分がございまして、やっぱり農業委員会は法にのっとって肅々と対応していただきたいなという、毅然とした対応をしていただきたいというのを、あえてこの場で質問した意味も含めてですね対応していただきたいなというふうに思っております。

次に、野生鳥獣被害の対策の現状と課題についてにいきますが、野方地域を含め中山間地域では耕作放棄地の増加の原因にもなっていますが、鳥獣害により作物の被害が甚大なため、耕作を止める方、耕作者の農地の返納が、これ実際多くなっておりまして、特に野方地域ですね。これ、農業法人の返納も含めてですが。また、海岸沿いにも被害が出ています。国道448号、菱田から益丸、大丸にかけて、これも被害が出ております。昨年も、益丸集落でですね農地・水の環境美化活動、これは花植えですよ、水土里サークルでですね地元老人会がされておりましたが、その道路にも大型の2頭のイノシシが出てきました。私も現場にいたんですけども。その老人の方々がですね棒を持って追い払おうとするんですよ、止めましたけども。危ない、そういう状況が出ております。

また、先週もですね実は448号線沿い、丸正建設の横の民家の横なんですけれども、ここもですね畑を掘り起こしている状況が、これは農林振興課にも伝えましたけども、ありました。隣は民家があって、小さいお子さんが3人いらっしゃいます。親御さんが、やっぱりそとでも遊ばすこともできないという状況だというのがございまして。これは背後地の国有林も含めてですが、鳥獣被害の部分はですね。

これについて、今、現状としてそのような状況がある中で、本町の取組、被害状況や対策状況も含めてですねどのようにされているのかを、まず、お聞きいたします。

- 町長（東 靖弘君） 鳥獣被害対策の現況と課題を示せとの御質問でございます。令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害状況調査では、キャベツ等を中心としたヒヨドリの被害や、水稻や甘藷を中心としたイノシシやサルによる被害が発生しています。被害面積は145アール、被害量は35トン、被害額は261万2,000円と確認しております。

また、捕獲頭数につきましては、令和2年度、主な野生鳥獣で申し上げますと、イノシシが156頭、タヌキが106匹、アナグマが52匹となっております。野

生鳥獣被害対策の課題としては、人の無意識な餌づけが一番の課題であり、それをなくす対策を進めているところでございます。

具体的には、まず、野生鳥獣について皆で学習し、その特性を知ることから始まり、次に、無意識な餌づけや潜み場をなくす対策につきまして、町報などを通して広報しております。次に、ネットや電気柵等による侵入防止対策などの自己防衛対策を推進し、実施してまいります。最後に、個人で無理な捕獲対策を猟友会等に捕獲指示書を出して、個体の管理に努めているところでございます。

以上です。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。現状として、対策をいろいろ取られているという部分はあるんでしょうけども、特にイノシシの被害なんですけども、国定公園内を含む松林周辺、特にですね。益丸プール、キャンプ場、芝生にも多数のイノシシが出ている、これはご存じだと思います、認識されていると思うんですけども。本町はクロスカントリーコースを含め、施設整備を行い、観光客はスポーツ合宿の方、結構来られていますよね、週末も含めてですけども。ランニングコースとして、多数の方が訪れています。また、本町の方も、散歩やレジャーを含んでですね、あすばるから回遊されている方もいらっしゃいますし、活用されておりますが、その場所にも結構出ています。

これがですね実際、国有林内で箱罠しか使用できないということで、これは猟友会の方にお聞きしましたところ、小さいイノシシか捕れないらしいです。ということは、親、大きいイノシシですよ、鳥獣被害、これに対してはやっぱり捕獲できてない状況があるという、ちらほら見られるということです。ということは、現在の人的被害は出ておりませんが、先ほど若干、集落の方が棒で危ないことをされているとかですね現況、そういうことがありますので、人的被害が出る可能性というのはやっぱり高いと思うんですよ。特に、この特定公園内に対しては、先ほど言いましたように観光客を含んでキャンプの方とかですね、いろんな方が来られておりますので、その方々に人的被害が出るおそれもあるという、その辺の御認識と、出た場合にどこが責任をとるのかというのを先にお聞きいたします。

- 町長（東 靖弘君） イノシシにつきましては、近年、町中にも出没し、家庭菜園などが荒らされるなど、人的被害も発生することが懸念される状況が生じていることは認識しております。

人的被害が出た場合、どこが責任をとるのかという御質問ですが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条に、市町村は被害防止計画を定めることができるとあり、第4条第2項6号で、対象鳥獣による住民の生命・身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対

処に関する事項を定めることとされておりますことから、人的被害の発生が予想される場合には、警察や猟友会など関係機関が一体となって対策を講じてまいります。

また、責任の所在につきましては明確にできませんが、住民の安全・安心な暮らしを守るのは行政の責務でございますので、今後も関係機関と一体となって住民に被害が生じないように対策を講じてまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。今、町長が言われた各市町村によって被害防止計画というのを策定するというふうにならざるを得ないとお伺いしました。今、実際それが策定されているのかちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 大崎町鳥獣被害防止計画につきましては、令和2年度に新たにまた作成をしております。その中には、対象鳥獣の種類とかいろいろと網羅されております。それから、年間に何頭駆除をするというような計画等も網羅されているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 現状として、国有林、市町村の管轄、県・国の管轄というのがあると思います。猟友会の方にお聞きしたところによると、先ほども言いましたように箱罟しか使用できないと、鉄砲も撃てない地域ですからね、あそこは禁猟区域です。せめてですね大型のやつを獲るために別な罟、その使用もやっぱり考えていかなければならないんじゃないかな。これは、やっぱり県・国のほうにも町のほうから申し述べてですね、現状の喫緊の課題でもあると思いますので、やっぱり人命に関わる部分もございまして、その辺はですね、きちっとした対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

農林振興課はですね広報紙等によって長期間、鳥獣対策に対する、町民に対する情報発信をされておりました。だから、そこに対してはものすごい、対応的にはいい部分なのかなというふうには思いますが、現状の駆除という部分に対しては早急に対応していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、全国和牛共進会の取組状況についてですが、全国の優秀な和牛を、5年に一度、一堂に集めて、改良の成果や、その優秀性を競う大会で、全国の和牛関係者にとっては、この大会で優秀な成績を収めることは、各都道府県の和牛ブランド向上につながることから、最も重要な大会と位置付けられております。優勝すれば5年間、日本一のブランドが使えるわけですから、実際、今、鹿児島県は5年使っているわけですが、称号が与えられ、それに伴う経済効果は甚大であると思います。令和4年、来年ですよね、10月に開催される予定であります、本町の取

組状況をお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 来年10月に、本県で開催されます全国和牛能力共進会に向けた本町の取組についての御質問でございます。2017年の全共宮城大会では鹿児島県が団体総合第1位となり、和牛王国鹿児島の復活となるすばらしい成績を収め、大会期間中は県、市町、農協が一体となり、大変盛り上がったと聞いております。

また、前回大会では、若い出品者が多く、飼養管理技術の高さが感じられたと伺っておりますので、本町でも畜産農家の高齢化が進む中、品評会に意欲のある若い農家を育成し、熟練の管理技術を伝承しながら、行政、農協一体となり、来年の全共鹿児島大会に本町から出品できるよう、飼養管理技術の向上に向けた取組を実施しております。

さらに、優良雌牛の確保も、全共鹿児島大会に向けて大事になってきますことから、これまで行ってきた導入・保留助成に加え、全共対象牛に対する町独自の事業を、より一層活用していただき、優良繁殖雌牛の導入・保留の推進を図ってまいりたいと考えております。

現状の取組状況としましては、第4区繁殖雌牛群及び第5区高等登録群の掘り起こしによる対象牛の選定による巡回指導並びに集合調査を、県の推進協議会とともに行っております。そのほか、第6区総合評価群につきましては、このたび、大崎町から肥育農家の素牛として3頭選抜され、出品を果たすことができたところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。本町はですね和牛の生産に対しては、町長も力を入れておりますし、そういう現実もよく見ております。

先般、大崎町で品評会も行われておまして、その開催されたおりに、実は生産者の方から、私もちょっと出席させていただいたんですが、本大会に向けての機運の醸成が必要ではないかと、要は、いわゆる盛り上がりですよね、単純に言うのですね。肝属地域、鹿屋市を含む肝属のほうでは、JAや民間、行政と連携した動きがあるようです、そのような話をちょっと伺いましたんですけれども。本町ではどうなのかと、大崎牛とアピールしている看板等も設置してあるのも見れましたけれども、情報発信も含め、町民一体となった取組もできればというふうに、そういう話がありましたけれども、本町としてはそういう取組というのは考えていらっしゃるのかというのをちょっとお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 曾於地区や肝属地区のみならず、県全体で一丸となり、県庁畜産課を中心とした実行委員会の指導のもと、対象牛の掘り起こしを3年前から行ってきております。

また、家畜人工授精士会の協力のもと、対象母牛を飼育管理している農家さんに、候補雌雄牛の斡旋をお願いするなど努めてまいりました。その結果、鹿児島県全体で72頭が対象となっている全共第6区の肉牛区に、大崎町から3頭選抜されました。現在も、全共第4区及び第5区の成雌牛や親子群の掘り起こしなど、積極的に動いているところでございます。そのほか、町や県単事業における導入・保留に対する補助事業等についても、強力に支援する準備を整えているところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。3頭選出されている、そういう部分も町民は多分ご存じないと思います。そういう情報発信も含めてですね、伊藤知事の時ですかね、「鹿児島の黒」として、黒牛、黒豚、黒薩摩鳥とかですね黒酢、「鹿児島の黒」ということで戦略的にですね全国的に知名度が上がったと、皆さん、多分御認識されていると思います。

本町もですね黒牛をはじめ、特産品である黒豚や桜島鳥、ウナギやマンゴー、焼酎などのですね経済的な情報発信を行えば、牛だけではなくてですね、知名度アップやインバウンド、定住促進にもつなげていけるのではと思います。だから、その辺も加味して、いろんな情報発信、複合的にですね考えていく。その折りに、この和牛共進会という目玉の部分が来ますので、そこを頭に持ってきて内外に情報発信していく、大崎牛というふうに言われているわけですから、それを食べられる飲食店というのを、そこまで鹿屋市と比べては少ない、そういう部分も含めてですね民間の知恵も入れながら情報発信していっていきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 「鹿児島の黒」ということで、大分話題を呼びまして、現在もそれが続いているところであります。

本町の取組の中で、やはり黒牛は基幹産業でありますので、本当に御質問いただいたようにそういった黒牛、黒豚とか、あるいはブロイラーとか特産品となるものが多いわけですので、ちゃんとしたPR戦略とも併せながら、来年度、22年度の全国和牛能力共進会でも宣伝ができるような工夫はしていくべきじゃないのかなと思います。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。是非ですね良い方向で進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、リサイクル未来創生奨学金制度についてなんですけれども、大崎町が長年取り組んできた、これは先ほど、ちょっと若干、町長も説明されておりましたが、家庭から出された資源ごみが再び価値あるものとして活用される、持続可能な資源循環社会づくりの一環として、大崎町で育った人材が勉学に励むことを支援し、ふ

るさとの活性化を担う人材に成長し、再び大崎町に定住し、活躍することを促進するためにつくられた制度というふうに理解しております。

まずは、奨学金制度の進捗状況をお示しいただくと同時に、連携金融機関が何行あるのか、併せてお示しください。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

大崎町リサイクル未来創生奨学金の現在の状況について説明いたします。リサイクル未来創生奨学金制度は、本町が長年取り組んできた、家庭から出された資源が再び価値あるものとして活用される、持続可能な資源循環型社会づくりのように、大崎町で育った人材が勉学に励むことを支援し、再び大崎町に定住し、活躍することを推進するために、平成30年に創設した奨学金制度であります。

具体的には、町内の金融機関、鹿児島相互信用金庫大崎支店から、リサイクル未来創生奨学ローンを借りて返済した場合に、元金相当額については、卒業後10年以内に大崎町に戻って居住している期間分を、利子相当額については全期間分を助成する制度となっております。

現在のリサイクル未来創生プログラムの実績につきましては、令和3年5月末現在、46名の方が利用しておられます。リサイクル未来創生奨学ローンの制度開始後の利用実績につきましては、平成30年が1人、平成31年、令和元年が13名、令和2年が13名、令和3年が19名となっております。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。本事業はですね、子どもたちのためにはものすごくいい事業ではあるというふうに認識を私もしておりますが。本事業はですね、実は、これ、町民の方々から言われたんですが、連携金融機関のローンの審査が通らずに使えなかったという案件をお聞きいたしました。この方は、結局、別の金融機関の奨学金を借りたそうですが、本事業は町民であっても、借りれる人、借りれない人、これが出ている状況でございます。その認識があるのか。また、認識として、今、申請数、通った方々だけ、42名ですか、今、教育長のお話であったんですけども、何名申請したのか、何人、銀行のローンが落ちたのか、その辺の御認識を含めて御答弁をお願いします。

○教育長（藤井光興君） 管理課長の答弁とさせていただきます。

○教委管理課長（上野明仁君） リサイクル未来創生奨学金制度について、毎年説明会を実施しているんですが、説明会の参加者につきましては、平成30年度が23世帯、令和元年度が20世帯、令和2年度が16世帯となっております。世帯で申し上げましたのが、御夫婦で説明会に来られているケースがありますので、世帯としております。

今御質問があった、審査に何人だめだったのかというのにつきましては、ちょっとこちらのほうでは把握できていないところでございます。

○1番（平田慎一君） これは企画政策、そっちのほうは教育委員会のほうは多分、情報を出すだけだからご存じないと思いますけど、そっちのほうは町としては全然把握されていないということではないですか。

○企画調整課長（中野伸一君） ただいま管理課長のほうから説明がありましたとおり、いわゆる推測といいますか、説明会を受けられた方と、先ほど、実際に利用されている方が46名ということなんです、説明に来られた方がすべて融資の申し込みに行かれたかどうかというのはちょっとわからないところなんです、推測として、もし申請に行かれたとすれば、その差が何らかの理由で融資ができなかった方なのかなというふうには思っております。

ただ、どういう理由で審査が通らなかったかという情報については、こちらとしては、個人情報の観点もありますので把握はしておりません。

以上です。

○1番（平田慎一君） 奨学金ローンの要項を見ていただいて、第5条第1項にですね、これ、必ずということで連携金融機関が発行する奨学ローンの返済額を証する書類の提出がないと通らないということなんですよね。私が聞いたのは1人なんですけれども、その方が、やっぱり数名落ちていらっしゃる方がいらっしゃるということではと言われておりました。

先ほど、借りれる人と借りれない人が出ている、町民の中でですね。これに対して、やっぱり公平性を欠く事業になっているんじゃないかなというふうには私は単純に思いました。それでお聞きしたんですけれども。本事業の決定権を1つの銀行だけ、要は提携機関という、1つ、相信だけですよね。1つの銀行だけの与信に委ねていいの。晴れた日に傘を貸し、雨が降ったら取り上げる、これは銀行の現状ですが、皆さんもご存じでしょう。お金や資産を持っている人だけ借りれて、一番必要な、厳しい財政状況の方々に届いていないのは、本事業で町民格差を生んでいるというふうに思います。PDCAサイクル、これは行政の方もよく言われますよね、計画の効果・検証・改善、今、チェックとアクション、検証と改善が求められると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 申請のことにつきましては、何件申請して、否該当が何件あったというところは金融機関等に照会しても、それは個人情報ということで教えられないわけでありまして。この制度をつくる段階に当たりましては、町内のすべての金融機関に、こういった事業を行うということで照会をいたしました。それで、現在は鹿児島相互信用金庫だけが申請があって、そして協議して、決定しているわけで

ありますが、他の金融機関に対しましても、同様の取組をやはりしたほうが良いという、すべきだという思いがありましたので、すべて照会もし、内容もお知らせしたところでありますが、残念ながら1行だけに留まっているという状況であります。

- 1番（平田慎一君） 特にですねコロナ禍によって、商工業者を含め事業者は赤字の状態、厳しい状態の方が多いです、現状としてもですね。この経済状況というのはまだ続くと思います。また、ひとり親家族や経済的困窮者も、ますます増える現状で、持たざる町民の皆さん、銀行の融資に通らない人が今後も増えるというふうにやっぱり予想できると思います、単純にですね、これは。

そんな中で、必要な町民の方々に本事業が行き届くように、やっぱり行政としても考えていただきたい、町長としても考えていただきたい。ほかの銀行にもお話をされたということですが、この通らなかった方はほかの金融機関で通っているということです。ということは、ほかとの契約をしておけば、この方はそれを使えたという、町民格差は生まれてないということになりますので、是非、その辺はもう一度、銀行のほうにも確認してですね、伝えて、現状認識をしていただいて、変える部分を変えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 具体的に、申請があつて、融資を決定するのは金融機関でありますので、鹿児島相互信用金庫が1行だけとお知らせしたところでありますが、その基準ということがありますので、やはり、その中でその基準に基づいて判断されたという状況でありますから、そこに対して、具体的にいろいろと意見をすることは難しいかと思えますけれども、こういう事実があるということはお知らせしたいと思えます。

- 1番（平田慎一君） 是非ですね町民格差の生まれない、いい事業でございますので、そういう方向でですね知恵を出してやっていっていただきたいというふうに思います。

次に、コロナ対策についてですが、先般、本議会で町長より接種状況については御説明伺っております。いろいろな部分で、接種券を3,790名配付し、2,996名返ってきておりますとかですね。これに対して、一般の接種状況、インターネット・電話による受付件数等のワクチン接種の現状と、本町が直面するいろんな課題、接種体制についてあると思えます。課題、問題点がわかっている部分でお示しください。

- 町長（東 靖弘君） まず、本町のワクチン接種の現状でございますが、施設入所者を除きます65歳以上の高齢者4,933人に対しましては、6月4日までに接種券の発送を完了しております。なお、6月8日現在、町内4医療機関及び2つの集

団接種会場での予約率は74%、3,645人となっています。

65歳以上の高齢者の接種状況でございますが、6月8日現在、1回目の接種終了者は20%、750人で、2回接種の終了者は3%、117人となっております。

今後のスケジュールとしましては、65歳以上の高齢者の1回目接種が一定程度、8割進んだと考えられるタイミングで、高齢者の次の接種順位の層へ接種券を発送する予定でございます。

次に、ワクチン接種の課題でございますが、64歳以下の基礎疾患を有する方の先行予約の在り方や、ワクチンロスを防ぐための取組、災害時のワクチン接種の対応などが今後の課題として想定されますが、いずれも対応策を検討中でございます。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） 本会議の中でですね同僚議員から、これは中山議員からの質問にもありました、また、総務厚生常任委員会でも私も御指摘させていただきましたが、電話受付について、回線不通の状態、いわゆるつながらない状態が本町、二、三日続いたというふうに伺っております。それによって、つながらないことで連絡を断念されている方もいるとお聞きしております。

また、インターネットでの受付は、高齢者にとっては大変困難であります。申込件数もそこまで多くないと思いますが、このようなことはある程度、当初から予測の付くことであり、町民の命に関わる喫緊の案件でもあるので、やはり万全に万全を期す体制構築、段取りが必要だったのではないかなというふうに思います。そのことをどのように考え、対応してきたのか、また、しているのかを、まず、お聞きいたします。

- 町長（東 靖弘君） 接種体制について、今後、どのように取組、対策・対応を行っていくかとのことですが、接種体制については、引き続き、医療機関での個別接種と公共施設での集団接種を並行して実施していく計画でございます。

今後、64歳以下の方が対象になってまいりますことから、働いている方が多くいらっしゃると思います。働いている方でも接種しやすい環境が必要であると考えます。したがって、65歳以上で実施しております日中の接種を、曾於医師会との協議が必要になりますが、夕方まで延長することや、土日開催の集団接種においても、夜間の接種も検討してまいりたいと考えております。

- 1番（平田慎一君） 夜間接種を含めて、いろいろな対応をしていくということですが、やはり、このような喫緊の事態においてはですね人的にも物的にも大きく予算投入をしていって、そういう必要があるんじゃないか。例えば、具体的に言うと、回線が混んでいるんだったら回線を多く、余裕を見て引くとか、人員も、今、一生懸命、職員の方も頑張られているのは存じておりますが、その倍、2倍、3倍

ぐらいですね、短期間でもいいわけですから増やすとかですね、そういう施策というのはやっぱり必要なのではないかなと。お聞きしたところ、3回線だけということですね、やっぱりパンクするだろうというふうに思います、そのような状態であればですね。その辺をやっぱり次につなげていていただきたい、2回目の接種も含めてですね、いただきたいというふうに思います。

また、これは町民の方々から言われたんですけども、ネットで予約した方はもう2回目の接種が終わるという方がいらっしゃいます、これはお孫さんとかがネットで頼んでもらったということでしたが。それより早く、ネット予約より電話で申し込んだ方は、1回目の接種がまだ7月に入ってからという方もいらっしゃいます、実際ですね、ご存じだと思いますけども。また、かかりつけ病院の接種状況についてもばらつきがあると思います。例えばはるびゅうクリニックのところはちょっと少なかったとかですね、余ったとかですねそういうのもお聞きしておりますが、75歳以上の方より、65歳の方が先に接種されていたりとか、同時期に申し込んでですね、そういう話もあります、いろんなそういう状況も踏まえてですねいろんな把握はされていると思いますが。もう1つ、近隣市町ですね、若干調べてみました。鹿屋市、輝北町のほうは各集落ごとに集団接種をして、もう2回目の接種が終わっているらしいです。志布志市などは余ったワクチンを教育関係、これは幼児教育を含みますが、先行接種する旨の通知が配付されております。また、これは志布志市民だけではなく、志布志市の事業所で働いているすべての方、これは大崎町にお住まいの方で志布志市で働いている方にも送付されているような状況です。

各市町それぞれやっぱり知恵を出し、工夫をして町民のために一生懸命頑張っ、本町がしてないと言っているわけではないですよ、されております、近隣もですね。そのような現状を町長は御認識されているのか。また、本町のワクチン接種体制について、どのような取組をやっていくべきなのかというお考えがあると思います、今話を聞いてですね。その辺の御説明をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 65歳以上のワクチンの接種につきましては、これまでも、鹿屋市においては医師会に、それぞれの病院に直接申し込むことができる、町外の大崎町の人でもかかりつけ医であればそういうところで申し込みができることとか、あるいは、曾於市、志布志市においても、6月1日から、町外の人たちの受け付けを開始するとかという情報は、担当と連絡を取りながら聞いているところであります。

ただいま言われました、輝北町は集団接種ですべてが済んできたとか、志布志市は余ったワクチンを65歳の人ですかね、そういったところに使用したとか、そういった具体的な情報は捉えておりませんが、やはりできるだけ早急にすべて

の人が、打ちたいと思っている人たちが打てるような体制づくりというのは必要でありますので、今後、接種を進めている中では、電話でのことで非常に回線が繋がらなかったということもありましたけれども、それを役場に来ていただいて早急に対応していくこととか、そういった面も含みながら情報の提供、あるいは接種がスムーズに行くような取組は十分力を入れていきたいと思えます。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、町民に対する不安を払拭していただけるような施策をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

また、医療関係ではかかりつけ医での接種を推進しておりますよね、本町からも多分連絡が行っていると思いますけれども、近隣病院がですね実際かかりつけ、本町ではない方ですよ、志布志とか鹿屋の病院が本当はかかりつけなんですけれども、本町にて接種を希望される方々、特にこれ、病院の先生がおっしゃっていましたが、基礎疾患のある方の状況把握が、現場としてはできにくいと、そういう方々が結構来てですね状況がわからない部分があるというふうに伺っております。本来、定期通院している患者さんが先に接種されるべきであると思うんですよ、かかりつけの場合は特にですね。でも、それが、実際、後回しになっているという状況でもあるというふうなお話も伺っております。

また、国の集団接種は8割余っている状況が今あるとニュースでよくいわれておりますし、県の集団接種、大隅地域では串良のアリーナで行われるというふうに、今、情報が出ておりますが、この辺の情報というのはどうなっておりますか。

○町長（東 靖弘君） 具体的な点につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

県が設置します大規模接種会場は大隅地域で串良にあります串良平和アリーナで行われるんですけど、接種時期は、1回目については6月21日から25日の5日間と、6月28日から7月、暫時休憩をお願いしていいですか。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時12分

再開 午後3時13分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 大変失礼いたしました。

大規模接種については、鹿屋会場として串良の平和アリーナで、6月21日から25日の5日間と、6月28日から7月2日までの5日間、これが第1回の接種に

かかる分です。それから、第2回の接種については、7月19日から7月23日の5日間と、7月26日から7月30日までの5日間、これで2回の接種をするということになっております。

対象者の人数としては、鹿屋会場は6,000人程度ということでございます。以上です。

○1番（平田慎一君） 是非ですねそういう情報も早めに町民のほうに流していただいて、早く接種できる方にはそういうふうにさせていただきたいなというふうに思います。

またですね1回目よりワクチン接種が、2回目の接種による体調不良等の報告が多数出ております、多分これは御認識されていると思いますが。その対応も考えていかなければなりません。そして、新型ウイルス、変異ウイルスのまん延というのが出ております。若い世代の感染、学童を含む子どもたちへの感染が増えております。沖縄県は休校要請を出しましたが、密になりやすい幼児教育を含む学校教育関係において、これは教職員も含めてですが、早いワクチン接種体制の必要性があると思いますが、町長の御認識と御対応をお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 学校教育関係、幼児教育を含むにおいて、教職員への早めのワクチン接種の必要性についてということでございます。

園児や児童・生徒と業務上、接触する機会の多い保育士、教職員等の方々につきましては、感染のリスクが高く、感染者が発生いたしますとクラスターになることが十分考えられますので、優先度は高いと認識しているところでございます。したがって、この方々につきましては、60歳から64歳、及び基礎疾患のある方と合わせて、早めに接種を受けられるような体制を取ってまいります。

○1番（平田慎一君） 教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 教職員については、児童・生徒と接する機会が多いので、より安全・安心な教育環境を整えるためにも、早めの接種ができるのであれば、早くワクチン接種させたいと思います。

○1番（平田慎一君） 是非ですね未来のある子どもたちに、そういうのを未然に防止できるようなことができるのであれば、早い接種をお願いしたい。先ほど、志布志市などは幼児教育を含む学校の子どもたちや先生たちに、早めに余ったワクチンを接種するというふうな案内も来ておりますので、本町も是非、早めの子どもたちに対するワクチン接種というのも考えて、今、町長の答弁にもありましたが、やっていただきたいというふうに思います。

最後に、学校教育においては、コロナ禍により入学式や卒業式、その他、体育祭、学生時代にとって一番思い出深い、思い出として残る活動やイベントが中止や縮小

を余儀なくされておりますが、本年度もやはりそんな状況でしょうか。状況をお教えください。

○教育長（藤井光興君） おっしゃるとおり、いろいろ行事が組まれておりますけど、いくつかの行事について紹介しますが、修学旅行ですけども、修学旅行は、今年は小学校が3校、中学校は1校ですが、大崎中は5月実施を9月実施か10月に延ばしました。そして、福岡に行く予定を、予定を変えて長崎と佐賀と熊本に絞り込んで計画しています。

それから、大崎小の修学旅行につきましては、5月に終わりました。鹿児島市内でしたけど、無事終わりました。大変、旅行業者の配慮で、問題はなかったようです。

明日から、野方小が2日間、熊本のほうに行きますけど、それについても実施の予定です。

もう1校、菱田小学校ですけど、5月実施でしたけど9月に延期しています。運動会が、この前、大丸小学校が午前中実施で、地区の運動会と分けて、学校だけで運動会をこの前の日曜日にやりました。この後につきましては、どの学校もやる予定ですが、状況によっては、昨年みたいに、大崎中みたいに半日で済ませたりとか、それからプログラムを縮小してやるとか、そういう方向で考えているようです。とにかく密にならないということで実施するということで聞いております。

あとの行事等につきましては、大体やる方向で、工夫してやる方向で進めているところです。

以上です。

○1番（平田慎一君） 是非ですね記憶に残るようなですね、子どもたちのためにもいろんな活動、できる範囲でやっていただきたい。ちょっと最初の部分に、冒頭でちょっと言おうと思っていたんですけど、議長のほうに止められて終わりましたので。これは竹本校長がですね、いい文章だと思います、「論語とそろばん」、私も久しぶりにすばらしい文章を見させていただきましたけども、やっぱり現状を悩んでいる先生方、学習活動が優先なのか、子どもたちの安心・安全が優先なのかと問われれば、どちらも優先と応じます。安心・安全が担保され、学習活動がなければ、学校は社会の役割を果たすことができません。どちらかに一方的に偏らせるわけにはいかないのです。これからも学校の日常が存続するよう、毎日工夫しながらバランスを取っていきますというふうな文章でした。やっぱり学校の教育の現場、これは小学校も含めて、幼児教育も含めてですが、子どもたちのために悩み、苦悩されながらされているんだなというふうに思います。本来であれば、政治がそのような悩みを起させないよう決断し、実行し、責任も負うべきであるというふうに私は思

います。本町にはバランスのとれた優れた先生方がいらっしゃるんだなとうれしくも思い、個人的には文章の下の下段のですね哲学的な内容のほうが好きでしたけども、本町の教育行政、町長、教育長、そして教職員の方々の方向性を1つにして、我が国の未来を担う子どもたちの育成をお願いいたしたいというふうをお願いして私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。始まりの時間を15時25分からでよろしいですか。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時20分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第3 議案第31号 2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第31号「2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、昨年の7月豪雨により一部崩落した田中橋の橋梁災害復旧工事請負契約の締結に関するものでございます。

この工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、5月20日に指名委員会を開催いたしまして、大崎町内の業者で本町の建設工事入札参加資格者格付による土木A級を有する業者、6社を選定いたしました。その後、6月7日に入札を執行し、入札の結果、徳澤建設株式会

社が落札し、同日仮契約を締結したところであります。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明いたします。

契約の目的は、2災835号田中橋橋梁災害復旧工事でございます。

契約の内容は、復旧延長9.585メートル、幅員4メートルで、下部工と上部工を施工することになっており、詳細は議案書に記載のとおりとなっております。

契約の金額は、8,030万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、曾於郡大崎町菱田2593-1、徳澤建設株式会社、代表取締役徳澤直紀でございます。

なお、2枚目から参考資料として入札執行調書及び図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第31号「2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負契約の締結について」については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号「2災835号田中橋橋梁災害復旧工事請負契約の締結に

ついて」は、可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第32号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第32号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、昨年の7月豪雨により崩落した飯隈橋の橋梁災害復旧工事（下部工1工区）の請負契約締結に関するものでございます。

この工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

なお、仮契約に至るまでの経緯については、議案第31号と同様でございますので省略させていただきます。

それでは、議案書に添って御説明申し上げます。

契約の目的は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）でございますが、今回の災害復旧工事につきましては、下部工の右岸側を1工区とし、左岸側を2工区として分割発注しております。

契約の内容は、復旧延長37.9メートル、幅員4メートルで、橋台工1基をはじめ、議案書に記載の工事内容となっております。

契約の金額は、6,655万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、曾於郡大崎町神領1256-1、久徳建設株式会社、代表取締役久徳博文でございます。

なお、2枚目から参考資料として入札執行調書及び図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○9番（上原正一君） 単純にですね考えたんですが、旧橋の水面からの高さ、今回新しくできる橋の水面からの橋の渡るところの高さ、水面との。要するに、洪水に

なったときに橋に水がかかるのか、かからないのか、旧橋より高くできるのかどうかというところがわかっておれば、説明をお願いします。

○建設課長（時見和久君） 済みません、水面からの高さはちょっと今資料を持っていないところなんですけれども、現状としましては、今回の橋につきましては中間部分に橋台のない構造にしておりますので、この関係で、前の高さよりも若干高くなるというところなんです。流木とかそういうものがそこに引っかからないように、そういう構造にしたところなんです。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第32号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負契約の締結について」については、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工1工区）請負契約の締結について」は、可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第33号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第33号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工

事（下部工 2 工区）請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、昨年の 7 月豪雨により崩落した飯隈橋の橋梁災害復旧工事（下部工 2 工区）の請負契約締結に関するものでございます。

この工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、議案書に添って御説明いたします。

契約の目的は、2 災 8 3 6 号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工 2 工区）でございます。

契約の内容は、復旧延長 37.9 メートル、幅員 4 メートルで、橋台工 1 基をはじめ、議案書に記載の内容となっております。

契約の金額は、6,776 万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、曾於郡大崎町仮宿 1741 番地、山下建設株式会社、代表取締役山下浩二でございます。

なお、2 枚目から参考資料として入札執行調書及び図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 33 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第33号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負契約の締結について」については、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（下部工2工区）請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第34号 中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第6、議案第34号「中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結に関するものでございます。

調整槽は、昭和50年に鉄筋コンクリートで築造されており、45年が経過している状況でございます。鳥越配水池や永吉配水池へ直結しており、調整池として重要は役割を果たしておりますが、耐震基準を満たしておらず、早急な更新を必要としているため、耐震基準を満たすステンレス製の貯水タンクを築造するものであります。

この工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、5月20日に指名委員会を開催いたしまして、業務実績があり工事入札参加資格のある業者、3社を選定いたしました。その後、6月7日に

入札を執行し、入札の結果、株式会社ベルテクノが落札し、6月10日に仮契約を締結したところであります。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明申し上げます。

契約の目的は、中山第二水源地調整槽築造工事でございます。

契約の内容は、ステンレス製調整槽、容量500立方メートル1基でございます。

契約の金額は、1億939万5,000円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、愛知県名古屋市中区錦3丁目5番27号、株式会社ベルテクノ、代表取締役鈴木洋でございます。

なお、2枚目から参考資料として入札執行調書及び図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第34号「中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結について」については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号「中山第二水源地調整槽築造工事請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第35号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第35号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、小型動力ポンプ付積載車購入契約に関するものでございます。

現在、持留分団に配備されております小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴いまして、令和3年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

この購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、5月20日に物品会議で入札者等資格者推薦委員会を開催いたしまして、県内で業務実績があり入札参加資格のある業者、4社を選定いたしました。その後、6月7日に入札を執行し、入札の結果、株式会社鹿児島消防防災が落札し、同日仮契約を締結したところであります。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明いたします。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。

契約の内容は、小型動力ポンプ付積載車1台。4WDオートマチックWキャブ型、主ポンプはB2級でございます。

契約の金額は、1,133万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社鹿児島消防防災、代表取締役種子田浩市でございます。

なお、2枚目に、参考資料として入札執行調書を添付しておりますので、御参照

いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

- 議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 8番（中山美幸君） 確認をいたします。また今回も、車両等の型式、それから車両のメーカー、それは問わないで同等品ということであればいいということで契約ですか。
- 総務課長（上橋孝幸君） 過去にも同様な御質問をいただいているというふうに承知をしているところでございますが、今回も、特に車種等のメーカー指定はしておりません。
- 8番（中山美幸君） 車両の形状並びにエンジン等において、いろんな差が出てくるんですよね。そういったところも、やはり、前回も言いましたけれど、同じことを繰り返しているの、これどういうことですか。やはり、そこは自分たちの財産となるものですから、もう少し真剣に考えていただけないんですか。
- 総務課長（上橋孝幸君） 確かに議員のおっしゃるとおり、メーカー指定の方法もあると思います。消防車は艤装を加えた特殊な車両でございます。法令や基準に適合して、本来の目的を満たすことが重要であるというふうに認識しております。そういった意味からも、これまでと同様、メーカーを指定しておりません。そういったことで、入札参加事業者のほうも幅広い提案というのも可能であるというふうに思っております。
- そしてまた、消防分団からも、特にどこのメーカーがいいというような御要望もないということもございましたので、仕様書で定めた要件を具備していれば、最低価格を提示した業者と契約をしているという状況でございます。
- 8番（中山美幸君） 私、それには非常に疑義があるんですよ。自分で車を購入されるときは、同一の性能であってもメーカーは問われるはずですよ。非常に私は疑問ですよ。じゃあ、今回、この車が来たときに、ほかのメーカーの車両だったらそれだけの能力がないということをいっているんですか。もうちょっと考えてくださいよ。
- 総務課長（上橋孝幸君） 消防車両、一般車両と若干違うのかなというふうに思っております。消防車両は特殊な装備を備えた緊急車両として、道路運送車両法や保安基準に適合していることが求められております。そういった基準を満たしていることが前提条件となっておりますので、メーカー指定は行わず、車両の規格や機能、装備などを仕様書に定め、入札を行っているという状況でございます。
- それから、今回は地元の消防分団の御希望により、オートマチックがいいということでもございました。車種についてはいろいろメーカーはありますけれども、マニ

ュアルはたくさんあるんですが、オートマチックとなると限られたメーカーしか、今のところは取り扱っていないというところもございましたので、そういった意味からも、今回は特段メーカー指定というのはしていないところでございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） オートマチックであろうとマニュアルであろうと、ほかにも会社があるわけじゃないですか。オートマチックは1社しかないということはないんでしょう。じゃあ、この入札をされた車両のメーカー、型式を教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） オートマチックについては、業者から聞いた情報によりますと、いすゞと三菱の2社があるというふう聞いております。

型式については、現在資料がございませんので、申し訳ございませんが。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第35号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時48分

第 3 号

6 月 2 2 日 (火)

令和3年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月22日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（5番、6番）
- 日程第2 議案第26号 大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第3 議案第23号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第24号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号) (総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第30号 第3次大崎町総合計画について
(第3次大崎町総合計画審査特別委員長報告)
- 日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 稲 留 光 晴 | 9番 上 原 正 一 |
| 4番 諸 木 悦 朗 | 10番 小 野 光 夫 |
| 5番 宮 本 昭 一 | 11番 児 玉 孝 徳 |
| 6番 中 倉 広 文 | 12番 神 崎 文 男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|---------------|-----------------|
| 町 長 東 靖 弘 | 農林振興課長 中 村 富士夫 |
| 副 町 長 千 歳 史 郎 | 耕地 課 長 竹 本 忠 行 |
| 教 育 長 藤 井 光 興 | 建 設 課 長 時 見 和 久 |

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 会計管理者 | 西 高 和 義 | 農委事務局長 | 相 星 永 悟 |
| 総務課長 | 上 橋 孝 幸 | 水道課長 | 高 田 利 郎 |
| 企画調整課長 | 中 野 伸 一 | 教委管理課長 | 上 野 明 仁 |
| 住民環境課長 | 岡 留 和 幸 | 社会教育課長 | 宮 本 修 一 |
| 保健福祉課長 | 谷 迫 利 弘 | 税務課長 | 本 松 健一郎 |

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

| | |
|---------|------------------|
| 事務局長 | 本 高 秀 俊 |
| 次長兼調査係長 | 福 永 浩 二 |
| 議事係長 | 上 床 就 路 |
| 庶務係主幹 | 西 ゆかり |

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、宮本昭一君、及び6番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第26号 大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第26号「大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第26号、大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月9日に委員会を開きました。建設課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

それでは、条例の概要と委員会の中での審議について報告いたします。

町営旭ヶ丘住宅は、平成20年3月に鹿児島県から無償譲渡されたもので、今回、普通財産貸付住宅として管理することに伴い、条例の一部を改正するものであります。旭ヶ丘町営住宅は、鉄筋コンクリート造り3階建てで、昭和53年度に建設され、43年が経過しております。全戸数12戸のうち、現在2世帯のみの入居であり、普通財産貸付住宅に変更することにより、居住者の資格要件を緩和し活用を図ろうとするものです。

質疑の中で、住宅補修の補正予算が計上してあるが、入居者の確保はできるのかとの問いに対し、修繕は募集に合わせて行い、資格要件を緩和することで入居は見込めるとの答弁でありました。

普通財産となった場合、住宅料金がかわるのかとの問いに対し、普通財産貸付住宅料表において建築年数等で料金が定まっており、適切な料金を維持できる。今後は下がってくるとの答弁でありました。

普通財産の場合、総務課管轄となるが、建設課管理のもと、問題が起きた場合、

責任はどうなるのかとの問いに対し、建設課と総務課の間で管理のすみ分けをきちんと行い、今後対応していきたいとの答弁でありました。さらに、現在、この町営住宅の門柱は鹿児島県職員住宅となっているがとの問いに対し、今後調査を行い、対応するとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第26号、大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第26号「大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第26号「大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「大崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第23号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第23号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第23号、令和

3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月8日の本会議において当委員会に付託されました。6月9日、全委員の出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,926万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,726万6,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告をいたします。

まず、歳出、款2、項1、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金210万円について、直近の数年間の採択実績はどのようになっているのかとの問いに対し、直近の5年間で4件の採択実績があるとの答弁でした。さらに、この助成事業で自治公民館の増築やトイレの洋式化等は対象になるのかとの問いに対し、コミュニティ助成事業の中のコミュニティセンター助成事業は事業費の5分の3以内であるが、対象になるとの答弁。また、コミュニティ助成事業の中の、一般コミュニティ助成事業と青少年健全育成助成事業は両方同時に申請可能かとの問いに対し、採択の可否については申請内容等によると思われるが、申請自体は可能であるとの答弁でありました。

次に、款3、項2、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金1,030万円について、対象児童1人当たり5万円を支給するものと説明であったが、いつまでに出生した児童が対象かとの問いに対し、基本的に4月の児童手当の支給対象児童が対象であるが、来年2月まで生まれた子どもが対象になるとの答弁でありました。

次に、款5、項1、目9畜産業費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町畜産設置整備支援事業補助金320万円について、畜舎の新設等に対する補助金の説明であったが、飼養頭数に対して堆肥舎整備の指導はなされているかとの問いに対し、牛舎については10頭以上を飼養する場合、堆肥舎を含む管理基準があり、今後、増頭計画に合わせて指導はしていきたいとの答弁。さらに、予算説明で用いた資料の中に、5年後の飼養計画が記載されているが、担当課としてはどのようにして計画目標を達成させていく考えかとの問いに対し、補助金事業の要件である5年間で5頭以上の増頭については達成可能と考えているが、罰則等は規定しておらず、計画に沿った増頭をお願いしていきたいとの答弁。また、事業の対象となる畜舎整備について、堆肥舎の工事も対象として含まれているかとの問いに対し、対象となるのはあくまでも畜舎の整備で、堆肥舎は対象外であるとの答弁でありました。

次に、款8、項1、目2非常備消防費、節18負担金、補助及び交付金の消防団員退団慰労金補助金73万2,000円について、消防団員の退団に伴うものとの説明があったが、団員数の増減について、どのような状況かとの問いに対し、団員の定数240名に対し、4月1日現在、224名の団員数であり、定数に16名足りていないとの答弁がありました。

次に、款9、項2、目1学校管理費、節11役務費の手数料11万4,000円、及び款9、項3、目1学校管理費、節11役務費の手数料1万9,000円について、学校環境衛生基準における基準値の改正に伴い、新たな検査項目に追加するとの説明であったが、検査結果が異常であった場合、その対策はどのように考えているかとの問いに対し、検査項目を増やして、もし結果が異常であれば、基準を基に対応していくとの答弁でありました。

次に、歳入、款17、項1、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入の建物貸付料（現年度分）112万円について、旭ヶ丘住宅を町営住宅から普通貸付住宅への用途変更を行うとの説明であったが、何戸分の入居を想定しての積算かとの問いに対し、10戸分の積算であるとの答弁。さらに、今回の変更に合わせて、7月から家賃改定を予定しているとの説明であったが、現在入居中の2戸についても、同様に改定の考えかとの問いに対し、入居中の2戸についても7月から改定するとの答弁。また、入居者資格の要件が緩和されているとの説明があったが、要件として何か残るのかとの問いに対し、おおむね35歳未満であること、配偶者があることの2つの入居者要件はなくなるが、所得要件についてはそのまま残るとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第23号、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第23号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第23号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第24号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第24号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第24号、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月9日、全委員出席のもと委員会を開き、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,549万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,592万6,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、令和2年度分の介護給付費国庫負担金等の確定に伴う精算のための補正でありました。

特に質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第24号、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第24号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第24号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第30号 第3次大崎町総合計画について

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第30号「第3次大崎町総合計画について」を議題といたします。

本案について、第3次大崎町総合計画審査特別委員長の報告を求めます。

○第3次大崎町総合計画審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました議案第30号、第3次大崎町総合計画について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、6月8日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、6月10日に全委員出席のもと委員会を開催し、企画調整課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この第3次大崎町総合計画は、第2次大崎町総合計画の期間終了に伴い、新たに持続可能な大崎町を実現していくための指針として、基本構想、基本計画等を定めるものであります。

SDGs目標年である2030年の大崎町の姿を目指すことから、令和3年度から令和11年度までの9年間の計画期間であります。前半の4年間は前期計画期間として、今回、審議の総合計画となっております。

委員会の中での質疑について報告いたしますが、全委員出席の特別委員会でありましたので、質疑につきましては簡略していたします。

特別委員会では、この第3次大崎町総合計画を実効性ある確かなものとするために、基本理念の中の重点目標である「仕事・経済」「人口減少対策」「教育・子育て」「まちづくり」の4つの分野の取り組むべき目標について、中でも「人口ビジョン1万人確保」は、各担当課との横の連携を強化するため戦略プロジェクトを立ち上げるなど、実施体制を整えて目標達成に向け取り組んでいただきたいとの意見

が出されました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、討論を終結し、その後、採決に入り、議案第30号、第3次大崎町総合計画については、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、第3次大崎町総合計画審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第30号「第3次大崎町総合計画について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は、起立によって採決します。

議案第30号「第3次大崎町総合計画について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数。

したがって、議案第30号「第3次大崎町総合計画について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（神崎文男君） 日程第6、同意第3号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町教育委員会委員でありました福島慎吾氏が任期途中の令和3年4月30日で退任されたことから、現在欠員となっております。現在欠員となっております大崎町教育委員会委員に、小野まゆみ氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもので

ございます。

なお、任期は令和5年3月31日まででございます。

氏の住所は、大崎町仮宿1187番地2上三文字集落で、昭和43年9月10日生まれの52歳であります。氏は、平成元年3月に鹿児島女子短期大学児童教育学科を御卒業後、同年4月から社会福祉法人雪山福社会青葉保育園に入社され、3年間、保育士として御活躍されておりましたが、御結婚を機に退職されております。また、平成8年10月からは家業の富士屋製菓有限会社に入社し、平成22年10月からは同社取締役として御活躍され、現在に至っております。氏は、豊かな発想と識見を持ち、穏健中立な人物として高く評価されており、教育委員会委員として適任であると思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第3号について討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第3号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（神崎文男君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、稲留光晴君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。
念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願
います。

[投票用紙配付]

○議長（神崎文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（神崎文男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、平田慎一君、2 番、富重幸博君、3 番、稲留光晴君、4 番、諸木悦朗君、
5 番、宮本昭一君、6 番、中倉広文君、7 番、吉原信雄君、8 番、中山美幸君、9
番、上原正一君、10 番、小野光夫君、11 番、児玉孝徳君。

[投票]

○議長（神崎文男君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1 番、平田慎一君、2 番、富重幸博君、3 番、稲留光晴君、立
会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（神崎文男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。

有効投票中、賛成、10 票、反対、1 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第 7 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第 7 「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第8「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和3年第2回大崎町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時45分